



ラムサール条約履行のための国家計画策定ツール

(及び 2005 年にウガンダで開催される第 9 回締約国会議
に提出される国別報告書の正式な様式)

実施状況の要約(オプション)

最近三年間のあなたの国でラムサール条約の実施状況の要約を含めてください。

新・生物多様性国家戦略（2002年3月）に掲げられた湿地保全に関する目標及び具体的な行動に基づき、湿地保全施策を進めた。特に重点的に実施した事項は以下のとおり。

- ・ 決議 11「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」の短期目標（COP9までに世界のラムサール条約湿地を2000カ所以上に増加させる）に対応し、わが国の条約湿地をCOP9までにCOP7当時の2倍である22カ所以上に増加するという目標達成のため、新規のラムサール条約湿地の選定・登録作業を進めた。
- ・ 2002年12月に自然再生推進法を制定し、地域からの発意により、地域の多様な主体が合意形成を図りながら自然再生を進めていくことを推進することとした。この法律に基づき、釧路湿原（ラムサール条約湿地）で自然再生事業を実施しているほか、その他の河川、湿原、干潟、藻場等の湿地においても自然再生事業を実施した。
- ・ 2004年6月に特定外来生物被害防止法を制定し、外来種が湿地生態系に与える悪影響の観点も踏まえて特定外来生物を指定し、輸入や国内流通の規制を進めるとともに、湿地生態系にすでに悪影響を与えているものについては防除を進めることとした。
- ・ アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略や国際協力機構を通じたプロジェクト等により、湿地保全の国際的な協力を実施した。

実施目標 1. 目録及び評価

実施目標 1.1: 条約の実施、特に賢明な利用原則について情報を提供し、また支援するため、湿地資源の規模を特に地球規模、国別（または適切な場合、都道府県別）に詳述する。

[Go to next operational objective](#) - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度	A	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）		<ul style="list-style-type: none"> ・ COP8の結果を踏まえ、湿地目録の更新を行う際に標準的な湿地目録手法を用いるよう努める。(1.1.1) ・ 2001年12月に作成した国内重要湿地目録について情報の追加、更新に努める。(1.1.2) ・ 国内重要湿地の目録について、総ての関係主体が容易に情報を入手できるよう、必要な措置を講ずるよう努める。(1.1.3) ・ 国内・都道府県湿地目録にメタデータ記録を含むことを奨励する。(1.1.4) ・ 政策決定者、湿地管理者及び湿地の利用者が、国家湿地政策や国内・地域湿地プログラムの企画、実施に際して、湿地目録の情報を利用することを奨励する。(1.1.6) ・ 湿地目録にかかる行動の支援について、小規模無償基金の実施ガイドラインで高い優先度を与えるよう努める。(1.1.7)
行動提案（記述による回答）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要湿地目録の更新を行う際に、標準的湿地目録手法の国内での適用可能性に関する検討を行なう。(1.1.1) ・ 2001年12月に作成、公表した国内重要湿地目録（潜在的なラムサール登録湿地、国レベルでの重要湿地を含む）について、現地調査や情報収集の実施を通じて、必要に応じ情報の追加、更新を行う。(1.1.2)

<ul style="list-style-type: none"> インターネットを通じて公開している国内重要湿地目録について、重要湿地に係る新たな情報を総合的に収集整理するとともに、関係主体から情報を入手するための措置を検討する。(1.1.3) 現在運営されている生物多様性情報システム上において、湿地目録に係るメタデータ整備内容の検討を実施する。(1.1.4) 政策決定者や湿地管理者、利用者など湿地に関わる全ての主体が湿地目録の情報を利用できるよう、インターネット上での情報公開、普及啓発を推進する。(1.1.6) 小規模無償基金の実施ガイドラインの検討の段階において、湿地目録に係る行動の支援について十分に考慮するよう、常設委員会及び事務局に対して必要な助言を行う。(1.1.7)

COP9 への報告セクション

行動 1.1.1. 国別（または適切な場合、都道府県別）の科学的湿地目録を作成、更新し、広報するため、「ラムサール条約湿地目録の枠組み」（決議 .6）に沿った標準的湿地目録手法の使用を促進、奨励する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：目録が未完成の締約国は、第 9 回締約国会議（COP9）までにラムサール条約湿地目録の枠組みに沿って行動を開始し、包括的な国別湿地目録をできる限り完成に近づけ、普及させておく。

1. 包括的な国内湿地目録がある（ <u>目録が存在する場合はサイトの数を含めて下さい</u> ）。	D	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	湿地数 / ラムサール条約湿地数 500 (湿地)
2. ラムサール条約湿地目録の枠組み（決議 .6）で推奨された手法を国内湿地目録作成に使用した。	C		
3. COP8 以降の実施状況 [目録作成手法の適用、目録の状況 - 終了期日あるいは予定時期、目録の内容 - 、および関連すると考えられる他の追加コメントを含めて下さい。]			
<p>国内の全ての湿地を網羅した包括的な目録は作成していないが、決議 .11 に基づき、2001 年 12 月に、次の基準に基づき国内での重要湿地目録（「日本の重要湿地 500」）を作成した。</p> <p>基準 1 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>基準 2 希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>基準 3 多様な生物相を有している場合</p> <p>基準 4 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合</p> <p>基準 5 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合</p> <p>なお、「日本の重要湿地 500」は第 8 回締約国会議以前に作成したため、決議 .6 の手法には直接対応していないが、今後決議の内容もふまえて必要に応じて見直しを行っていく予定。</p>			

行動 1.1.2. 湿地目録情報に - a) 条約湿地候補 b) 締約国領土内に位置し、国、都道府県、または地域レベルで重要な湿地 c) 再生や回復を必要とする湿地 - を特定する情報を盛り込み、優先事項のリストを添える。その際、カルストや洞窟、潮間帯湿地、珊瑚礁、泥炭地、地球規模で絶滅のおそれのある種を支えている湿地、その他これまであまり登録されていない特徴を持つ湿地タイプを特に優先する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：COP8 以降に着手する国別湿地目録すべてに、湿地の重要性、条約湿地候補地、再生すべき湿地、これまであまり登録されていない湿地タイプの位置、そして特に貧困の根絶戦略との関連で湿地が持つ価値と機能に関する情報を盛り込む。

行動 3.2.1、3.3.1、r4.1.1 及び実施目標 10.1 参照		湿地数 / ラムサール条約湿地数
注：可能であれば、以下の各々のカテゴリーにあてはまる湿地の数を記して下さい：		
1. 目録には潜在的なラムサール条約湿地を評価し記載している	C	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. 目録には国または都道府県、地域レベルで重要な湿地を評価し記載している	B	
3. 目録には再生や回復が必要な湿地を評価し記載している	C	
4. 目録にはこれまであまり登録されていない湿地タイプと特徴を評価し記載している	B	
5. 目録には水供給のために特に重要な湿地を評価し記載している	C	
6. 目録には沿岸保全のために特に重要な湿地を評価し記載している	C	
7. 目録には洪水防止のために特に重要な湿地を評価し記載している	C	
8. 目録には食料確保のために特に重要な湿地を評価し記載している	C	
9. 目録には貧困緩和のために特に重要な湿地を評価し記載している	C	
10. 目録には文化遺産のために特に重要な湿地を評価し記載している	C	
11. 目録には科学的調査のために特に重要な湿地を評価し記載している	C	
12. COP8 以降の実施状況 [上記に示された項目を考慮し、湿地目録に含まれる情報に関するコメント]		
「日本の重要湿地 500」には、サンゴ礁 31 カ所、藻場 129 カ所、マングローブ林 36 カ所等のこれまであまり登録されてない湿地タイプが含まれている。		

行動 1.1.3. メタデータを含む湿地目録データと情報を国内で保管、収納及び維持するための手配が整っていることを確認するとともに、これらの資料をできる限り包括的かつ、あらゆる利害関係者にとって利用しやすくするために必要な措置を導入する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：すべての湿地目録に完全なるデータ管理、保管任務及びメタデータ記録を備えておく。

1. メタデータを含む湿地目録のデータと情報の管理、蓄積及び維持のための国内体制が確立している	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加のコメントを含めて下さい。]		
自然環境保全基礎調査の「浅海域調査 藻場干潟調査」において、「日本の重要湿地 500」に選定されている湿地を含む藻場 129 カ所、干潟 145 カ所を対象として全国調査を実施しており、データの収集を行っている。		

なお、「日本の重要湿地 500」については必要に応じ見直しを行っていく予定。

行動 1.1.4. 湿地目録のメタデータベースをウェブ上で入手できるようにし、国内（都道府県を含む）湿地目録のすべてにメタデータ記録を盛り込むよう奨励する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：COP9 までにすべての国内湿地目録に関する情報を掲載したメタデータベースをウェブ上に構築する。

1. 国内（都道府県を含む）湿地目録のメタデータ記録がラムサール条約のウェブ上の湿地目録メタデータベースに含めるために提供されている	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
--	----------	---

2. COP8 以降の実施状況 [この行動の実施における追加コメントを含めて下さい]

重要湿地 500 のデータについては、ホームページ上で公開しており、必要に応じ、更新・改訂を進めていく予定である。なお、個人情報や希少種等の情報を含むものについては非公開としている。

行動 1.1.6. 意思決定者、湿地管理者や利用者が国の湿地政策や国や地域の湿地計画を策定、実施する際、湿地目録からの関連情報を利用するよう奨励する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：湿地目録を有するすべての締約国は、COP9 までに利害関係者全員が目録を利用できるようにしておく。

1. 意思決定者の間で、湿地目録に関連する情報の利用が促進された。	D	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. 湿地管理者の間で、湿地目録に関連する情報の利用が促進された。	D	
3. 他の湿地利用者の中で、湿地目録に関連する情報の利用が促進された。	D	

4. COP8 以降の実施状況 [この行動の実施における追加コメントを含めて下さい]

「日本の重要湿地 500」を、ホームページで公開し、全ての関係者が情報を利用できるようにしている。このことにより、環境影響評価、各種計画策定等においても、関連する情報が活用されている。

行動 1.1.7. 小規模助成基金のための目録作成プロジェクト策定に高い優先度を与える。

1. 湿地目録プロジェクトの提案が小規模助成基金に提出され、資金が提供された。	A	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. 湿地目録プロジェクトの提案が小規模助成基金に提出されたが、資金が提供されなかった。	A	

3. COP8 以降の実施状況 [この行動の実施における追加コメントを含めて下さい]

実施目標 1. 目録及び評価

実施目標 1.2 : 条約の実施、特に賢明な利用原則の適用について情報を提供し、また支援するため、地球規模かつ国別（または適切な場合、都道府県別）の湿地資源評価及びモニタリングを行う。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ・ ミレニアム生態系評価プロジェクトの作業に積極的に貢献し、湿地資源及びその状況に関する世界的評価をより総合的に、また最新のものとするよう努めること。(1.2.1) ・ 湿地資源の状況に関する変化の国内解析の要約について公表し、また、定期的に事務局に提供すること。(1.2.2) ・ ラムサール登録湿地において、湿地の生態学的特徴の変化に対する脆弱性の評価を実施する。(1.2.5)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ・ わが国は既にミレニアム生態系評価プロジェクトの理事会、ワーキンググループに参加しており、これを通じて引き続きプロジェクトの作業への貢献を行う。(1.2.1) ・ 環境省が定期的実施している自然環境保全基礎調査をはじめ、湿地に関する国内調査の結果について、ウェブへの掲載、報告書の配布により公開するほか、当該情報について事務局に提供する。(1.2.2) ・ わが国のラムサール湿地における脆弱性の評価手法について、情報の収集を行い、評価の実施を検討する。(1.2.5)

COP 9 への報告セクション

行動 1.2.1. ミレニアム生態系評価(MA) プロジェクト(<http://www.millenniumassessment.org>) の理事会や各種作業部会に参加することで、その業務に積極的に貢献し、MA の方法論、成果及び調査結果を分析（結果はCOP9に報告）する。また必要な行動があればこれを見直すことにより、湿地資源とその状況に関する地球規模の評価を更新し、包括的なものにする。

1. ミレニアム生態系評価 (MA) に対する貢献

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. COP8 以降の実施状況 [MA に対する貢献における追加コメントを含めて下さい]

行動 r1.2.i. 国境をまたぐ水界生態系の評価における国際協力によるなど、地方、国、地域（超国家）の規模で行う湿地生態系評価に、ミレニアム生態系評価の手引きやサブグローバル生態系評価の方法が適宜利用されるよう、ミレニアム生態系評価によって得られた所見や手引きを締約国及び他の関係組織が利用できるようにする（決議 .7）。

1. 国レベルの生態系評価のために MA の手引きと手法が使用された

C

Choose an answer for each indicator

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. 地域（超国家）レベルの生態系評価のために MA の手引きと手法が使用された

C

3. 地方レベルの生態系評価のために MA の手引きと手法が使用された

C

4. COP8 以降の実施状況 [MA の手引き及び手法の使用に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 1.2.2. 締約国が提出した国別（または適切な場合、都道府県別）湿地資源の変化の評価要約を保管する施設を設置し、それを基盤に定期的な分析を行うとともに湿地の現況報告体制を改善する。

1. 湿地の変化の評価要約を集積する施設を設置した	H	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. COP8 以降の実施状況 [湿地の状況、その内容および利用の変化の評価の集積施設に関する追加コメントを含めて下さい]		
生物多様性センターにおいて、自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査 藻場干潟調査」として全国の干潟及び藻場の調査を実施しており、ホームページで情報提供を開始している。モニタリングサイト 1000 については、試行調査を実施しているところであり、今後情報提供を行っていく予定。		

行動 1.2.5. 気候変動の影響、海面上昇などの生態学的特徴の変化に対する湿地の脆弱性を評価する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：委員会と条約事務局は、脆弱性評価を実施し、結果を COP 9 に報告する意思のある締約国を少なくとも 20 か国特定する。

1. 生態学的特徴の変化に対する湿地の脆弱性の評価を行った。	E	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress;
2. 評価には気候変動の影響を含む	E	F= Being planned; G = Being updated; H =
3. 評価には海面上昇の影響を含む	C	Other status (explain below); I = No answer
4. COP8 以降の実施状況 [評価の試みにおける追加コメントを含めて下さい]		
地球環境研究総合推進費により、2005-2007 年度に渡り、生物相互作用に着目した高山・亜高山生態系の脆弱性評価システムの構築に関する研究を推進。当該研究はサブテーマ 1 として、八甲田山系における高層湿原生態系の研究を展開、どのような生態系の特性が温度・CO ₂ 濃度上昇に対する脆弱性に影響するのかを評価する。		

行動 r1.2.iv. 国内湿地目録に記載のものも含め、沿岸湿地の過去の減少、現状、傾向について引き続き文書化し、その保全状況について第 9 回締約国会議に対する国別報告書で報告する。

1. 沿岸湿地の過去の減少、現状、傾向の文書化	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. COP8 以降の実施状況 [沿岸湿地の保全状況と傾向に関する追加コメントを含めて下さい]		
2002 年より自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査」として全国の干潟及び藻場調査を実施しており、沿岸湿地の状況の把握を行っている。ホームページで調査の情報提供を開始している。モニタリングサイト 1000 については、試行調査を実施しているところであり、今後情報提供を行っていく予定。		
3. 沿岸湿地の保全状況の要約 [沿岸湿地の保全状況の要約、関連する刊行物、報告書あるいは分析の引用を提供して下さい]		
1998 年の自然環境保全基礎調査において、藻場は全国で 142,459ha (10m 以浅を対象。兵庫県及び徳島県を除く。) 確認されており、埋立てと磯焼けが消滅の主な原因となっている。干潟は、全国で 49,380.3ha (兵庫県及び徳島県を除く。) 確認されており、1994 年から 1998 年までの間に 1,870ha の干潟が消滅した。		

行動 r1.2.v. - マングローブ生態系の被覆面積とその保全状況、及びその利用の程度に関する情報を最新化し、事務局と STRP にこの情報を提供すること (決議 .32)

1. マングローブ林の被覆面積に関する情報を収集した。	B	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. マングローブの保全状況に関する情報を収集した。	C	
3. マングローブの利用の程度に関する情報を収集した。	C	
4. COP8 以降の実施状況 [マングローブに関連する情報編集における追加コメントを含めて下さい]		
1998 年に自然環境保全基礎調査の一環としてマングローブ林調査を実施し、全国のマングローブ林の位置、面積等の情報収集を行った。COP 8 以降は特に更新していない。		

行動 r1.2.vi.-COP9 に提出する国別報告書で、各締約国の領土内の湿地に及ぼすダムの影響について報告すること。(決議 .2)

1.- 湿地へのダムの影響が評価された(可能であれば、影響を受けた湿地の数を含める)	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	湿地数 / ラムサール条約湿地数
2.- COP8 以降の実施状況 [湿地や影響を受けた(登録)湿地へのダムの影響についての情報、また関連すると考える他の追加のコメントの情報を含めて下さい]			
わが国では、一定規模以上のダムについて、環境影響評価法に基づき環境影響評価が行われることとなっており、2003 年から 2005 年の間では、環境影響評価法に基づき、2 件のダム建設事業について湿地への影響の予測評価が行われた。			
3.- 湿地へのダムの影響 [影響の要約、関連する刊行物の引用、報告書あるいは分析を提供して下さい]			
環境影響評価法に基づき行われた予測評価では、おおむね影響は小さいと評価された。なお、環境影響評価法に基づくダム建設事業の環境影響評価については、該事業の環境影響評価書に記されている。			

行動 r1.2.vii.- 干ばつとその他の自然災害が、条約湿地及びその他の湿地の生態学的特徴、ならびに領域内のこれらの湿地に依拠する地域社会及び先住民の生活に及ぼす影響についてモニタリングと評価を行い、条約事務局及び STRP に情報を報告すること(決議 .35)

1.- 干ばつとその他の自然災害が、条約湿地やその他の湿地の生態学的特徴に及ぼす影響が評価された(可能であれば、評価された湿地数を含める)。	C	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	湿地数 / ラムサール条約湿地数
2.- 干ばつとその他の自然災害が、これらの湿地に依存する地域社会及び先住民の生活に及ぼす影響が評価された。	C		
3.- COP8 以降の実施状況 [干ばつとその他の自然災害が湿地および湿地に依存する人々に及ぼす影響に関する追加のコメントについて、関連すると考えられるその他の情報と共に含めて下さい]			

行動 1.2.6.- ミレニアム生態系評価(MA)や他の評価プログラムからの情報を活用するなどして、条約湿地や他の湿地が水産業の存続にもたらす便益を評価する。また「出来れば 2015 年までに枯渇する水産資源を持続可能な最大限の漁獲をもたらすレベルに維持、もしくは回復させる」という WSSD(持続可能な開発に関する世界首脳会議)の目標に貢献できる持続可能な管理の実践を推奨する。

1.- 条約湿地や他の湿地が水産業の持続にもたらす便益が評価された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施状況 [実施された評価に関する追加コメントを含めて下さい]		
3.- 湿地における水産資源の持続可能な管理についての勧告が、関係当局 / 利害関係者に伝達された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
4.- COP8 以降の実施進捗状況 [勧告及び関係当局 / 利害関係者に対するその伝達に係る追加コメントを含めて下さい]		

行動 1.2.7.- 湿地の水質と水量を、現状について、そして必要とされるものについて評価することにより、「湿地の生態学的機能を維持するための水の配分と管理のためのガイドライン」（決議 VIII.1）の実施を W S S D の実施計画への貢献として支援する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：少なくとも 50 の締約国が水質・水量評価に着手すること。

1.- 湿地で利用可能な、また、湿地が必要とする水質および水量が評価された。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施状況 [評価の試みに係わる追加コメントを含めて下さい]		
水質については、琵琶湖、中海、宍道湖等において湖沼水質保全計画が策定されている。 なお、釧路湿原、ウトナイ湖、漫湖等においては、自然再生事業の一環として水質・水位に関する調査が行われている。		

実施目標 2. 政策及び制度（影響評価を含む）

実施目標 2.1. 湿地の賢明な利用を確実なものにするため各国が講じる最適な政策手段を明記する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	A = High; B = Medium; C = Low; D = Not relevant; E = No answer
手段の適切度：	B	A = Good; B = Adequate; C = Limiting; D = Severely limiting; E = No answer
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 国家湿地政策を策定、実施するとともに、その政策目標が明確、総合的かつ利用可能なものであることを確保する。(2.1.1) 生物多様性国家戦略の一部として含まれた湿地政策が、国内の他の計画プロセスや文書に適切に統合されていることを確保する。(2.1.2)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 2002 年 3 月に策定した新・生物多様性国家戦略（国家湿地政策を含む）を適切に履行すること。(2.1.1) 湿地政策は、2002 年 3 月に策定された新・生物多様性国家戦略の一部として統合されている。また、砂漠化、気候変動に関する計画プロセスや文書等に、湿地に関する事項が適切に含まれるよう、関係機関・部局との情報交換や調整を行う。(2.1.2)

COP 9 への報告セクション

行動 2.1.1.- 未だ着手していなければ、この目的のためCOP7で採択されたガイドライン（ラムサール賢明な利用ハンドブック第2巻）に従って、国家湿地政策を策定、実施し、明確、包括的、かつ利用可能な政策目標を掲げる。

2003-2005年地球規模の実施目標：未着手の締約国すべてが、WSSDの目標と行動を適切に盛り込んだ国家政策あるいは同等の手段に着手する。

1. 国内湿地政策（または相当するもの）がある	B	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. 国内湿地政策（または相当するもの）の到達点は明確で包括的かつ利用可能である	D	
3. 国内湿地政策（または相当するもの）はWSSD目標及び行動を盛り込んでいる	C	
4- COP8以降の実施状況 [国内湿地政策または相当するものの内容、関連すると考える他の情報の状況に関する追加コメントを含めて下さい]		
2002年に策定された新・生物多様性国家戦略において、湿地保全に関わる理念や目標、具体的な行動が掲げられている。なお、新・生物多様性国家戦略の策定はWSSD以前であるため、WSSD目標は盛り込まれていないが、次期国家戦略の見直しに際しては、湿地以外の生態系、WSSD目標を含め検討する予定。		

行動 2.1.2.- 湿地政策を確実に、他の戦略的計画策定過程や文書に完全に組み込み、また整合性を図るようになる。特に生物多様性、砂漠化、気候変動、農業、絶滅危惧種の取引、水資源管理、統合的沿岸域管理、またWSSDで求められた持続可能な開発のための国家戦略を含む環境計画策定全般との統合、調和を図る。これら他の文書が異なる生態系に関する章・節を含む場合、その内一つは湿地を主題としたものとする。

2003-2005年地球規模の実施目標：すべての締約国は、国家湿地政策あるいは同等の手段が、貧困根絶のための戦略、水資源管理、水の効率化計画、WSSDの目標に沿った持続可能な開発のための国家戦略など、他の戦略的計画策定過程に十分に組み入れられるようにする。

1. 湿地問題がWSSDによって要求された持続可能な開発のための国家戦略に組み入れられた。	C	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. 湿地問題が貧困根絶戦略に組み入れられた。	A	
3. 湿地問題が水資源管理および水効率計画に組み入れられた。	C	
4. 湿地問題（保全、賢明な利用、再生/復元）が国、地域、都道府県、市町村のいずれかのレベルの他分野の戦略あるいは計画プロセス、文書へ統合された。	B	
5.- COP8以降の実施状況 [他分野の戦略あるいは計画プロセスへ湿地問題の組み込みに関する追加コメントを含めて下さい]		
<ul style="list-style-type: none"> ・国家湿地政策は、2002年3月に策定された新・生物多様性国家戦略の一部に組み込まれている。また、2003年に利尻礼文サロベツ国立公園のサロベツ地域において、2005年には釧路湿原国立公園において湿地の自然再生事業が国立公園の公園計画に位置づけられた。 ・2002年3月に策定された水産基本計画において、水産動植物の繁殖にとって重要な藻場及び干潟の保全と積極的な創造について明記され、藻場・干潟の造成や底質改善等による「豊かな海の森づくり」等の事業を実施している。 		

・社会資本整備重点計画を2003年に策定し、「失われた湿地・干潟を2007年までに約2,100ha再生する」ことを目標に、松浦川、三河湾等で事業を進めている。

行動 r2.1.i.- 土地保有政策を見直す際には、必要に応じて、湿地とその資源の公正で透明で持続可能な管理を促進するような方法で、湿地の保有制度と利用者の権利を考慮すること（決議 .34）

1. 湿地の保有制度と利用者の権利について、公正で透明で持続可能な管理を促進するために考慮された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
---	----------	---

2.- COP8以降の実施状況 [公正で透明で持続可能な管理を促進するために、湿地の保有制度と利用者の権利を考慮することに関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r2.1.ii.- 高地アンデス湿地に直接または間接に関係する自国の法律、政策、及び奨励措置の見直しを優先し、その賢明な利用と保全が国家湿地政策、国家生物多様性戦略、国家開発計画、及び他の類似文書に確実かつ十分に組み込まれるようにするために、追加的な国の戦略を作成すること（決議 .39）

1. 高地アンデス湿地に直接または間接に関係する法律、政策および奨励措置の見直しを完了した。	A	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
--	----------	--

2. 高地アンデス湿地の保全および賢明な利用が関連する国家戦略 / プロセスに組み入れられた。	A	
---	----------	--

3.- COP8以降の実施状況 [高地アンデス湿地に関連してとられた行動に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 2.1.3.- 締約国を支援するための優良な実践の手引き作成に寄与するため、政策や立法の統合・調和における最良の実践例が条約事務局ならびにSTRPに確実に渡るようにする

1. 政策と立法の統合と調和に関する最良の事例が、条約事務局 / STRP に送られた。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
--	----------	---

2.- COP8以降の実施状況 [この行動の実施における追加コメントを含めて下さい]

実施目標 2. 政策及び制度（影響評価を含む）

実施目標 2.2. 条約 - そして特に賢明な利用原則 - が完全に適用されるよう、すべての締約国は、影響評価や価値評価を含む国家レベル、あるいは超国家レベルの政策、法律、制度や実践を策定し、見直し、必要に応じて修正して、実施する。

[Go to previous Operational Objective](#) [Go to next Operational Objective](#) - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	A = High; B = Medium; C = Low; D = Not relevant; E = No answer
手段の適切度：	B	A = Good; B = Adequate; C = Limiting; D = Severely limiting; E = No answer
目標（記述による回答）：	・ 「湿地の保全と賢明な利用を推進するための法・制度の見直し」のガイドラインを参考としつつ、必要に応じて法制度や組織の見直し、改	

	<p>訂等を行うこと。(2.2.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地に影響を及ぼす可能性のある国家及び都道府県の政策、プログラム及び計画を見直す際に、戦略的環境影響評価とよばれる手法を適用するよう努める。(2.2.2) ・ (COP8で採択される追加的ガイダンスに沿って)ラムサール条約湿地をはじめとする湿地において、関係法令に従い、適切に環境影響評価を行う。また、これらの影響評価が、環境上、社会上、経済上(及び文化上)の影響を適切に考慮に入れることについて検討を行なう。(2.2.3) ・ 湿地の経済上、社会上、環境上の価値及び機能に関する評価を実施するための方法論の開発、広い普及、適用についての取組みを、事務局などの関係者と共同して促進する。(2.2.4)
<p>行動提案 (記述による回答) :</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2003年までに、「湿地の保全と賢明な利用を推進するための法・制度の見直し」に係るガイドラインの和訳を作成し、関係する組織等に配布する。また、これを参考としつつ、必要に応じて法制度や組織の見直しを実施し、また、実施を奨励する。(2.2.1) ・ 戦略的環境影響評価とよばれる手法及びその類似の取組みについて、国及び地方公共団体、海外等における事例を収集し、その有効性、実効性の検証を行い、それを踏まえて、政策、プログラム及び計画の段階における環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図る。このような検討の状況を見つつ、必要に応じて制度化の検討を進める。(2.2.2) ・ COP8で採択される追加的ガイダンスについて、和訳を作成し、関係機関等に配布し、その適用の可能性等について検討を行なう。また、社会・経済(・文化上)の影響を考慮した影響評価の手法について情報を収集する。(2.2.3) ・ 湿地の経済上、社会上、環境上の価値及び機能に関する評価を実施するための方法論などについて、関連する情報を収集するとともに、事務局などの関係機関との意見・情報交換を行う。(2.2.4)

COP 9 への報告セクション

行動 2.2.1.- 法律や制度の見直しを行うにあたり、「湿地の保全と賢明な利用を推進するための法・制度の見直し」のガイドライン(ラムサール賢明な利用ハンドブック第3巻)を適用する。また、湿地の無分別な利用を防止するため、必要に応じて法律や制度的措置を修正、または変更する。

2003-2005年地球規模の実施目標:常設委員会ならびに条約事務局は、国内法や制度の包括的見直しを開始し、できれば完了できる締約国をCOP9までに少なくとも100か国特定する。

<p>1. 条約事務局によって、COP9までに湿地に関連する国内法および制度の包括的な見直しを開始し、できれば完了すると特定された締約国100か国のうちの1つである</p>	C	<p><i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No;</p>
<p>2. 湿地の賢明な利用を推進する国内法および制度の見直しは完了した。</p>	A	<p>D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated;</p>
<p>3. 国内法および制度の手順は湿地の無分別な利用を排除するために修正された。</p>	A	<p>H = Other status (explain below); I = No answer</p>
<p>4.- COP8以降の実施状況 [法と制度の見直し、および湿地の賢明でない利用を排除するための改正に関する追加コメントを含めて下さい]</p>		
<p>日本では、湿地の保全及び賢明な利用に関する法律として、自然環境保全法、河川法等の多くの法律が存在しており、それぞれの法を所管する関係省庁が必要に応じて個別に法制度の見直しを行って</p>		

る。なお、法改正にあたっては、必要に応じ関係省庁間の協議が行われている。近年行われた法制度の見直しの概要は以下に示すとおり。

- ・文化財保護法を改正し、文化的景観を新たに保護対象にした。(2005年4月)
- ・特定外来生物被害防止法を制定し、侵略的外来生物の輸入や国内流通の規制及び防除を進めることとした。(2004年6月)
- ・景観法を制定し、景観を整備・保全するための基本理念、住民・事業者・行政の責務等を明確化した。(2004年6月)
- ・自然再生推進法を制定し、地域からの発意により、地域の多様な主体が合意形成を図りながら、自然再生を進めていくことを推進することとした。(2002年12月)
- ・自然公園法を改正し、生物多様性保全を責務規定に追加するとともに、利用者をコントロールするための利用調整地区を設定できることとした。(2002年4月)
- ・湖沼水質保全特別措置法を改正し、非特定汚染源から流出する汚濁不可の削減、湖沼の水質改善に資する湖辺の植生の保護を図ることとした。(2005年6月)

行動 r2.2.i.- 以下をまだ行っていない締約国に対して、水資源、湿地及び生物多様性の保全に関連する政策の一本化を進めるための対話を、省庁内及び省庁間で国内ラムサール委員会または国内湿地委員会を設置している場合にはこれに代表を送っている機関を適宜含めて、省庁内及び省庁間で開始する(決議 .34)

1. 省庁内または省庁間の対話が確立された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8以降の実施状況 [この行動における追加コメントを含めて下さい]

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において、生物多様性国家戦略の点検がとりまとめられた。

行動 r2.2.ii.- 現行の文化遺産保護、法的枠組み、政策の中で、湿地に関わる文化的・遺産的価値を認識する(決議 .19)。

行動 r3.3.iii 参照

1. 湿地に関わる文化的・遺産的価値が、既存の遺産保護、法的枠組み及び政策に組み込まれた。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8以降の実施状況 [この行動に関する追加コメントを含めて下さい]

2005年4月に文化財保護法を改正し、新たに水田、ため池、水路等の湿地を含む文化的景観を文化財として保護することとした。

行動 r2.2.iii.- 山岳湿地の保全状況を評価し、これら重要な生態系に悪影響を及ぼすおそれのある法律、政策、慣行を見直し、そうした影響を食い止め逆転させるために必要な行動をとることを優先事項とすること(決議 .12)

行動 r3.1.i 参照

1. 山岳湿地の保全状況が評価された。

D

Choose an answer for each indicator

2. 山岳湿地に悪影響を及ぼすおそれのある法律、政策、慣行の見直しを行った。

A

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated;

3. 山岳湿地への影響を食い止め逆転させるための行動がとられた。

E

H = Other status (explain below); I = No answer

4.- COP8以降の実施状況 [山岳湿地に関連して講じられた評価、見直し及びその他の行動に関する追加コメントを含めて下さい]

国内の重要湿地目録である「日本の重要湿地 500」において、複数の山岳湿地を選定しており、その中からラムサール条約湿地として登録するための準備を進めている。

行動 r2.2.iv.- STRPが作成してCBDのガイドライン本文に挿入された手引きを参考にして、CBD・COP6の決定 .7として採択された「環境影響評価の法制度・プロセス及び戦略的環境影響評価にCBD関連事項を組み込むためのガイドライン」を必要に応じて活用すること、また、影響評価における地域社会及び先住民の全面的な参加を促す（決議 .9）

1. 決議 .9に付属した環境影響評価用のガイドラインが適用されている。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8以降の実進捗状況 [環境影響評価のためのガイドライン（決議 .9の付属書）の適用に関する追加コメントを含めて下さい]		
生物多様性に関する事項は、環境影響評価法において評価項目に位置づけられている。戦略的環境影響評価については、国レベルでは制度自体を検討中だが、県レベルではいくつかの自治体で制度化されている。		
3. 地域社会及び先住民は影響評価のプロセスに参加した。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
4.- COP8以降の実進捗状況 [影響評価プロセスに地域社会と先住民が含まれたことに関する追加コメントを含めて下さい]		
環境影響評価法では住民参加の仕組みが確保されている。		

行動 2.2.2.- 湿地に影響を与えると考えられる国や都道府県の政策、プログラム及び計画を見直す際、戦略的環境影響評価の手法を採用する。

2003-2005年地球規模の実進捗目標: 常設委員会ならびに条約事務局は、湿地に影響を与える政策、プログラム及び計画に対して戦略的環境影響評価を適用した締約国を、少なくとも50か国特定する。

1. 湿地に関連する戦略的環境影響評価を導入している締約国として、条約事務局によって特定された。	C	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress;
2. 湿地に影響を及ぼす可能性のある政策、プログラム及び計画の見直しを行った。	C	F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
3.- COP8以降の実進捗状況 [湿地に影響を及ぼす可能性のある政策、プログラム及び計画の見直しに関する追加コメントを記入して下さい]		
4. 戦略的環境影響評価の実施は、湿地に影響を及ぼす可能性のある政策、プログラム及び計画を見直す際に適用された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
5.- COP8以降の実進捗状況 [戦略的環境影響評価の実施が、湿地に影響を及ぼす可能性のある政策、プログラムおよび計画を見直す際に適用されたことに関する追加コメントを記入して下さい]		
戦略的環境影響評価制度は検討中		

行動 2.2.3.- 未整備の場合、環境影響評価（EIA）法を制定、施行し、開発計画、土地や水利用、侵入種などによる影響を受けると考えられる条約湿地を含む湿地に対し、適切に環境影響評価が実施されるようにする。環境評価実施にあたっては、決議 VIII.9で採択された追加手引きに基づき、必要に応じて国際影響評価学会（IAIA）に協力を要請する。また環境評価には環境、社会、経済及び文化面の影響に対する十分かつ適切な考慮を確実に盛り込む。

2003-2005 年地球規模の実施目標:すべての締約国が、必要に応じ、湿地に影響を与えると考えられる事業、開発案件などの計画や変更に対する環境影響評価を求める。

1.- 湿地に適用可能な環境影響評価(EIA)の法律がある。	B	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	湿地数 / ラムサール条 約湿地数
2.- EIA が、湿地に影響を与える可能性のあるプロジェクト、開発あるいは変更に対して実施された(可能であれば、該当する湿地数を含めて下さい)。	B		
3.- EIA には、環境、社会、経済及び文化的影響の十分で適切な検討が含まれている。	D		
4.- COP8 以降の実施状況 [国家レベルでの E I A 実施に関するコメントを含めて下さい]			
我が国では、環境影響評価法に基づき、一定規模以上の開発事業について環境影響評価を行うこととしている。			

行動 r2.2.vi.-湿地に関する影響評価を支援するための専門知識や助言の提供源を特定することを目的として、国際影響評価学会のネットワークに属する各国の関係連絡窓口と連絡をとること(決議 .9)

1. 国際影響評価学会の専門家が国内の環境影響評価プロセスに組み込まれた。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施状況 [国の EIA プロセスに係わる IAIA 専門家の組み込みに関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r2.2.vii.- I U C N の生物多様性経済ウェブサイトに掲載するために、湿地に関する影響評価について得られた教訓を示すケーススタディ、ガイドライン、助言の提供源などの関連資料その他の資料をラムサール条約事務局に提出する(決議 .9)

1. ケーススタディを含む環境影響評価に関連する資料を、環境影響評価専用ウェブサイトロードされるようラムサール事務局に送信した。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施状況 [E I A 関連資料に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 2.2.4.-国際影響評価学会(IAIA)、条約の国際団体パートナー、利害関係者/団体などと協働し、湿地がもたらす経済、社会、環境上の利益を評価するための方法論を開発、普及、適用する継続的な取り組みを推進する。広報には主にインターネット上のリソース・キット (<http://www.biodiversityeconomics.org/assessment/ramsar-503-01.htm>)を利用する。

2003-2005 年地球規模の実施目標: S T R P は経済、社会、環境評価の方法論を発展させ、この分野での経験を有するすべての締約国は S T R P の作業に参画する。

1. 湿地の経済上、社会上、環境上の利益及び機能の評価の方法論の開発、適用が進んだ。	C	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. 湿地の利益及び機能の経済上、社会上及び環境上の評価の方法論に関する STRP の仕事に貢献した。	C	

3.- COP8 以降の実施状況 [もし可能であれば、STRPの作業の進捗、STRPへの貢献に関する追加コメントを含めて下さい]

実施目標 3. 湿地の賢明な利用と持続可能な開発の統合

実施目標 3.1. 湿地の保全と賢明な利用を達成するための方法論を開発し配布する。

[Go to previous Operational Objective](#) [Go to next Operational Objective](#) - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 科学技術評価パネル等関連機関との協力のもとに、賢明な利用の原則、その適用可能性及び「持続可能な開発」の目標との整合性を見直しに努める。(3.1.1) 湿地の賢明な利用のための助言や方法、そして最適な実践例を収集し、湿地管理者などの関係者に配布する。(3.1.2) (COP8 決議 14) で採択された新管理計画ガイドラインにおける原則が、湿地の賢明な利用に関する政策決定に適用されるよう努める。(3.1.3) 湿地の保全と賢明な利用を十分に扱うような持続可能な開発の資金援助政策の発展と履行を支援するため、賢明な利用原則に関する条約のガイダンスを、関係機関及び二国間・多国間援助機関に配布し、その利用を奨励するよう努める。(3.1.4)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 賢明な利用の原則、その適用可能性及び「持続可能な開発」の目標との整合性を見直しについて、方法論の検討をはじめとする、事務局及び科学技術評価パネルの取組みに対する助言や情報提供など、必要な協力を行う。(3.1.1) 第8回締約国会議等で採択された湿地の賢明な利用に関する方法論に関する関係資料を和訳し、関係省庁や自治体、NGO などの関係者に配布する。また、湿地の賢明な利用に関する最適な実践例がある場合には、それを収集し、関係者に情報提供する。(3.1.2) COP8 で採択される新管理計画ガイドラインについて、和訳を作成し、関係省庁や自治体などの関係者に配布あるいはインターネットを通じて提供を行う。また、そのわが国における適用の可能性を検討する。(3.1.3) 賢明な利用原則に関する条約のガイダンスを和訳し、関係省庁や自治体、二国間援助機関などに配布すること。(3.1.4)

COP 9 への報告セクション

行動 3.1.1.- 賢明な利用の概念、その適用可能性と持続可能な開発との整合性を見直す
 2003-2005 年地球規模の実施目標：STRP は、特に WSSD の成果に沿ったエコシステム・アプローチを含む賢明な利用の概念に関する手引きを率先して見直し、更新する。

1. 賢明な利用の原則、その適用可能性及び持続可能な開発の目標との整合性を見直した。	C	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress;
2. エコシステムアプローチを含む賢明な利用の原則のガイダンスを見直し更新する STRP の作業に貢献した。	C	F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
3. - COP8 以降の実施状況 [該当する場合、賢明な利用の原則の見直しおよび STRP の作業への貢献に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 3.1.2.- エコシステムアプローチの適用を含む湿地の賢明な利用のための助言、方法及び最良の実践例の調査結果をまとめ、湿地管理者に対し広報する。

1. エコシステムアプローチの適用を含む湿地の賢明な利用のための助言、方法、最適な実践例を収集し、湿地管理者に配布した。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
第 8 回締約国会議で採択された湿地の賢明な利用に関する方法論に関する決議等を和訳し、関係省庁や自治体、NGO 等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。また、「ラムサール条約と条約湿地」のパンフレット作成にあたり事例収集を行った。		

行動 3.1.3.- 決議 VIII.14 で採択された「管理計画策定のための新ガイドライン」に具体的に示される原則がすべての湿地に関する意思決定と賢明な利用に確実に適用される。

2003-2005 年地球規模の実施目標：すべての締約国は、すべての湿地の賢明な利用に向けた管理計画策定のための新ガイドラインを必要に応じて国内での実践に適用し、組み込む方法を検討する

1. ラムサール条約の新管理計画ガイドライン（決議 VIII.14）が適用され、国内の活動に組み込まれた。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
新管理計画ガイドラインについて和訳し、関係省庁や自治体、NGO 等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。また、国指定鳥獣保護区の管理計画の策定において参考とした事例もある。		

行動 3.1.4.- 政府、責任機関、二国間及び多国間援助機関にむけて、賢明な利用に関する手引きを広く配布し、その活用を奨励することにより、それら機関による湿地の保全と賢明な利用のための持続可能な開発に対する資金調達政策策定とその実施を支援すること。

1. 賢明な利用の概念及びその適用に関する手引きは、適切な意志決定者、機関、プロセスで利用可能になった。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
賢明な利用に関する手引きを和訳し、関係省庁や自治体、NGO 等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。		

行動 r3.1. .-特に、ラムサール条約の実施と、二国間・多国間環境協定の枠組、とりわけ生物多様性条約（C B D）、国連気候変動枠組条約（U N F C C C）、また特に山岳を対象とした協定類の中で進行中の作業、国連開発計画（U N D P）を含む国際機関の各種イニシアティブとの調整を強化することを目指して、山岳湿地及び高標高湿地の調査、保全、賢明な利用に関する情報、専門知識、経験を共有し、必要に応じ、国、都道府県、地方での保全と賢明な利用の戦略や計画を策定する。条約事務局はこれらの進捗状況についてC O P 9へ報告する。（決議 .12）

行動 r2.2. 参照

1. 山岳湿地及び高地湿地の価値と機能の認知と理解を促進するための行動をとった。	B	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No;
2. 山岳湿地及び高地湿地の調査、保全、賢明な利用に関する情報、専門知識、経験を他の関心ある締約国と共有した。	C	D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
3. 国、都道府県、地方での山岳湿地と高地湿地の保全と賢明な利用の戦略や計画が策定された。	D	
4. 山岳湿地に関するラムサール条約の作業が他の環境関連、山岳関連の協定や制度と調整された。	D	
5. - COP8 以降の実施状況 [利用可能な情報、山岳湿地及び高標高地に関連した戦略策定に関する追加コメントを含めて下さい]		
<p>第8回締約国会議の決議を和訳し、関係省庁や自治体、NGO等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。</p> <p>国内の重要湿地目録である「日本の重要湿地500」において、複数の山岳湿地を選定し、その中からラムサール条約湿地として登録するための準備を進めている。</p> <p>新・生物多様性国家戦略において山岳湿地も含め、湿地保全に関する理念や目標、具体的行動を記述した。</p>		

行動 r3.1. -高地アンデス湿地とそこを源流域とする流域の、貴重な生物多様性、水の調節機能、地域社会、農村集落及び先住民の居住地としての機能を保全するため、IOPs やその他の条約の協力者の支援を受け、同湿地とその流域に対する作業計画を定める。（決議 .39）

1. 高地アンデス湿地とそこを源流域とする流域に関する作業計画を策定した	A	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r3.1 - マングローブ生態系の保全、統合的管理、及び持続可能な利用に関する情報を交換する。地域住民や先住民がこれに全面的に関わる場合はこの情報交換は特に効果的である。（決議 .32）

1. マングローブ生態系の保全、統合的管理、及び持続可能な利用に関する情報、特に地域住民や先住民の参加に関連した情報を、他の締約国や機関と交換した。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
<p>国際マングローブ生態系協会（ISME）において、グローバル・マングローブ・情報システム（GLOMIS）によるデータベースの整備・統合的管理・情報交換を行うとともに、マングローブ生態系に関する調査研究を実施した。その結果を反映し、マングローブ・ワークプランの作成、モルジブにおける海岸線保全のためのマングローブ苗畑造成と植林事業、アラブ首長国連邦におけるマングロ</p>		

ープの植林方法に関する調査等が行われた。

実施目標 3. 湿地の賢明な利用と持続可能な開発の統合

実施目標 3.2. 条約に基づくエコシステムアプローチの実践例として、泥炭湿地の保全と賢明な利用を確保すること。

[Go to previous Operational Objective](#) [Go to next Operational Objective](#) - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 賢明な利用原則に関する条約のガイダンスを和訳し、関係省庁や自治体、二国間援助機関などに配布すること。(3.2.1) COP 8 で採択される泥炭湿地の地球規模行動に向けたガイドラインの履行に関する進捗状況を、COP9 で報告する。(3.2.2)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> COP8 で採択されるガイドラインについて、和訳を作成し、関係機関等に配布する。また、国内での適用可能性を検討を行う。国内重要湿地目録上に掲げられている、道東の湿地群をはじめとする泥炭湿地について、さらに情報の収集、解析を行う。なお、わが国においては、既に、釧路湿原など泥炭湿地を含む地域がラムサール登録湿地として指定されている。(3.2.1) 泥炭湿地ガイドラインの履行に関する進捗状況について、レビューを行う。その結果を踏まえて、COP9 への国別報告書を作成する。(3.2.2)

COP 9 への報告セクション

行動 r3.2. - 「泥炭地地球的行動計画のための調整委員会」を設置し、泥炭地に関する地球的行動のための実施計画を準備する。(決議 .17)

1. 条約事務局主導の「泥炭湿地地球的行動計画のための調整委員会」設立プロセスに参加した。	C	<i>Choose an answer A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
---	----------	--

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 3.2.1.- 決議 VIII.17 の採択に従い、「泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン」を実施する。その際、このガイドラインが求める泥炭地の目録、保全、条約湿地指定の可能性、再生技術の移転及び泥炭地の文化的重要性の維持に関する優先事項に留意する。また国家的優先事項とされる行動を実施する。

1. 国レベルで「泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン」(決議 .17) を実施するための行動を行った。	D	<i>Choose an answer A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
--	----------	--

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

第 8 回締約国会議の決議（泥炭湿地に関する地球的行動のためのガイドライン）を和訳し、関係省庁、自治体、NGO 等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。
釧路湿原、サロベツ原野等の泥炭湿地において、自然再生事業を実施している。

行動 r3.2. - 泥炭地の地球的行動の実施計画で特定された活動を行えるようにするため、利用できる財源を特定し、それを調達する

1. 国レベルで泥炭地に関する地球的行動のガイドラインの実施のための財源が確保された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

釧路湿原、サロベツ原野等の泥炭湿地において、関係省庁が連携し、自然再生事業を実施している。

行動 r3.2. - 本条約及び他の条約の締約国会議のために作成する国別報告書の中に、適切であれば、各国の泥炭地資源の現状と傾向に関する情報を盛り込む

1. 国内の泥炭地資源の現状と傾向の概要が利用可能である

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.-国内の泥炭地資源の現状と傾向 [泥炭地資源の保全の現状と傾向に関する情報、関連する刊行物の引用、報告書あるいは分析を提供して下さい]

自然環境保全基礎調査の一環として、1993年に泥炭地を含む全国2,196箇所の湿地で概況調査を実施し、湿地の位置、面積や水質、主な動植物の生息・生育情報等を収集したが、COP8以降は特に更新していない。

実施目標 3. 湿地の賢明な利用と持続可能な開発の統合

実施目標 3.3. 水資源の供給、海岸保護、洪水防止、食料の安全性、貧困の軽減、文化遺産、そして科学的調査対象としての湿地の重要性の認識を増加させる。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 国内重要湿地目録の一部として、水資源の供給、文化遺産、科学的調査等の理由のために特に重要な湿地についての評価及び記載を行うよう努める。また、適宜、その価値を認識しつつ、これらの湿地の保護が図られるよう努める。(3.3.1) (COP8において採択されるガイドラインの適用を通じて)社会・文化遺産としての湿地を十分認識することを促進するよう努める。また、湿地の賢明な利用と管理にその認識が取り入れられることを確保する。(3.3.3) 国内、地方レベルにおいて、食糧及び水資源の安全に係る計画に寄与する、湿地の賢明な利用プログラム及びプロジェクトの実施を推進する。(3.3.4) 水供給、沿岸保護、洪水防止及び文化的遺産等としての湿地の役割に関する研究を促進する。(3.3.5)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 水資源、文化遺産、科学調査などの機能や価値を有する湿地についての情報を収集し、国内重要湿地目録への追加記載について検討する。また、これらの湿地の保護を図る。(3.3.1) COP8において採択されるガイドラインについて、和訳を作成し、関係機関等に配布し、その適用を奨励する。(3.3.3)

	<ul style="list-style-type: none"> 国内、地方レベルにおいて、食糧及び水資源の安全に係る計画に寄与する、湿地の賢明な利用プログラム及びプロジェクトの実施を推進する。(3.3.4) 水供給、沿岸保護、洪水防止及び文化的遺産等としての湿地の役割に関する研究を促進する。(3.3.5)
--	--

COP 9 への報告セクション

行動 3.3.1.- 国別（または適切な場合、都道府県別）湿地の目録作成の一環として、水の供給、沿岸保護、洪水防止、食糧安全保障、貧困緩和、文化遺産及び/または科学的研究において特に重要な湿地を評価し、文書化する。またその湿地について、これらの価値を認識したうえで、適切な場合は保護を求める。

行動 1.1.2.参照		
1. 水の供給、沿岸保護、洪水防止、食糧安全保障、貧困緩和、文化遺産及び/または科学的研究の理由のために特に重要な湿地の保護のための措置をとった。	D	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
2005 年に学術的価値の高い湿地である「田光のシデコブシ及び湿地植物群落」を天然記念物として指定し、保護を図っている。また、2005 年 4 月の文化財保護法の改正により、文化的景観（水田、ため池、水路等の湿地を含む）を新たに保護対象とした。		

行動 3.3.3.- 湿地の社会的、文化的伝統に対する認識を高めるため、決議 VIII.19 の付属書 1 の指導原理の活用を検討するとともに、湿地の賢明な利用と管理において、これが正しく認識され考慮されるようにする。

行動 r2.2.、6.1.6 参照		
1. 社会・文化遺産としての湿地の価値を認識を促進するための行動がとられた。	B	<i>Choose an answer for each indicator</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2. 社会・文化遺産としての湿地の価値は湿地の賢明な利用と管理で考慮に入れられた。	D	
3.- COP8 以降の実施状況 [社会・文化遺産としての湿地の価値の認識に関する追加コメントを含めて下さい]		
第 8 回締約国会議の決議（湿地の文化的価値）を和訳し、関係省庁、自治体、NGO 等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。 また、2005 年 4 月の文化財保護法の改正により新たな保護対象となった文化的景観（水田、ため池、水路等の湿地を含む）について説明会を開くとともに、パンフレット等を作成し配布した。		

行動 r3.3. - 公的機関に対して、湿地に関する広報・教育・普及啓発活動の枠組みの中で、地下水に関してその水文地質学的、社会的、経済的、環境的な側面に重点を置き、一段と決定的な取組が確実に行われるようにするよう要請する。

1. 公的機関が、地下水の水文地質学的、社会的、経済的、環境的な側面に重点を置くことを確実にするための行動がとられた。	D	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
第 8 回締約国会議の決議（地下水利用と湿地保全）を和訳し、関係省庁、自治体、NGO 等の関係者		

に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。

行動 r3.3. - 国の法的な枠組みと利用できる資源と能力の範囲内で、

湿地と水に関する物質的及び非物質的な文化要素の収集整理と評価を検討すること。その際には、適宜、生物多様性条約及び世界所有権機関の規則にしたがって、知的所有権、慣習法、事前の情報に基づく同意の原則を考慮する

湿地に密接な関わりをもつ人々に加え、広く一般の人々に対しても、この文化的価値を理解し、新たな生命を吹き込むように働きかけること

湿地管理計画の立案と実施に、文化遺産のすべての関連する側面を盛り込むこと

先住民、地域住民その他の利害関係者の積極的な参加を得てこのような取組を実施すること、また、特に湿地に関する計画策定と管理への参加を強化する手段として、湿地の文化的価値を利用することを検討すること（決議 .19）

1. 湿地と水に関する物質的及び非物質的な文化要素の収集整理と評価がなされた。	E	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No;
2. 湿地と水に関する文化的価値を理解し、新たな生命を吹き込むように働きかける行動がとられた。	B	D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
3. 湿地管理計画の立案と実施に、文化遺産のすべての関連する側面が盛り込まれた	E	
4. 特に湿地に関する計画策定と管理への地域の利害関係者の参加を強化する手段として、湿地の文化的価値が利用された	D	
5.- COP8 以降の実施状況 [湿地の文化遺産・文化的価値を考慮に入れるような行動に関する追加コメントを含めて下さい]		

成東・東金食虫植物群落、駒止湿原等の天然記念物の湿地について、その文化的価値の調査及び管理方法の検討等を行う事業の実施について、継続的に補助を行っている。

また、重要な文化的景観を有する棚田、ため池等の湿地については、「大山の千枚田」「稲美のため池群」等において文化的価値の調査及び管理方法の検討を行うモデル事業を実施している。

行動 3.3.4.- 地方、国、及び地域レベルで湿地の賢明な利用プログラムやプロジェクトを策定、実施し、貧困緩和の目的及び食糧と水の安全保障計画に貢献する。

1. 貧困緩和の目的及び食糧と水の安全保障計画に貢献する、湿地の賢明な利用プログラムまたはプロジェクトが策定された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 3.3.5.- 国や地域の研究・研修センターを設置するなどの政策を通じ、水の供給、沿岸保護、洪水防止、食糧安全保障、貧困緩和及び文化遺産における湿地の役割に関する研究を促進する。

行動 20.1.8 参照

1. 水の供給、沿岸保護、洪水防止、食糧安全保障、貧困緩和及び文化的遺産の分野における湿地の役割に関する調査が促進された（どの分野でも可）。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r3.3 - 一時的な湿地について、その特有の性質を尊重し、その消失と劣化の根本原因に対処しつつ、その管理が持続可能なものとなることを優先事項にして、決議 .33 の手引きを考慮し次のことを含め、それらの湿地の賢明な利用を確保する

-) 一時的な湿地のベースライン目録をできる限り作成する
-) 一時的な湿地の存在とその特有の価値と機能についての認識を高める
-) 一時的な湿地特有の水文学的機能の維持を確保する
-) 一時的な湿地の自然資源が持続可能な形で使用され、過度に利用されることのないようにする
-) 地域社会及び先住民に対する一時的な湿地の関与及びその重要性を認識し、それらの管理と保護を支援する
-) 一時的な湿地について定期的に監視し、伝統的な利用と管理を常に考慮しながら、それらの価値と機能に対する脅威を特定し回避する (決議 .33)

1. 一時的な湿地の賢明な利用を確保するための行動がとられた。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

第 8 回締約国会議の決議 (一時的な湿地を特定し、持続可能な方法で管理し、「国際的に重要な湿地」として指定するための手引き) を和訳し、関係省庁、自治体、NGO 等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。

実施目標 3. 湿地の賢明な利用と持続可能な開発の統合

実施目標 3.4. 特に領土管理、地下水管理、集水域・河川流域管理、沿岸及び海域計画策定、気候変動対策などに関するすべての締約国の計画策定に、また国、地域、都道府県及び地方レベルでの意思決定過程に、湿地の保全と賢明な利用の政策を組み入れる。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度 :	A	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度 :	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標 (記述による回答) :		<ul style="list-style-type: none"> • 国家・都道府県・地方レベルでの一般的な分野の計画策定において、湿地の保全、賢明な利用、そして復元・再生に関して、また、その履行を可能とする所要の予算案についても (可能な限り) 含めることを確実にするよう努める。(3.4.1) • 湿地保全と賢明な利用を河川流域管理に統合するためのガイドラインを適用する。また、適当かつ可能な場合には、CBD/ラムサール条約の関連プロジェクトである河川流域イニシアティブに参加する。(3.4.2) • COP8 で採択される統合的沿岸管理に湿地を統合するためのガイドラインを適用する。(3.4.5) • 淡水資源に関する意思決定過程において、COP8 で採択される湿地の生態学的機能を維持するための水資源の配分と管理ガイドラインを適用する。(3.4.6) • 湿地の生態学的特徴に悪影響を及ぼすことのないよう、京都議定書の履行への国家政策の対応を確実にする。(3.4.9)
行動提案 (記述による回答) :		<ul style="list-style-type: none"> • 湿地の保全、賢明な利用、復元・再生の実施について、環境保全行政の一環として計画するとともに、それに関する所要の年次予算を確保するよう努める。(3.4.1)

	<ul style="list-style-type: none"> 河川流域における統合的管理を推進するため、湿地保全と賢明な利用を河川流域管理に統合するためのガイドラインの適用に関するパイロットプロジェクトを釧路川流域をはじめ、各地で実施する。また、河川流域イニシアティブ事務局との情報・意見交換などの協力を行う。(3.4.2) COP8 で採択される統合的沿岸管理に湿地を統合するためのガイドラインについて、和訳して関係機関等に配布し、国内での適用可能性を検討する。(3.4.5) COP8 で採択される湿地の生態学的機能を維持するための水の配分と管理ガイドラインについて、和訳を行う関係機関等に配布するとともに、国内での適用可能性を検討する。(3.4.6) 京都議定書の国内対応の検討において、湿地の生態学的特徴の維持に十分配慮するよう留意する。(3.4.9)
--	--

COP 9 への報告セクション

行動 3.4.2. - 河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」(ラムサール賢明な利用ハンドブック第4巻)を適用し、適切かつ実行可能な場合、これに関連するCBDとラムサール条約の共同プロジェクトである「河川流域イニシアティブ」に参加することにより、WSSDで合意された水資源の持続可能な利用、保護と管理に対する理解の向上を支援する。

1. 河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン(ラムサール賢明な利用ハンドブック第4巻)が利用あるいは適用された。	B	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
2. - COP8 以降の実施状況 [湿地保全と賢明な利用を河川流域管理に統合するためのガイドラインの適用に関する追加コメントを含めて下さい]		
<p>釧路川、荒川等において、自然再生事業を実施している。</p> <p>ラムサール条約湿地である釧路湿原では、自然再生推進法に基づき、行政・専門家・NGO等の多様な参加を得た自然再生協議会が設立され、自然再生事業の方針等の検討が行われている。</p>		
3. ラムサール/CBD 河川流域イニシアティブに参加した。	C	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
4. - COP8 以降の実施状況 [ラムサール/CBD 河川流域イニシアティブへの参加に関する追加コメントを含めて下さい]		
河川流域イニシアティブのメーリングリストに参加している。		

行動 r3.4. - 河川流域計画の策定と実施において、山岳湿地及び高標高湿地の役割とその保全と賢明な利用の重要性に、然るべき注意が確実に払われるようにする(決議 .12)

1. 河川流域計画の策定と実施において、山岳湿地及び高標高湿地の役割への然るべき注意が促進された/払われた。	D	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
尾瀬沼からの取水の認可にあたって、従来より湿地の水量に著しい影響を与えないよう留意している。		

行動 r3.4. - 傷つきやすい河川生態系及び湿地生態系に及ぼすダムの影響の管理や評価に際し、大型ダムに関する意思決定において湿地およびその価値と機能が確実かつ十分に考慮されるよう、地方および各国の水資源の配分および意思決定のプロセスに情報を提供し指導する目的でラムサール条約が採択した関連手引きとあわせて、世界ダム委員会が提供した情報も含め、適切である場合には、入手できるあらゆる情報を利用する。(決議 .2)

1. 大型ダムに関する意志決定に際し、湿地の価値と機能が考慮された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r3.4. - 可能かつ適切である場合には、ダムを通過する在来魚種などのための移動経路の維持に必要な手段を講じる。(決議 .2)

1. 在来魚種などの移動経路がダムによって阻害されないことを確保する手段が講じられた。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」を作成し、公表した。(2005年3月)

行動 r3.4 - 大型ダムが湿地に与える社会経済的影響および生態学的な影響を緩和するため、適切である場合には、環境フロー評価を体系的に実施し、また環境フロー評価とその実施に関する適切な専門機関の設置を奨励し、またそうすることを通して「湿地の生態学的機能を維持するための水資源の配分と管理に関するガイドライン」を適用する。(決議 .1、.2)

1. 大型ダムの影響緩和に関連する環境フロー評価がなされた。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [大型ダムの影響緩和に関連する環境フロー評価の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

3. 環境フロー評価とその実施に関する専門機関の設置が奨励された(可能であれば機関の数を含めてください)

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

センター
の数

4. - COP8 以降の実施状況 [設置が奨励された環境フロー評価とその実施に関する専門機関に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 3.4.5.-決議 .4 で採択された「統合的沿岸管理(ICZM)に湿地を組み込むためのガイドライン」を適用する。

1. 「統合的沿岸管理に湿地を組み込むためのガイドライン(決議 .4)」が利用あるいは適用された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

第8回締約国会議の決議(統合的沿岸域管理)を和訳し、関係省庁、自治体、NGO等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。

ガイドラインをふまえ、COP9を目処にラムサール条約湿地として登録を目指す候補地として、干潟、藻場、サンゴ礁、マングローブ林、砂浜等沿岸の湿地を選定した。これらについては、今後地元合意等の条件が整った湿地から順次登録していく予定。

行動 r3.4. - 総合的沿岸域管理（ICZM）に湿地を組み込んだ優良実践例について、ケーススタディを文書化し、この条約の下に湿地とICZMに関する追加手引きを作成する土台として、科学技術検討委員会（STRP）によって検討できるようラムサール条約に提出する。（決議 .4）

1. 総合的沿岸域管理（ICZM）に湿地を組み込んだ優良実践例のケーススタディがラムサール事務局に送付された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 3.4.6. - 淡水資源に関する意思決定の際、決議 VIII.1 で採択された「湿地の生態学的機能を維持するための水の配分と管理に関するガイドライン」を適用する。

2003-2005年地球規模の実施目標：水資源管理と水の効率化計画に関するWSSDの目標達成への貢献として、すべての締約国は国内の水資源管理に関する意思決定を支援するための水の配分と生態系管理に関する手引きを提供できるようにしておく

1. 淡水に関する意思決定の際、湿地の生態学的機能を維持するための水の配分と管理のガイドライン（決議 .1）が利用あるいは適用された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

第8回締約国会議の決議（湿地の生態学的機能を維持するための水の配分と管理に関するガイドライン）を和訳し、関係省庁、自治体、NGO等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。

行動 r3.4. - 「湿地の生態学的機能の維持のための水の配分と管理に関するガイドライン」及び手法と方法論に関する追加的ガイダンスにむけて水資源管理に責任を有する国内省庁や機関（他のレベルの土地に関する機関）の注意を喚起し、また、領域内において湿地の生態学的機能を維持するための適切な水の配分と管理を確保するために、これらの機関がこのガイダンスを適用することを奨励し、そして水と湿地に関する国家政策の中にこのラムサールガイドラインに含まれた原則が組み込まれることを確保し、そして水管理に関する国内省庁や機関からの代表をラムサール国内委員会のメンバーに含めること。（決議 .1）

行動 18.1.2 参照

1. 水管理に関する国内省庁や機関からの代表がラムサール国内委員会に含まれている。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

農林水産省、環境省、国土交通省はラムサール条約推進国内連絡会議のメンバーとなっている。

行動 r3.4. - 湿地の生態学的機能を維持するための水の配分及び管理に関する良い実践事例を推進、実証するようなプロジェクト、その他の活動を発展させること、このような良い実践事例をラムサール・CBD河川流域イニシアティブの情報交換メカニズムを通じて他団体が利用できるようにすること、また、これらの活動により得られた成果及び教訓をCOP9に報告すること。（決議 .1）

1. 湿地の生態学的機能を維持するための水の配分及び管理に関する良い実践事例を推進、実証するようなプロジェクトを発展させた。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
釧路川や荒川において、蛇行河川を復元することによる本来の川の姿の再生を目指した自然再生事業を実施している。		
3. このタイプのプロジェクトの展開での成功と教訓についての概要 [関連するプロジェクト、その展開での成功と教訓の概要を記して下さい]		

行動 r3.4. - アンデス地域における水の賢明な利用に関し改善計画を策定する仕組みを立案する (決議 .39)

1. アンデス地域における水の賢明な利用に関し改善計画を策定する仕組みが立案された。	A	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r3.4. - 干ばつに見舞われた国において、条約湿地及びその他の湿地が人々と生物多様性のためにあらゆる価値と機能を提供し続けることができるように、実行可能な限り、条約湿地及び他の湿地に対して水を配分し続けるよう努める。(決議 .35)

1. 干ばつ状況にある条約湿地及び他の湿地に対して水を配分し続けるよう努めた。	A	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r3.4. - 地下水の利用が湿地の保全に及ぼす影響について、このような影響が生じている地域において、市民社会の参加を得て、学際的な視点から調査すること。(決議 .40)

1. 地下水の利用が湿地の保全に及ぼす影響について、学際的な調査が実施された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r3.4. - 水資源の統合的管理の枠組みの中で、地下水管理への公共あるいは民間の市民社会の参加に関する取組を促進する。(決議 .40)

1. 地下水資源の管理への市民社会の参加が促進された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 3.4.9. - 植林と管理、造林と森林再生など京都議定書履行のための国家政策によって湿地の生態学的特徴が損なわれることのないようにする。

2003-2005 年地球規模の実施目標：すべての関係締約国において、京都議定書の履行が湿地に与える影響評価を完了する（COP 8 の再生ガイドライン の適用を含む）

行動 1.4.4 参照

1. 京都議定書の履行が湿地保全に与える影響を評価した。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r3.4. - UNFCCC、また必要に応じてその京都議定書（植生回復や森林管理、植林や再植林などを含む）を実施する場合には、決議 .10、.16、.9 のほか、UNFCCC 第 4 条 1 項と京都議定書第 2 条 1 項を適宜考慮し、適切な場合には戦略的な、またはその他の形式の環境影響評価とリスク評価を用いて、条約などを実施することにより湿地の生態学的特徴が深刻な被害を受けないように、あらゆる努力を払う。（決議 .3）

1. UNFCCC 及び京都議定書の実施によって生じる湿地の生態学的な特徴への深刻な被害を避ける努力を払った。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned;

G = Being updated; H = Other status (explain below);

I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r3.4. - 湿地の保全と賢明な利用に関する国の政策に気候変動の問題を組み込む際には、COP 8 会議文書 COP8 DOC.11 及び COP8 DOC.40 という背景文書に収められた気候変動と湿地に関する情報を検討し、適宜それを利用する。（決議 .3）

1. COP 8 の文書で提供された気候変動に関連する情報を湿地に関する国の政策において検討、利用した。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned;

H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r3.4. - 炭素の膨大な貯蔵所であり、または炭素を隔離する能力をもち、影響緩和因子と考えられている泥炭地その他のタイプの湿地について、その劣化を最小限に食い止め、再生を促進し、またそれらに対する管理方法を向上させるとともに、気候変動から生じるこれらの生態系の変化に対応する社会の適応力を高めるために行動を起こす。（決議 .3）

1. 炭素の膨大な貯蔵所であり、または炭素を隔離する能力をもち泥炭地その他のタイプの湿地について、その劣化を最小限に食い止め、再生を促進し、管理方法を向上させるための行動をとった。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned;

G = Being updated; H = Other status (explain below);

I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

泥炭地の一部は、自然公園法に基づく国立公園等に指定され、保全されている。

また、釧路湿原（ラムサール条約湿地）、サロベツ原野等の泥炭地において、自然再生事業を実施している。

行動 r3.4. - 気候変動と海面上昇の影響を緩和するうえでのマングローブ生態系が果たす役割を、特に海拔の低い土地や小島嶼開発途上国における場合に十分認識し、マングローブ生態系が気候変動と海面上昇から引き起こされる影響に確実に対処できるようにするため、必要な適応措置をはじめとする管理計画を策定する。(決議 .32)

1. 気候変動と海面上昇の影響を緩和するうえでのマングローブ生態系が果たす役割を保全するための管理計画措置がとられた。

D

Choose an answer

*A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;
E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;
H = Other status (explain below); I = No answer*

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

マングローブ林の一部は、自然公園法に基づく国立公園及び国有林内の森林生態系保護地域等として指定されており、適切な保護管理が行われている。

また、国内の重要湿地目録である「日本の重要湿地 500」で 36ヶ所のマングローブ林を選定しており、その中からラムサール条約湿地への登録を検討している。

行動 r3.4. - 可能であれば、炭素の蓄積・隔離や海面上昇の影響の緩和に湿地が果たす役割についての研究に着手し、その結果を本条約に提供する。(決議 .3)

1. 炭素の蓄積・隔離や海面上昇の影響の緩和に湿地が果たす役割についての研究に着手した。

C

Choose an answer

*A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;
E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;
H = Other status (explain below); I = No answer*

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r3.4. - 湿地と農業に関する情報を、ラムサール条約事務局が運営する「賢明な利用資料センター」に、河川流域イニシアティブの活動に、また「水・食糧・環境に関する対話」と「世界水フォーラム」の将来の会合に提供する。(決議 .34)

1. 湿地と農業に関する情報を、ラムサール条約事務局その他に送付した。

C

Choose an answer

*A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;
E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;
H = Other status (explain below); I = No answer*

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

わが国の代表的な人工的湿地である水田は、農業生産の場である一方、多様な生物の生息地となっている。マガンの飛来地である蕪栗沼については、ガンカモ類のねぐらや採餌場として利用されている周辺の水田を含めた地域をラムサール条約湿地として登録できるよう調整中。また農林水産省と環境省では、水田等の二次的自然を野生生物の生息・生育環境として活用している事例調査を共同で実施し、パンフレット「里地・田んぼではじめる自然回復」を作成した(2002年)。冬の間水田に水を張ることにより渡り鳥のねぐら等の生物生息空間を創出する「冬期湛水水田」に関するパンフレットを作成した(2005年)。

実施目標 4. 再生と回復

実施目標 4.1.再生と回復をすることが有益であり、環境、社会及び経済面で長期的利益を生じるような優先順位の高い湿地を特定し、その再生に必要な措置を実施する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> （COP8で採択されるガイドラインを利用して）現在の及び過去の価値及び機能の理由により、復元や再生が適切な湿地を明確にするために、国内の科学的な湿地目録を使用する。（4.1.1） 勧告4.1、決議17及び20に従い、可能な場合、破壊されたあるいは劣化した湿地、特に、主要な河川システム又は、高い自然環境保全上の価値を有する地域と関連した湿地において、湿地復元・回復プログラムを実施する。（4.1.2） 失われたあるいは劣化した湿地復元・再生のための新たな研究及び方法論に関する情報を収集し、これらの情報を関係者に配布する。（4.1.3） 植生復元及び管理、植林を含む、湿地の生態学的特徴に悪影響を与えないような、京都議定書実施のための国家政策の対応を明確にするために、COP8で採択される湿地復元のガイドラインを適用する。（4.1.4）
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> COP8で採択される関連決議及びガイドラインについて、和訳を行い、関連機関等に配布するとともに、これを参考としながら、復元や再生が適切な湿地を明確にするために、国内重要湿地目録及び既存の湿地調査の結果を使用する。（4.1.1） 関連の既存の勧告、決議を参考としつつ、釧路川流域をはじめとする湿地において、自然再生事業の一部として、湿地の復元・回復プログラムを引き続き実施する。（4.1.2） 失われたあるいは劣化した湿地復元・再生のための新たな研究及び方法論に関する情報を収集し、これらの情報を関係者に配布する。（4.1.3） COP8で採択される湿地復元のガイドラインを和訳し、関係機関等に配布する。また、国内での適用可能性について検討する。（4.1.4）

COP9への報告セクション

行動 4.1.2.-破壊され、または劣化した湿地に対して、実施可能なところで、湿地再生・回復プログラムを確立する。その際、勧告4.1、決議VII.17及びVII.20に従い、特に主要な河川系につながる湿地や自然保全上、価値の高い湿地においてこれを実施する。

2003-2005年地球規模の実施目標：失われた湿地、また劣化した湿地を有するすべての締約国は優先して再生すべき湿地の特定を完了する。また少なくとも100の締約国において再生プロジェクトを進行させ、あるいは完了させる。

1. 湿地の再生/回復プログラムまたはプロジェクトが展開された。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F = Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

ラムサール条約湿地を含む河川、湿原、干潟、藻場等において、自然再生事業を実施している。

行動 r4.1.i.- COP に提出する 3 年ごとの国別報告書において、行動 4.1.1 及び 4.1.2 の実施について進捗を報告する（決議 .16）。

行動 1.1.2 参照

1.-優先的に再生させるものと特定された湿地の再生 / 回復のための行動をとった。（可能な場合、湿地数を含めて下さい）。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

湿地数 /
ラムサール条約
湿地数

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

釧路湿原、琵琶湖等において、自然再生事業を推進している。

行動 r4.1.ii.-法的側面、影響評価、奨励策、気候変動及び海面上昇の影響回避について特別な注意を払いつつ、*湿地再生の原則とガイドライン*を「国家湿地政策」及び計画に完全に統合する。（決議 .16）

1. *湿地再生の原則とガイドライン*（決議 .16）は、国家湿地政策またはこれに相当するものに統合された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

2002 年 3 月に策定された新・生物多様性国家戦略において、湿地保全に関わる理念や目標、具体的な行動が掲げられている。本戦略については、自然環境の状況や社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応するため、5 年後程度を目途として見直しを行うこととしている。見直しに際しては、必要に応じて「*湿地再生の原則とガイドライン*」の内容の反映を検討する予定。

行動 r4.1.iii.-湿地の生態学的機能を維持するための水の配分及び管理（決議 .1）、湿地の保全と賢明な利用を河川流域管理に統合すること（決議 .18）、そして国境を越えた行動（決議 .19）に関して、集水域及び河川流域レベルでの管理において湿地再生が果たす役割に特別な注意を払う（決議 .16）。

1. 河川流域管理において、湿地再生が果たす役割が考慮された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

釧路湿原において、野生生物の重要な生育・生息の場、保水・浄化機能、洪水調節機能など重要な価値や機能を持つことを念頭に、自然再生事業を実施している。

行動 4.1.3.-失われた湿地、または劣化した湿地の再生と回復のための新たな研究と方法論についての情報をまとめ、それを広報する。

2003-2005 年地球規模の実施目標: 新たな事例研究と手法についての情報を、ラムサールの湿地再生に関するウェブサイトにも常に追加していく。

1. 湿地再生および回復に関する情報または事例研究が利用可能である。

D

Choose an answer for each indicator

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. 湿地再生 / 修復のための新たな研究および方法論に関する情報は収集され、配布された。

B

3.- COP8 以降の実施状況 [*湿地の再生 / 修復およびその普及に係わる情報に関する追加コメントを含めて下さい*]

釧路湿原（ラムサール条約湿地）に関する文献、報告書、GIS データ等をデータベース化し、インターネットを通じて提供した。また、釧路湿原、サロベツ原野等における自然再生事業の実施状況、取組等を、インターネット、ニュースレター等を通じて随時提供している。

「汽水域の河川環境の捉え方に関する手引き書」を作成し、公表した。（2004 年 5 月）

行動 4.1.4.-決議 .16 で採択された湿地再生に関するガイドラインを適用し、植林と管理、造林と森林再生など京都議定書実施のための国家政策により、湿地の生態学的特徴が損なわれることのないようにする。

行動 3.4.9 参照

1. 湿地再生の原則とガイドライン（決議 .16）が、京都議定書の実施が湿地保全に与える影響評価において使用された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r4.1.iv.-条約第4条2項の下での代償措置に関する条項を考慮する際、そして本会議で採択されたそのような代償措置に関するガイドライン（決議 .20）を用いる際には、この「湿地再生の原則とガイドライン」を適用する（決議 .16）。

1. 湿地再生の原則とガイドライン（決議 .16）が条約第4条2項に基づく代償措置に関連して適用された。

A

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

条約第4条2項に基づく代償措置は行っていない。

行動 r4.1.v.- 「湿地再生の原則とガイドライン」を実施する際には、決議 .19 の付属書である「湿地を効果的に管理するために、その文化的価値を考慮するための指導原則」を考慮し、湿地再生に当たって湿地の文化的及び考古学的遺産としての重要性を十分に認識し、その重要性を確実に維持する。（決議 .16）。

行動 r3.3. 参照

1. 湿地の文化的及び考古学的遺産としての重要性は、再生活動で考慮された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r4.1.vi.- その国内での研修においてどのような要素が必要であるかを評価する際に、その一部として、湿地再生に関する研修の必要性を特定し、湿地再生に関する研修の機会や専門知識に関する情報を特定すること、また「ラムサール条約湿地研修イニシアティブ」が設立されたならば、その一環として関連する研修プログラム（モジュール）を作成する（決議 .16）（行動 20.1.5 も参照）。

行動 20.1.5 参照

1. 湿地再生に関連する研修の必要性が評価された。

B

Choose an answer for each indicator

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. 湿地再生に関連する研修の機会及び専門知識に関する情報が特定された。

B

3. - COP8 以降の実施状況 [湿地再生に関連する研修の必要性および機会に関する追加コメントを含めて下さい]

環境調査研修所では、2002年に成立した「自然再生推進法」に対応して、環境省の自然保護官を対象とする研修に自然再生に関するコースを設け、実施している。

国土交通大学校での河川環境研修において、湿地再生に関する内容も盛り込んでいる。

行動 r4.1.vii.- 湿地再生プロジェクトに労働、技能、機会の提供を取り込んだり、地域社会が依存している生態系の財とサービスの再生に焦点を当てることにより、湿地再生に貧困削減を結びつける機会を検討する（決議 .16）。

1. 貧困削減に関連する再生プロジェクトが設置され、実施された。

H

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

釧路湿原や琵琶湖（ラムサール条約湿地）を始めとする河川、湿原、干潟、藻場等の湿地で実施されている自然再生事業のほとんどが、エコツーリズムや環境学習等を通じて地域社会の活性化に寄与している。釧路湿原自然再生事業では自然再生普及行動計画を作成し、地域の多様な参画を得ながら普及啓発や環境教育の推進を図っている。

行動 r4.1.viii.- 付属書の「湿地再生の原則及びガイドライン」を湿地再生に関心を持つ地域社会の利害関係者に広く普及させ、「湿地管理の地域社会及び先住民の参加を確立し強化するための決議 .8」のガイダンスに従って、湿地の再生と維持において地域社会及び先住民の人々を関与させる（決議 .16）。

1. 湿地再生の原則とガイドラインは、地域社会の利害関係者に普及された。

D

Choose an answer for each indicator

A = Not applicable; B = Yes; C = No;

D = Partly/in some cases; E = In progress;

F= Being planned; G = Being updated; H =

Other status (explain below); I = No answer

2. 地域社会と先住民は、湿地再生活動に関与した。

D

3.- COP8 以降の実施状況 [湿地再生の原則およびガイドラインの普及および湿地再生における地域社会と先住民の関与に関する追加コメントを含めて下さい]

釧路湿原（ラムサール条約湿地）を始めとする河川、湿原、干潟、藻場等の湿地で実施されている自然再生事業では、行政・専門家・NGO・地域住民等の多様な主体の参画が進んでいる。

行動 r4.1.ix.- ラムサール条約の湿地再生ウェブサイトを利用し、湿地再生事業及びその経験に関する情報を広く利用できるようにするためと、特に本決議によって採択された原則とガイドラインを適用したことを明確に示す再生事業を紹介するように、ウェブサイトを提供する（決議 .16）。

1. 湿地再生に関するラムサール条約のウェブサイトは利用され、資料は提供された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [該当する場合、湿地再生に関するラムサール・ウェブサイトの利用及び資料の提供に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r4.1.xi.- 決議 VII.24 に対応する湿地喪失のための代償措置に関する手引きを準備し、COP9 にこの件について報告する（決議 .16）。

1. 決議 VII.24 に応じて、湿地喪失に対する代償措置に関する手引きの準備に貢献した。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

実施目標 5. 侵入外来種

実施目標 5.1. 湿地系への外来種の侵入を防止、抑制または根絶するための手引きを作成し、標準的な手順と行動を促進する。

計画ツールセクション

優先度：	A	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	A	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> • COP8 で採択される移入種の防止、制御及び撲滅に関連するガイドラインを履行する。(5.1.1) • 関係機関等との協力のもとで、移入種の防止、制御、撲滅のための実践的ガイダンスを、開発し、広めることを継続するよう努める。(5.1.2) • 移入種防止、管理、撲滅のための国家計画が十分に湿地に関する事項を含むことを確実にするよう努める。(5.1.3)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> • COP8 で採択される移入種のガイドラインを和訳し、関係機関等に配布する。また、国内での適用可能性について検討を行う。(5.1.1) • 移入種の防止、制御、撲滅のためのケーススタディ、事例等の情報を収集し、ラムサール事務局をはじめとする関係者・団体に提供する。また、環境省が平成 14 年 8 月に取りまとめた「移入種への対応方針」を踏まえて、移入種導入に対する予防措置の検討、移入種に関するデータベースの整備、関係者への普及啓発などを行う。(5.1.2) • 移入種対策に係る国内方針及び制度の検討にあたり、湿地保全について考慮に入れるよう努める。(5.1.3)

COP 9 への報告セクション

行動 r5.1.ii.- 侵入外来種の脅威に対して国の政策や戦略、管理策を策定して実施する際には、C B D、砂漠化対処条約（CCD）、ユネスコの人と生物圏（MAB）プログラム、国際海事機関（IMO）その他の各国における担当窓口と緊密に協力すること、及び「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」（ラムサールハンドブック第3巻）と「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」（ラムサールハンドブック第2巻）を用いて、侵入外来種の予防、根絶及び防除が各国の法律や各国の湿地や生物多様性に関する政策、戦略及び行動計画に確実かつ全面的に組み込まれるようにする（決議 .18）。

1. 侵入種からの脅威に対応する国内政策、戦略及び管理措置が策定され、実施された。	B	<i>Choose an answer for each indicator A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2. 侵入外来種の予防、根絶および防除は、国レベルの法令、湿地及び生物多様性の政策、戦略、行動計画に完全に組み込まれた。	B	
3. 侵入種に関連する活動は、他の条約及び国際機関 / プロセスの担当窓口と協力して実施された。	D	
4.- COP8 以降の実施状況 [国内立法、政策、実施した行動および本件での協力における移入種問題の統合に関する追加コメントを含めて下さい]		
2004 年 6 月に制定された特定外来生物被害防止法に基づき、侵略的外来生物を特定外来生物として指定し、輸入や国内流通の規制を行うとともに、国内の野外に存する特定外来生物についてはその防除を実施している。		

行動 r5.1.iii.- 地球の気候変動の影響によって生態系に起こりうる変化を考慮しつつ、ラムサール条約の「湿地リスク評価の枠組み」（決議 .10）に示された手引きを用いて、湿地の生態学的特徴を脅かす可能性のある外来種について、リスク評価を行う（決議 .18）。

1. 湿地を脅かす外来種のリスク評価が試みられた。	B	<i>Choose an answer A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		

特定外来生物被害防止法に基づき、侵略的外来生物のうち 37 種類を特定外来生物として 2005 年 4 月に指定している。

行動 r5.1.iv.- 16. 領域内の条約湿地その他の湿地における侵入外来種の存在、それがこれらの湿地の生態学的特徴に与える脅威（各湿地内に現在は存在しない侵入外来種が侵入するリスクも含める）、その予防、根絶及び防除のために実施されている行動または計画されている行動を特定すること、また、条約湿地についてはこの情報を、ラムサール条約第 3 条 2 項に沿って、ラムサール条約湿地データベースに収載すべく、直ちに条約事務局に報告すること、そして 2002 - 2006 年 C B D ・ラムサール条約共同作業計画の実施を支援するため、締約国から提供された情報を C B D その他にも利用できるようにすること（決議 .18）。

1.- 条約湿地における外来種の侵入の問題は評価され、条約第 3 条 2 に沿って条約事務局に報告された（該当する場合、その湿地数を含めて下さい）。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

湿地数 /
ラムサール条
約湿地数

2.- COP8 以降の実施状況 [外来種進入による問題、影響を受けた湿地、その他関連して考慮される追加コメントを含めて下さい]

伊豆沼・内沼（ラムサール条約湿地）などにおける、オオクチバスによる周辺生態系への被害に対処するため、防除モデル事業を進める。

行動 r5.1.v.- 多くの水生侵入種は、内陸水の種でも沿岸や海洋の種でも、湿地生態系全体、河川流域、沿岸域及び海洋域に、急速にまた繰り返し広まるので、1 か所で根絶したとしても、それがそれ以上の侵入防止に有効であるとは必ずしも言えないことを認識し、複数の国にまたがる湿地、河川系、沿岸域及び海洋域を有するすべての締約国に対して、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」（ラムサールハンドブック第 9 巻）を用いて、侵入種の予防、複数の国にまたがる湿地での早期警戒、根絶及び防除の面で全面的に協力する（決議 .18）。

1. 複数の国にまたがる湿地、水系において、侵入種に関連する国際的な協力は合意され実施された。

A

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 5.1.2.- 世界侵入種計画（GISP）、生物多様性条約（CBD）、ラムサールの国際団体パートナーならびに関係機関との協働により、全世界からの事例研究や文書化された経験内容に基づき、侵入種の防止、抑制及び根絶のための実用的な手引きを作成し、普及させる取り組みを継続する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：侵入種管理のための手引きを作成する。

1. 侵入種の防止、抑制および根絶のための実践的ガイダンスが策定され配布された。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]

2003 年には「移入種対策に関する措置の在り方について」、2004 年には特定外来生物被害防止法に基づき、「特定外来生物被害防止基本方針」を策定している。また、一部の特定外来生物に関し、防除の指針を策定している。

行動 r5.1.ix.- 侵入外来種に対する国の戦略や対応策を策定して実施する際には、外来種の陸域での侵入が、地下水位の低下、水流パターンの変更などを引き起こして、湿地の生態学的特徴を脅かしそれに影響を及ぼしうることを認識するよう、そしてそのような侵入を防ぐための適切な措置を確実に講じる（決議 .18）。

1. 外来種の陸域への侵入が湿地に与える悪影響について評価された。	B	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		
外来種が湿地生態系に与える悪影響の観点も踏まえ、特定外来生物被害防止法に基づき特定外来生物を指定した。		

実施目標 6. 地域住民、先住民、および文化的価値

実施目標 6.1. 湿地の保全と賢明な利用に地域住民や先住民、特に女性や青少年が、十分な情報提供に基づいて積極的に参加するよう奨励する。

[Go to previous Operational Objective](#)
 [Go to next Operational Objective](#)
 - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度 :	B	A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer
手段の適切度 :	B	A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer
目標（記述による回答） :		<ul style="list-style-type: none"> • 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドラインを適用するよう努める。(6.1.1) • 先住民と相談しつつ、また完全な支援を得て、特に、湿地が地域社会及び先住民の伝統的な所有に係る湿地において、湿地の保全と賢明な利用にかかる先住民と地域社会の適切な伝統的知識及び管理の実践例を文書化し、その適用を奨励する。(6.1.2) • 国際自然保護連合、ラムサール条約事務局、WWF の共同サービスである参加者管理情報センター(PMC) への支援を継続する。(6.1.3) • 湿地とその保全に関する意思決定過程における市民参加を促進する。また、ラムサール登録湿地の選択、及び総ての湿地の管理に関して、技術的その他の情報を関係者と十分に共有することを確実にする。(6.1.4) • 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドラインの適用に関するさらなるガイダンスの作成に努める。(6.1.5) • [COP8 で採択される湿地管理に湿地の文化的価値を統合するための案内原則を適用し、] 湿地の社会と文化価値について、そしてそれらが如何にして湿地資源の保全と持続可能な利用への努力に統合され得たかのケーススタディについて、その文書化に努める。(6.1.6) • ラムサール登録湿地及びその他の湿地のための新しい管理計画ガイドライン (COP8 決議 VIII.xx) を、国内のラムサール登録湿地において適用する。(6.1.7)
行動提案（記述による回答） :		<ul style="list-style-type: none"> • 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドラインの既存の和訳について、関係機関等に広く配布し、その適用を奨励する。(6.1.1) • 湿地の保全と賢明な利用にかかる適切な伝統的知識及び先住民と地域社会の管理の実践例について、適宜情報を収集し、関係者に提供する。(6.1.2) • IUCN、ラムサール条約事務局、WWF の共同による参加者管理情報センター(PMC)に対して、必要に応じて、関係する情報の提供などの支援を実施する。(6.1.3) • ラムサール登録、湿地とその保全に関する政策決定に関して、必要に応じて、自治体、広範な国民の意見の聴取を行う。さらに、湿地に関する調査結果や、湿地管理の状況など、入手した情報を、インターネット等のメディアを通じて広く提供し、関係者と十分に共有するよう努める。(6.1.4)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドラインの適用に関する情報を収集し、必要に応じて事務局等に提供する。(6.1.5) ・ COP8 で採択される決議及び原則を和訳し、関係機関等に情報を配布して、その適用について検討する。また、湿地の社会・文化的価値と湿地保全との統合に関する情報について収集を行う。(6.1.6) ・ COP8 で採択される、ラムサール登録湿地及びその他の湿地のための新しい管理計画ガイドラインを和訳し、関係機関等に配布し、そのわが国のラムサール湿地における適用可能性について検討する。(6.1.7)
--	--

COP 9 への報告セクション

行動 6.1.1.- 「湿地管理への地域住民及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(ラムサール賢明な利用ハンドブック第5巻)を適用する。その際、奨励措置(実施目標8.1を参照)、信頼構築、柔軟なアプローチの必要性、情報交換、能力開発、資源と努力の継続性などの重要性に特に留意する。

1. 湿地管理への地域社会及び先住民の参加に関するガイダンスが適用された。	D	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;</i> <i>E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;</i> <i>H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地を含む生態系を保全するため、鳥獣保護区や自然公園等の保護地域を設定し、当該地域の管理計画を策定する場合には、一般市民等の意見を広く聴取している。 ・ 条約湿地に係る自治体代表がラムサール条約推進国内連絡会議のメンバーに含まれている。 ・ 自然公園や鳥獣保護区内の湿地において、美化清掃や外来種駆除のボランティア活動が行われている。 ・ 釧路湿原を始めとする河川、湿原、干潟、藻場等の湿地で実施されている自然再生事業では、行政・専門家・NGO・地域住民等の多様な主体の参画が進んでいる。 		

行動 6.1.2.- 特に地域住民や先住民が伝統的に管理してきた場所にある湿地の保全と賢明な利用については、先住民と協議を行い、先住民の完全なる支持を得た上で、先住民や地域住民が有する適切な伝統的知見や管理手法を文書化し、それらの適用を奨励する。

1. 湿地に関連する伝統的知見及び管理手法を文書化し、その適用を奨励した。	D	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;</i> <i>E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;</i> <i>H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
<p>片野鴨池(ラムサール条約湿地)周辺では、300年以上に渡り夏は周辺の水田の灌漑用水池として利用し、冬は水田に水を溜めてガンカモ類の生息環境を創出し、伝統的な投げ網猟の猟場として利用・維持してきた。ラムサール条約登録(1993年)以降、伝統的な水管理手法の有効性が認識されるとともに、関係者の連絡協議会が設置され、管理や保全活動が進められている。</p> <p>琵琶湖(ラムサール条約湿地)では、昔から伝統的な手法によるアユやニゴロブナ漁が行われ、湿地の賢明な利用が進められてきた。また湖畔のヨシは過去に伝統的な建築材等として利用されてきており、景観保全上重要であることから、ヨシ群落保全条例等により保全措置が講じられている。天然記念物の湿地について、地域住民等の参加による調査を実施し、管理指針をまとめる事業の実施について補助を行った。</p>		

行動 6.1.4.- 湿地とその保護に関する意思決定過程への一般市民の参加を促進し、条約湿地の選定とすべての湿地の管理に関して技術面、その他の情報が、利害関係者の間で確実に共有されるようにする。

1.- 湿地に関する意思決定への一般市民の参加が促進された。	D	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;</i> <i>E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;</i> <i>H = Other status (explain below); I = No answer</i>
--------------------------------	----------	--

2.- COP8 以降の実施状況 [湿地に関しての意志決定への一般参加促進に関する情報を含めて下さい]		
<p>湿地を含む生態系を保全するため、鳥獣保護区や自然公園等の保護地域を設定し、当該地域の管理計画を策定する場合には、一般市民等の意見を広く聴取している。</p> <p>新たなラムサール条約湿地への登録を前提とした保護区の設定等に際して、登録後の保全管理への一般市民や NGO の参画が重要であることから、これらの主体の理解が得られるよう努めている。</p> <p>釧路湿原を始めとする湿地で実施されている自然再生事業では、行政・専門家・NGO・地域住民等の多様な主体の参画が進んでおり、充実した全体構想の策定に資するとともに、地域の意識向上を促している。</p>		
3.- 地域の利害関係者は、新たなラムサール条約湿地（適用可能な場合は該当する湿地数を含めて下さい）の選定に関与した。	B	<p><i>Choose an answer</i></p> <p><i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
4.- COP8 以降の実施状況 [ラムサール湿地選定、（また可能であれば）関与した湿地、そして他に関連して考慮されているに追加コメントおける、地元の利害関係者の参加に関する情報を含めて下さい]		
<p>新たなラムサール条約湿地の登録に際して、関係自治体の同意を得ている。また、ラムサール条約湿地への登録を前提とした保護区の設定等に際して、地域の利害関係者の同意を得ている。</p>		
<p>行動 r6.1.i.- 適切である場合には、ダムの計画段階および運用段階について、決議 .8 「湿地管理への地域社会および先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」を実施するとともに、この参加原則を流域レベルの水資源管理に関わる広範な問題へと拡大して適用する。またその際には、決議 .18 の「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」と決議 .14 の「ラムサール条約湿地及びその他の湿地に係る管理計画策定のための新ガイドライン」を活用する（決議 .2）。</p>		
1.地域の利害関係者は、流域レベルの水資源管理に関連する広範な問題に組み込まれた。	B	<p><i>Choose an answer</i></p> <p><i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		
<p>河川整備計画を作成する際には、各水系で関係住民を交えた流域委員会を設置し検討するなど、関係住民の意見を反映させるための措置を講じている。</p>		
<p>行動 6.1.5.- COP9 での検討に向け、「湿地管理への地域住民及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」（ラムサール賢明な利用ハンドブック第5巻）の適用に関する手引きをさらに拡充する。その際、特に太平洋島嶼国や小島嶼開発途上国の経験、及びCBD・ラムサール条約第3次共同作業計画に基づいて行われたCBDやその他の機関との協力などから得た実地的経験に準拠する。</p> <p>2003-2005年地球規模の実施目標：CBDと共同で策定した詳細なるガイドラインをCOP9に提供できるようにする。</p>		
1.湿地管理における地域社会と先住民の参加に関する資源情報が整理された。	C	<p><i>Choose an answer</i></p> <p><i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
2.- COP8 以降の実施状況 [湿地管理における地域社会と先住民族の参加についての資源の整理に関する追加情報を含めて下さい]		
<p>3.湿地管理における地域社会と先住民の参加に関する追加的ガイダンスの策定に向け、ケーススタディその他の資料提供に貢献した。</p>		
	C	<p><i>Choose an answer</i></p> <p><i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>

4.- COP8 以降の実施状況 [上記に示したガイダンスを入念に作り上げることへの貢献に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r6.1.iii.- 参加型環境管理戦略の適用に関する進捗とその成功例について、COP9 国別報告書で報告する（決議 .36）。

1.参加型環境管理戦略が適用された。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- 参加型環境管理戦略に関する進捗と成功のまとめ [進捗と成功のまとめおよび関連して考慮される追加コメントをここに提供して下さい]

釧路湿原を始めとする湿地で実施されている自然再生事業では、行政・専門家・NGO・地域住民等の多様な主体の参画が進んでおり、充実した全体構想の策定に資するとともに、地域の意識向上を促している。

無栗沼においては、自治体、地元農家、NGO、専門家等の関係者が連携し、農業と自然環境の共生を目指した「冬期湛水水田」の取り組みや環境教育、鳥類生息調査等が実施されている。

行動 6.1.6.- 「湿地を効果的に管理するために、湿地の文化的側面を考慮するための指導原則」（決議 .19）の活用を検討し、湿地の社会・文化的価値に関する事例研究、及びそれらを湿地資源の保全と持続可能な利用に組み込む方法を文書化する取り組みを継続する。

行動 r3.3. 参照

1.文化的価値に関する指導原則（決議 .19）が利用または適用された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [文化的価値に関する指針の適用に関する追加コメントを含めて下さい]

成東・東金食虫植物群落、駒止湿原等の天然記念物の湿地について、その文化的価値の調査及び管理方法の検討等を行う事業の実施について、継続的に補助を行っている。

また、重要な文化的景観を有する棚田、ため池等の湿地については、「大山の千枚田」「稲美のため池群」等において文化的価値の調査及び管理方法の検討を行うモデル事業を実施している。

3.湿地の文化的側面についての資源情報及びケーススタディが収集された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

4.- COP8 以降の実施状況 [資源情報編集に関する追加コメントを含めて下さい]

成東・東金食虫植物群落、駒止湿原等の天然記念物の湿地について、その文化的価値の調査及び管理方法の検討等を行う事業の実施について、継続的に補助を行っている。

また、重要な文化的景観を有する棚田、ため池等の湿地については、「大山の千枚田」「稲美のため池群」等において文化的価値の調査及び管理方法の検討を行うモデル事業を実施している。

行動 r6.1.v.- 湿地の文化的価値を育み発展させる際に、決議 .19 の「指導原則」をどのように適用するかを検討するために、地域または国のレベルで適切な協議の仕組みを設ける（決議 .19）。

1.文化的価値の指導原則を適用するための協議の仕組みが設けられた。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r6.1.vi.- 先住民、地域住民その他の利害関係者による、湿地の保全と賢明な利用、特に湿地に関する計画策定と管理への参加を強化する手段として、湿地の文化的価値を利用することを検討する。（決議 .19）。

1. 湿地の文化的価値は、湿地計画策定及び管理に地域の利害関係者を巻き込むために活用された。	D	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;</i> <i>E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;</i> <i>H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
<p>片野鴨池（ラムサール条約湿地）周辺では、300 年以上に渡り夏は周辺の水田の灌漑用水池として利用し、冬は水田に水を溜めてガンカモ類の生息環境を創出し、伝統的な投げ網猟の猟場として利用・維持してきた。ラムサール条約登録（1993 年）以降、伝統的な水管理手法の有効性が認識されるとともに、関係者の連絡協議会が設置され、管理や保全活動が進められている。</p> <p>琵琶湖（ラムサール条約湿地）では、昔から伝統的な手法によるアユやニゴロブナ漁が行われ、湿地の賢明な利用が進められてきた。また湖畔のヨシは過去に伝統的な建築材等として利用されてきており、景観保全上重要であることから、ヨシ群落保全条例等により保全措置が講じられている。天然記念物の湿地について、地域住民等の参加による調査を実施し、管理指針をまとめる事業の実施について補助を行った。</p>		

行動 r6.1.vii.- 湿地の文化的価値について適当な教育研修活動を共同で行うことを検討するとともに、湿地の保全と賢明な利用への「指導原則」（決議 .19）の適用や統合をさらに進めるために、地方、地域、国の規模で試験的なパイロットプロジェクトを計画することを検討する。

1. 湿地の文化的側面に関連した教育や研修活動が開発された。	C	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;</i> <i>E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;</i> <i>H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r6.1.ix.- アンデス山岳地の環境と共存する、先住民族の祖先の全ての慣習を現代に利用できるように把握、評価及び文書化するため必要な措置を講じる（決議 .39）。

1. 環境と共存するアンデス山岳地域の先住民族の祖先の慣習は把握、評価及び文書化された。	A	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;</i> <i>E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;</i> <i>H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 6.1.7.- 湿地の文化的特徴が湿地の持続可能な利用に確実に組み込まれるよう、「ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関する新ガイドライン」（決議 .14）を適用する。

1. - 湿地の文化的価値は、ラムサール湿地や他の湿地の管理計画に統合された（可能であれば、湿地数を含めて下さい）。	C	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No;</i> <i>D = Partly/in some cases; E = In progress;</i> <i>F= Being planned; G = Being updated; H =</i> <i>Other status (explain below); I = No answer</i></p>	湿地数 / ラムサール条約 湿地数
2. - COP8 以降の実施状況 [管理計画、湿地の関与、そして他の関係する考慮への文化的価値の統合に関する情報を含めて下さい]			

実施目標 7. 民間部門の参画

実施目標 7.1. 民間部門が湿地の保全と賢明な利用に参画するよう働きかける。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地に影響を与える活動及び投資に関して、民間部門による賢明な利用原則の適用を奨励する。(7.1.1) ・ 民間部門、国内の学会及びその他の専門家等が、湿地に関連した意思決定における関与の機会を得るよう努める。(7.1.2) ・ 民間部門と協力して、国内及び国際的な湿地起源の動植物製品の貿易を見直すことの可能性を検討する。湿地起源の動植物製品の輸出入が、ワシントン条約に従ったものであるよう、必要な法的、制度上及び行政上の措置を講ずる。(7.1.4)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ・ 賢明な利用原則の和訳を作成し、インターネット等を通じて、民間部門を含む総ての関係者によって入手可能とする。また、普及啓発活動を通じて、民間部門による賢明な利用原則の適用を奨励する。(7.1.1) ・ 湿地に関連した規制措置の導入などの意思決定過程において、パブリックコメントの聴取の手続きを行い、民間部門や専門家などが、関与の機会を得るよう努める。(7.1.2) ・ 民間部門と協力して、国内及び国際的な湿地起源の動植物製品の貿易を見直すことの可能性を検討する。ワシントン条約の国内管理当局、科学当局において、湿地起源の動植物製品の輸出入が、ワシントン条約に従ったものであるよう、必要な法的、制度上及び行政上の措置を講ずる。(7.1.4)

COP 9 への報告セクション

行動 7.1.1.- 民間部門に対し、湿地に影響を与える活動や投資を行うにあたって賢明な利用原則（ラムサールハンドブック第1～6巻）を適用するよう奨励する。

1. 民間部門は、湿地に関する活動と投資において賢明な利用の原則を適用することを奨励された。

D*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]

民間部門を含む幅広い主体に対し、ラムサール条約の概念と湿地の賢明な利用についての普及啓発を促すため、各種シンポジウムの開催及び主な条約湿地における水鳥湿地センターを中心とした情報発信を進めた。新しいラムサール条約湿地への登録を前提とした保護区の設定等に際して、利害関係者としての民間部門の理解を得ている。

行動 7.1.2.- 国内湿地委員会または国内ラムサール委員会、条約湿地または河川流域管理機関・委員会及び普及啓発活動などの機構を利用して、湿地に関する意思決定に民間部門、国内の科学教育機関、大学やその他信頼できる専門、科学及び技術団体の参加を求める。

1. 民間部門、学会および専門機関が湿地に関連する意志決定に関与した。

B*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

新しいラムサール条約湿地候補地選定に際して、専門家による検討会を設置して候補地を選定している。

釧路湿原を始めとする湿地で実施されている自然再生事業では、自然再生協議会への専門家の参加が必須となっている。

行動 7.1.4.- 必要に応じて、民間部門による全国または地方レベルの「湿地懇談会 ("Friends of Wetlands" Forum)」を設立し、企業がその活動の中で賢明な利用の実践を適用する際に助言を得たり、条約の活動を支援する機会を確保できる場とする。

1. 民間部門による「湿地懇談会」またはそれに相当するメカニズムが設立された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 7.1.5.- 民間部門と共同で湿地に由来する動植物製品の国内外での輸出入双方の取引を再検討する。また適宜必要な法的、制度的及び行政的措置を講じ、それらの採取が持続可能であり、かつ絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約 (C I T E S) を確実に遵守するようにする。

1. 湿地由来の植物および動物製品の国内及び国際的な取引の見直しが実行された。

H

Choose an answer for each indicator

A = Not applicable; B = Yes; C = No;

D = Partly/in some cases; E = In

progress; F= Being planned; G = Being

updated; H = Other status (explain

below); I = No answer

2. 法的な手段、制度上の手段および管理上の手段は、湿地に由来する製品の持続可能な採取を確保するために実施されている。

D

3.- COP8 以降の実施状況 [湿地に由来する製品の持続可能な収穫及び取引を保証するために取られた手段に関する追加コメントを含めて下さい]

CITES の適切な履行を図るため、外為法及び種の保存法により絶滅のおそれのある野生動植物種の国内及び国際的な取引規制を行っている。

自然公園法、鳥獣保護法等に基づく保護地域内の湿地では、管理計画に基づき、自然環境及び社会経済的条件に応じた種々の行為規制が適用されている。

漁業法及び水産資源保護法に基づき、湿地に生息する水産動植物についても、必要に応じて、採捕の制限・禁止等の行為規制が適用されている。

実施目標 8. 奨励措置

実施目標 8.1. 賢明な利用原則を適用し、逆効果をもたらす措置を廃止するための奨励措置を促進する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：	<ul style="list-style-type: none"> 湿地の保全と賢明な利用の促進のための措置の特定と推進、また、保全と賢明な利用を阻害する措置の特定及び除去のために、既存の、または今後の政策、法律、制度上の枠組みを見直す。(8.1.1) IUCN により準備、維持される、奨励措置に関するインターネットを基盤とした資源キットの開発と改善の継続に対して協力する。(8.1.2) 	
行動提案（記述による回答）：	<ul style="list-style-type: none"> わが国における湿地の保全と賢明な利用の促進のための措置、保全と賢明な利用を阻害する措置の事例について情報を収集し、必要に応じて、既存の、または今後の政策、法律、制度上の枠組みの見直しを検討する。(8.1.1) 必要に応じて、奨励措置に関する取組みの情報について、IUCN 及び事務局に提供する。(8.1.2) 	

COP 9 への報告セクション

行動 8.1.1.- 湿地の保全と賢明な利用を奨励する措置を特定し、促進するとともに、保全と賢明な利用の妨げとなる措置を特定し、廃止するために、現存の、または策定中の政策や法的、制度的枠組みの見直しを継続する。

2003-2005 年地球規模の実施目標: 常設委員会ならびに条約事務局は、政策や法的、制度的枠組みを再検討し湿地の保全と賢明な利用に逆効果をもたらす措置を廃止しようと努めた締約国を、少なくとも 50 か国特定する。

1. 湿地の保全及び賢明な利用に関する奨励措置、及び妨げとなる措置の見直しが完了した。	C	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. 湿地の保全と賢明な利用を奨励する措置を促進する方策がとられた。	D	
3. 湿地の保全と賢明な利用の妨げとなる措置を除去する方策が講じられた。	A	

4. - COP8 以降の実施状況 [奨励措置と誤った措置の除去の促進および実施に関する追加コメントを含めて下さい]

宮島沼（ラムサール条約湿地）では、マガンによる食害対策事業を実施するとともに、近隣市町村で食害対策等に関する連絡協議会を設立し、マガンと農業の共生を目指している。藤前干潟（ラムサール条約湿地）においても、その隣接地域で鳥類被害対策に関する連絡協議会を発足し、ヒドリガモによる農作物食害防除対策を実施し、水鳥と農業の共存に取り組んでいる。

渡り鳥の越冬環境に配慮した水田農業を行い、その水田で収穫された米に「渡り鳥と共生する田でとれた米」として販売する事例や、このような取組みに対し支援措置が講じられている事例がある。

農林水産省と環境省では、水田等の二次的自然を野生生物の生息・生育環境として活用している事例調査を共同で実施し、パンフレット「里地・田んぼではじめる自然回復」を作成した（2002年）。

行動 r8.1.ii.- 自国の農業政策を見直す際には、他の国際的な権利と義務に合致する補助金や奨励措置のうちで、その領域内や世界の他の場所の水資源一般、特に湿地に対して、マイナスの影響を及ぼすおそれのあるものを特定し、かつそれらを取り除くかまたは湿地保全に寄与するような奨励措置に換え、これらの活動と支援措置が貿易関連の協定と矛盾する農業政策を支えることのないようにする。（決議 .34）。

1. 特に水資源および湿地に否定的な影響を及ぼす農業補助金とインセンティブが特定された。	H	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. 特に水資源および湿地に否定的な影響を及ぼす農業補助金とインセンティブを除去または交換するための方策が講じられました。	H	
3. - COP8 以降の実施状況 [水資源及び湿地における農業補助金と誘因およびそれらの影響に関する追加コメントを含めて下さい]		

水田は、条約の定義にもあるように人工的な湿地のひとつであり、農業生産の場である一方、多様な生物の生息地となっている。農業補助金は、これらを保全する意味で湿地に対してマイナスの影響のみならずプラスの影響があることも考慮される必要がある。

行動 r8.1.iii.- 助成金制度が湿地の保全に決して悪影響を与えないようにするため、地下水利用に関する自国の助成金制度を見直す（決議 .40）。

1. 地下水利用のための補助金制度は、それらが及ぼす湿地保全への悪影響に関して見直されました。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
---	----------	--

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]

実施目標 9. 広報・教育・普及啓発 (CEPA)

実施目標 R9.1. C E P Aのプロセスを、条約の政策立案、計画策定、実施のすべてのレベルに組み入れる。

[Go to previous Operational Objective](#)
[Go to next Operational Objective](#)
[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> • 決議 9を参考としつつ、CEPAの適任な政府組織及び非政府組織の担当窓口が、可能な限り、活動のために必要とされる資金とともに存在することを確実にするよう努める。(9.1.1) • 関連活動、対象グループ、そして脅威の見直しに基づいて、湿地 CEPAのための国内行動計画が策定されており、また、それが広く利用可能であり、実施されていることを確実にする。(9.1.2) • 湿地管理への地域社会と先住民の参加の確立と強化のためのガイドライン（決議 VII.8）が、条約の普及啓発計画の履行の発展において十分考慮されることを確実にする。(9.1.3) • CEPA 国内行動計画が、政府内、政府間及び主要な民間機関関係者のコミュニケーションを見落とさないようにすること。(9.1.4) • 特にラムサール登録湿地等、湿地関係者間の情報伝達の向上、アイデアの交換、及び知識の共有のために、国家レベルの適切なメカニズムを構築する。また、この国内ネットワークを、他国及び世界的な類似のネットワークに電子的手段によってリンクさせるよう努める。(9.1.5) • 湿地保全及び賢明な利用に関する意識向上のため、世界湿地の日及び世界湿地週間にリンクしたキャンペーンを実施する。(9.1.6) • 利用可能な効果的 CEPA 材料に関する助言及びサンプルを事務局に提供し、事務局のクリアリングハウス機能及び情報共有を促進する。(9.1.7) • 適切な CEPA 材料の製作を継続するとともに、国際的及び国内的に作成された CEPA 材料を、国内 CEPA 活動において活用する。(9.1.8) • 湿地の保全と賢明な利用の原則に関する教育の充実のため、学校等に対し情報提供を行う。(9.1.9) • ラムサール登録湿地及びその他の湿地において、湿地教育及び普及啓発等に関するセンターを設置し、あるいはさらに発展させるよう努める。また、適切な場合には、湿地研究・管理及び湿地教育と普及啓発技術の研修のための中核として利用する。(9.1.10) • 湿地の重要性に関する意識と理解の向上を推進するため、さまざまな教育のためのセンター（大学、博物館、水族館、植物園等）の協力を得る。(9.1.11) • 情報交換及び資料の共有を強化し、また、湿地教育センター間の姉妹提携及び専門技術の交換を奨励する方策として、9.1.10 及び 9.1.11 において言及された施設が、国際湿地リンクネットワークへ参加することを奨励する。(9.1.12) • 事務局、各締約国とともに、ラムサール普及啓発計画のための信託基金に係る可能な取組みを検討する。(9.1.13) <p>(9.1.14, 9.1.15 は COP8 の場で追加されたため、目標設定していない)</p>
行動提案		<ul style="list-style-type: none"> • 既に適切な CEPA の担当窓口を指定済みである。また、活動のために必要な資金について、確保に努める。(9.1.1)

<p>(記述による回答) :</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2002年度末までに、CEPA 国内窓口を中心として、CEPA 国内行動計画を策定するとともに、広く配布し、その適切な履行を図る。(9.1.2) • 今後、国内行動計画の履行について、湿地管理への地域社会と先住民の参加の確立と強化のためのガイドライン(決議 VII.8)を参考にしつつ実施する。(9.1.3) • 2002年に行う国内行動計画の策定にあたって、政府内、政府間及び主要な民間機関関係者のコミュニケーションの重要性について留意する。(9.1.4) • 2002年に行う CEPA 国内計画の策定に際して、特にラムサール登録湿地等、湿地関係者間の情報伝達の向上、アイデアの交換、及び知識の共有のために、国家レベルの適切なメカニズムを構築する可能性、手法、内容について検討を行ない、計画に盛りこむよう勤める。(9.1.5) • NGO、地方自治体等と共同により、世界湿地週間にリンクした、湿地保全及び賢明な利用に関する意識向上・教育のためのキャンペーンを2003年2月に実施する。また、その結果を踏まえて翌年の活動の展開について検討する。(9.1.6) • 湿地に関する英文パンフレットなど、わが国で作成したラムサールのCEPAに関するサンプルや情報について、事務局に提供する。(9.1.7) • CEPA 関連材料の収集に努めるとともに、国内における配布、利用を行う。(9.1.8) • 湿地の保全と賢明な利用の原則に関する教育の充実のため、必要に応じて NGO 等の協力を得つつ、優れた実践事例や湿地関連情報を収集し、全国の学校等に情報提供を行う。(9.1.9) • ラムサール登録湿地において、展示や映像等により来訪者への解説や普及啓発を行うとともに、水鳥及び湿地の観察、調査研究を促進するための拠点施設の管理運営及び新たな設置を行う。2002年以降、漫湖等において水鳥湿地センターの整備等を実施する。また、国立・国定公園内の主要な湿地において、利用者のためのビジターセンターを管理運営する。(9.1.10) • 湿地の重要性に関する意識と理解の向上を推進するため、さまざまな教育センターに、国内 CEPA 活動計画を配布し、あるいはインターネット上で公開し、広く CEPA 活動への参画を呼びかける。(9.1.11) • 関連決議及び国際湿地リンクネットワークの活動内容等について、インターネット等を通じ国内における情報を提供し、各施設の参加を呼びかける。(9.1.12) • 事務局、各締約国とともに、ラムサール普及啓発計画のための信託基金に係る可能な取組みを検討する。(9.1.13) (9.1.14, 9.1.15 は COP8 の場で追加されたため、目標設定していない) •
--------------------	--

COP9 REPORT SECTION COP 9 への報告セクション

行動 r9.i.iii.- 湿地に関する CEPA を、関連する地域(適切な場合)、国、集水域、地方レベルにおいて、湿地及び生物多様性保全、水管理、漁業、貧困削減などの分野の政策、戦略、計画及びプログラムに組み入れる。

<p>1. 湿地の CEPA は、各分野の政策、戦略、計画やプログラムに組み込まれた。</p>	<p>D</p>	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;</i> <i>E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;</i> <i>H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
---	-----------------	---

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]

新・生物多様性国家戦略において、湿地保全に際しては、地域の合意の元に進めていくことが重要とされている。また湿地を含めた自然環境の普及啓発の実施についても記載されている。「国別 CEPA

行動計画」については、2002年に開催した作業部会の議論を踏まえ、検討中。

実施目標 9.広報・教育・普及啓発 (CEPA)

実施目標 R9.II.CEPAのプロセスが、世界、国、地方のあらゆるレベルで、湿地の賢明な利用というラムサール条約の目標の達成に有効であることを実証する

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer
手段の適切度：	B	A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer
目標（記述による回答）：	設定なし	
行動提案（記述による回答）：	設定なし	

COP 9 への報告セクション

行動 r9.ii.i.-湿地の賢明な利用の推進、特に湿地資源を直接に利用する人々の関与を得るにおいてCEPAを実践するための各種アプローチを評価するパイロットプロジェクトを計画する。

1. 湿地の賢明な利用の推進にあたってCEPAを実践するための各種アプローチを評価するため、パイロットプロジェクトが計画された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;
E = In progress; F = Being planned; G = Being updated;
H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r9.ii.ii.- 既存のCEPAに関するプログラムとケーススタディを見直し、これらの経験から有効なアプローチに関して得られた教訓を記録する。

1. 既存のCEPAプログラムの見直しが完了した。
2. CEPAプログラム実施で学んだ教訓が記録された。

C

Choose an answer for each indicator

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned;
G = Being updated; H = Other status (explain below);
I = No answer

3. - COP8以降の実施状況 [CEPAプログラムの実施および有効な情報に関する追加コメントを含めて下さい]

実施目標 9.広報・教育・普及啓発 (CEPA)

実施目標 R9.III.湿地の賢明な利用についてCEPAを支援し触媒となるための、国のリーダーシップ、ネットワーク、結合力のある枠組を提供する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer
手段の適切度：	B	A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer
目標（記述による回答）：	設定なし	
行動提案	設定なし	

(記述による回答) :

COP 9 への報告セクション

行動 r9.iii.i.- (決議 .9 で要請されたように) 締約国は、優先事項として、それぞれ政府と NGO の湿地に関する CEPA 担当窓口の役割を果たすのに適格な人物を任命し、これらの役割を果たす人物とその連絡先の詳細をラムサール条約事務局に報告することを要請される。

1. 湿地の CEPA のための国内政府担当窓口が任命された。

B*Choose an answer for each indicator**A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;**E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;**H = Other status (explain below); I = No answer*

2. 湿地の CEPA のための国内 NGO 担当窓口が任命された。

B

3.- COP8 以降の実施状況 [政府 CEPA および非政府 CEPA の窓口に関する情報を含めて下さい]

CEPA の政府担当窓口として環境省、NGO 担当窓口として日本国際湿地保全連合がそれぞれ登録されている。

行動 r9.iii.ii.- ニーズ、技術、専門知識及び選択肢の見直しを行い、この作業計画を実施するための優先事項を定めるため、(この目的のために他にメカニズムが存在しない場合) ふさわしい利害関係者と NGO の代表が参加することを確保しつつ、国の CEPA 特別部会を設立する。

1. 国内湿地 CEPA 特別部会が設立された。

G*Choose an answer**A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress;**F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below);**I = No answer*

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

国別 CEPA 行動計画については、2002 年に開催した作業部会の議論を踏まえ、検討中。今後、自治体、NGO、専門家等湿地の CEPA 活動に携わる多様な主体の意見を聴取しながら行動計画を策定する予定。

行動 r9.iii.iii.- この目的のために策定された「湿地に関する広報・教育・普及啓発 (CEPA) の見直しと行動計画策定に関する追加手引き」にもとづいて、上記行動 r9. . から生まれる結論を組み入れた、国の (及び、適宜、国に準ずるレベル、集水域レベル、地元レベルで) 湿地に関する CEPA 行動計画を作成し、この行動計画の写しをラムサール条約事務局に提供し、他の締約国、及び関心のある団体及び個人が利用できるようにする。(「追加手引き」はハードコピーを事務局から、HTML 文書を http://ramsar.org/outreach_reviewsactionplans1.htm から入手可能である。

1. 湿地の CEPA のための国内行動計画が策定された。

F*Choose an answer**A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress;**F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below);**I = No answer*

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]

国別 CEPA 行動計画については、2002 年に開催した作業部会の議論を踏まえ、検討中。今後、自治体、NGO、専門家等湿地の CEPA 活動に携わる多様な主体の意見を聴取しながら行動計画を策定する予定。

行動 r9.iii.iv.- 湿地に関する CEPA を、適宜、国の湿地、生物多様性、林業、農業、灌漑、発電、鉱業、観光、漁業の各委員会、及びその他関連する政策及び計画策定委員会 (存在する場合には) の活動に組み入れる。

1. 湿地の CEPA は、各分野の政策及び計画策定委員会の活動に組み入れられた。

D*Choose an answer**A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;**E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;**H = Other status (explain below); I = No answer*

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

新・生物多様性国家戦略において、湿地保全に際しては、地域の合意の元に進めていくことが重要とされている。また湿地を含めた自然環境の普及啓発の実施についても記載されている。

行動 r9.iii.v.-行動 r9. . .、r9. . . および r9. . . を実施する一環として、関連する政府省庁及び機関相互の意思伝達と情報共有システムの効率と有効性に関心を払い、必要な場合には、不足点に取り組むためのメカニズムを開発する。

1. 関係省庁間で、湿地問題についての意思伝達と情報共有に関して方策が講じられた。

B*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

ラムサール条約の履行に関する関係省庁の意見交換の場としてラムサール条約関係省庁連絡会議が設置されている。

また、新たなラムサール条約湿地候補地の選定作業において、関係省庁に適宜情報を提供するとともに、ホームページ等を通じて最新の情報を発信した。

行動 r9.iii.vi.-生物多様性条約、国連気候変動枠組条約、UNESCO人と生物圏(MAB)プログラムを含め、他の国際条約や計画のもとでのCEPAの活動との協働を促進するため、世界的にも国内的にも協力して活動する。

1. 国際条約及びプログラム間において、CEPA 活動の相乗効果を促進するための方策が講じられた。

C*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r9.iii.vii.-国レベル・国際レベルでCEPAの支援のために誰でもアクセスできる、オンラインで検索可能な、CEPAの専門知識とCEPA担当窓口のリストを作成し、管理する。そしてCEPAの各種プログラムと活動を支援するためにこのサービスを推進する。

1. 国の湿地 CEPA 専門知識に関するリスト(あるいは相当するツール)が利用可能となった。

C*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

実施目標 9. 広報・教育・普及啓発 (CEPA)

実施目標 R9.IV. 湿地の賢明な利用を推進し、結果として湿地の賢明な利用を実現する、CEPAに関する情報と専門知識を移転、交換、共有する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度:	A	<i>A = High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度:	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標(記述による回答):	設定なし	
行動提案(記述による回答):	設定なし	

COP 9 への報告セクション

行動 r9.iv.iii.-湿地に関するCEPAの活動を支援するための参考資料の作成、配布、共有を継続する。

1. 湿地に関する CEPA を支援する参考資料が作成、配布された。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
------------------------------------	----------	---

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

環境省では、WWF ジャパンの協力のもと、米国内務省魚類野生生物局が開発したシギ・チドリ類環境教育教材をわが国で普及する事業を実施している。また、ラムサール条約及び条約湿地に関する普及啓発パンフレットの作成、配布を行った。

行動 r9. iv. iv. -各国のラムサール条約担当省庁、ラムサール条約の国の湿地 CEPA 担当窓口、CEPA の専門家、ラムサール条約湿地管理者、環境教育と普及啓発を専門とする施設、地域の関係者が含まれるようにラムサール条約の世界規模のメーリングリストを管理し、さらなる拡大に努める。同様のメーリングリストを国内で設立し、支援し、世界のメーリングリストとリンクさせる。

1. 湿地 CEPA に関する国内メーリングリストが設立された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
----------------------------------	----------	---

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r9. iv. v. 野禽湿地トラスト (WWT (UK)) の湿地リンクインターナショナル計画が、湿地教育センターを支援して CEPA の推進のための世界規模のネットワークと国内の研究センターを創設し、また先進国、開発途上国、市場経済移行国のセンター間の情報交換を促進できるよう、野禽湿地トラスト (WWT (UK)) の湿地リンクインターナショナル計画の調整を促進し、財源調達を図る。

1. - 国内湿地センター（または相当する設備）は、野禽湿地トラストの湿地リンクインターナショナル計画の一部である（可能な場合、センターや施設数を含めて下さい）。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	センター数
---	----------	---	-------

2. - COP8 以降の実施状況 [湿地リンクインターナショナル計画の一部をなすセンターや設備、また関連して考慮される任意の他のコメントに関する追加情報を含めて下さい]

行動 r9. iv. vi. -先進国、開発途上国、市場経済移行国の湿地教育センター間の情報と専門知識の交換を促進するため、湿地教育センターの姉妹提携を促し、財源調達を図る。

1. - 国内湿地センター（または相当する施設）は、他国の類似施設と姉妹提携した（可能な場合、センターや施設数を含めて下さい）。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	センター数
--	----------	--	-------

2. - COP8 以降の実施状況 [他国の類似施設と姉妹提携しているセンターや施設に関する追加情報及び関連すると思われるさらなるコメントを含めて下さい]

「アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に基づくシギ・チドリ類重要生息地ネットワーク及びガンカモ類重要生息地ネットワークでは、国内のメーリングリストが設立されており、情報交換が行われている。

実施目標 9. 広報・教育・普及啓発 (CEPA)

実施目標 R9.V. 湿地資源の価値を認識することによって、湿地の賢明な利用に参加し貢献する、個人・集団の能力と人々の機会を向上させる。

計画ツールセクション

優先度：	A	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：	設定なし	
行動提案（記述による回答）：	設定なし	

COP 9 への報告セクション

行動 r9.v.i.- 湿地教育センター（実施目標 r9. を参照）の設立と運営を含め、湿地に関する C E P A の分野での現在の国内のニーズと能力を見直し、これをもとに、国の湿地 C E P A 行動計画（行動 r9. を参照）の中での能力育成（キャパシティビルディング）の優先事項を決定する。

1. 湿地 CEPA におけるニーズと能力の見直しが完了した。	C	<i>Choose an answer A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
---------------------------------	----------	--

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r9.v.ii.-ラムサール条約の国際団体パートナーと協力して、地方、国、地域、世界レベルでの専門知識と知見の共有を促進するため、湿地に関する C E P A についての専門家情報と研修の機会の提供元を特定する。

1. 湿地 CEPA における専門家情報および研修機会の情報源が特定された。	C	<i>Choose an answer A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
--	----------	--

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r9.v.iii.-行動 r9. . . によって優先事項と特定された能力育成を支援するため、女性や先住民社会・農村社会などの主要グループが見過ごされないことを確保しつつ、適切なメカニズムを通じて、財源を探る。（外務）

1. 湿地 CEPA に関する能力育成のための財源が探られた。	B	<i>Choose an answer for each indicator A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned;</i>
2. 湿地 CEPA に関する能力育成のための財源確保が進められた。	B	<i>G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>

3.- COP8 以降の実施状況 [湿地 CEPA における能力育成財源のための活動に関する追加コメントを含めて下さい]

アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づく国内外の普及啓発、研修活動等に対して継続的に支援を行っている。

国際協力機構では、途上国を対象とした湿地保全及び賢明な利用、サンゴ礁の保全、マングローブの保全に関する研修コースを実施している。

ラムサール条約湿地を始め、国立公園や国指定鳥獣保護区内の主要な湿地において、ビジターセンター・湿地センターの整備・運営を実施している。COP 8 以降、漫湖、ウトナイ湖、藤前干潟（2箇所）においてセンターを整備した。

2005年2月にインド・ブバネシュワールにおいてアジア地域の湿地保全管理の専門家及び政府関係者、NGO等の参加を得て開催された「アジア湿地シンポジウム2005」に対し、支援を行った。

行動 r9.v.iv.-湿地の賢明な利用の原則を推進し、湿地の賢明な利用という目標を追求する際のCEPAの重要性を認識しつつ、湿地が提供する生態系サービスに関する情報を公式の教育課程に確実に組み込むために、公式の教育課程を見直す。

1. 湿地のサービスと賢明な利用に関連する公式な教育カリキュラムの見直しが実行された。

D*Choose an answer for each indicator**A = Not applicable; B = Yes; C = No;**D = Partly/in some cases; E = In progress;**F = Being planned; G = Being updated;**H = Other status (explain below); I = No answer*

2. 湿地に関連する問題を組込む公式な教育カリキュラムの変更が行われた。

D*Choose an answer for each indicator**A = Not applicable; B = Yes; C = No;**D = Partly/in some cases; E = In progress;**F = Being planned; G = Being updated;**H = Other status (explain below); I = No answer*

3.- COP8 以降の実施状況 [公式な教育カリキュラムでの湿地行政および賢明な利用の考察に関する追加コメントを含めて下さい]

一部の学校では、湿地や渡り鳥に関する教材やプログラム、湿地教育施設等が利用されている。

環境省では、WWF ジャパンの協力のもと、米国内務省魚類野生生物局が開発したシギ・チドリ類環境教育教材をわが国で普及する事業を実施しており、千葉県習志野市等において小学校の教育課程における教材及びプログラムの実施・活用を図っている。

実施目標 9. 広報・教育・普及啓発 (CEPA)

実施目標 R9.VI. 湿地が提供する重要な生態系サービスと湿地の社会的、経済的文化的価値を地域社会に啓発するための国レベルの継続的なキャンペーン、計画、プロジェクトを促進する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度:	A	<i>A = High; B = Medium; C = Low; D = Not relevant; E = No answer</i>
手段の適切度:	B	<i>A = Good; B = Adequate; C = Limiting; D = Severely limiting; E = No answer</i>
目標 (記述による回答):	設定なし	
行動提案 (記述による回答):	設定なし	

COP 9 への報告セクション

行動 r9.vi.i.-認識を高め、地域社会の支援を構築し、「自然の管理人」アプローチ (スチュワードシップ) と湿地と向き合う姿勢を促進するための国レベルのキャンペーン、計画またはプロジェクトを実施する。

1. 湿地問題に関する普及啓発を目的とした国レベルのキャンペーン、プログラムまたは事業が開始された。

B*Choose an answer**A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;**E = In progress; F = Being planned; G = Being updated;**H = Other status (explain below); I = No answer*

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

第8回締約国会議において採択された決議をすべて和訳し、関係省庁、自治体、NGO等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。

新たなラムサール条約湿地候補地の選定作業について、ホームページ等を通じて最新の情報を発信した。また、ラムサール条約及び条約湿地に関する普及啓発パンフレットを作成、配布した。

行動 r9.vi.iii.-湿地の価値と機能についての認識を高めるため、国と地方のレベルで適切なイベント・広報活動や参考資料の配布を行って、世界湿地の日を祝う。

1. 世界湿地の日に関する活動が実施された。

B*Choose an answer**A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F =**Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer*

2.- COP8 以降の実施状況 [国内とローカルのレベルで、もしあれば、場所が得られたWWD活動に関する追加情報を含めて下さい]

条約事務局が作成した世界湿地の日に関するポスター等の資料を関係省庁、自治体、NGO 等に送付した。2005 年には、琵琶湖（ラムサール条約湿地）において「世界湿地の日」にちなんだ観察会が実施されているほか、シンポジウム開催等各地で NGO の取組が行われた。

行動 r9.vi.iii.- 政策決定者及び広く社会の人々に湿地の価値と利益を知らせるために、メディアと協力する。

1. 湿地のメッセージを伝えるため、メディアとの組織的な協力に実施された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

新たなラムサール条約湿地候補地の選定作業について情報提供する等、湿地保全に関する取り組みについては、メディアとの協力を図ることに努めている。特に、釧路湿原で実施されている自然再生事業では、新聞、地域FM局等を通じて関連情報を発信している。

行動 r9.vi.iv.- 適当なラムサール条約湿地を条約の賢明な利用の原則の実証湿地として活用し、それらが能力、標識 (signage)、説明資料を適切に備えていることを確保する。

1.- ラムサール条約湿地を賢明な利用原則のための実証湿地として活用し、能力を備えるための方策が講じられた (可能な場合、湿地数を含めて下さい) 。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

ラムサール条約湿地数

2.- COP8 以降の実施状況 [とられた行動、能力が備わったラムサール条約湿地、および他に関連すると考えられる追加コメントに関する情報を含めて下さい]

ラムサール条約湿地にビジターセンターや湿地センター等の教育施設を整備し、湿地の価値や機能、人との関わり等について広く普及啓発するための活動が行われている。

実施目標 9. 広報・教育・普及啓発 (CEPA)

実施目標 R9.VII. CEPA プロセスを、さまざまな関係者が関わる参加型の湿地管理に組み入れることを確保するメカニズムを支援し、開発する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度 :	A	<i>A = High; B= Medium; C = Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度 :	B	<i>A = Good; B= Adequate; C = Limiting; D = Severely limiting; E = No answer</i>
目標 (記述による回答) :	設定なし	
行動提案 (記述による回答) :	設定なし	

COP 9 への報告セクション

行動 r9.vii.iii.- 集水域・河川流域と地方の湿地に関する計画策定と管理の方向と性格を決定付けるものとして複数の利害関係者を含む機関を設置すること、またこれらの機関が CEPA の適切な専門知識を確実に保有することを確保する。

1. CEPA の専門知識は、集水域 / 河川流域計画策定および管理ツールに組み込まれました。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 r9.vii.v.-補完的なCEPAのための適切な戦略と行動を（まだ組み入れていない場合）湿地管理計画に組み入れる。

1.- CEPA 戦略と行動はラムサール条約湿地の管理計画に組み込まれた（可能な場合、湿地数を含めて下さい）。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数
2.- COP8 以降の実施状況 [行動実施、ラムサール湿地関与に関する情報、また他に関連すると考えられる追加的コメントを含めて下さい]			

実施目標 9. 広報・教育・普及啓発 (CEPA)

実施目標 R9.VIII. 世界、国、地方のCEPAの取組の担当窓口としての湿地センター及びその他の教育センターの役割を推進し、支援する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	A = High; B = Medium; C = Low; D = Not relevant; E = No answer
手段の適切度：	B	A = Good; B = Adequate; C = Limiting; D = Severely limiting; E = No answer
目標（記述による回答）：	設定なし	
行動提案（記述による回答）：	設定なし	

COP 9 への報告セクション

行動 r9.viii.i.-地方や国のCEPAの活動の担当窓口とするため、ラムサール条約湿地や他の湿地に教育センターを設立するよう努める。

1.-ラムサール条約湿地やその他の湿地に教育センターが設立された（可能な場合、センターと湿地の数を含めて下さい）。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	センター数 19 湿地数 / ラムサール条約 湿地数 12 (条約湿地)
2.- COP8 以降の実施状況 [設立されたセンターや関与したラムサール湿地に関する情報、また他に関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]			
全ての教育センターに関する情報は収集していないが、ラムサール条約湿地において、環境省及び関係自治体等により整備された 19 ヲ所の教育センターが存在していると認識。（釧路湿原（3 ヲ所）、伊豆沼・内沼（3 ヲ所）、クッチャロ湖、ウトナイ湖（2 ヲ所）、霧多布湿原、厚岸湖・別寒別牛湿原、谷津干潟、片野鴨池、琵琶湖、佐潟、漫湖、宮島沼、藤前干潟（2 ヲ所））			
COP 8 以降、環境省では、漫湖、ウトナイ湖及び藤前干潟（2 ヲ所）にセンターを整備した。			
3.- ラムサール条約湿地やその他の湿地のため、追加的な教育センターが計画されている（可能な場合センターと湿地の数を含めて下さい）。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	センター数 1 湿地数 / ラムサール条約 湿地数 1 (条約湿地)

4. - COP8 以降の実施状況 [計画されたセンターや関係するラムサール条約湿地に関する情報、また他に関係すると考えられる追加コメントを含めて下さい]

環境省では、宮島沼に教育センターを整備中である。

行動 r9.viii.ii.-湿地教育センターが存在している場合、それらが提供している情報を見直し、その情報がラムサール条約とその賢明な利用の原則を適切な方法で推進するのに役立っていること、そしてこうしたセンターが地方の湿地管理の「主要な実施者」と関係者への広報、適切な場合には、彼らの参加の促進に役立っていることを確実なものとする。

1. 湿地教育センターで提供されている情報は、条約の原則と目標に沿っていることを確実なものとするために見直された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

ラムサール条約湿地では、これまでビジターセンターや湿地センターを全国で 19 ヶ所整備して湿地の価値や機能等について普及啓発するための展示等を行っており、必要に応じて情報を更新している。

行動 r9.viii.iv.-学習、教育、研修の適切な施設（博物館、動物園、水族館、植物園及び関連施設）を国の C E P A の取組に含めるよう努める。そうした学習や教育の場として、湿地に関連した解説的な展示物やプログラムの開発を奨励し、湿地を拠点としたセンターとのリンクも奨励する。（実施目標 R9.v を参照）

1. - 学習、教育、研修（博物館、動物園、水族館、植物園など）の施設は、国の CEPA の取組及び活動に組み込まれた（可能な場合、施設数を含めて下さい）。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

施設数

2. - COP8 以降の実施状況 [国の CEPA の取組と行動に組み込まれた施設に関する情報、また関連すると考えられる任意の追加コメントを含めて下さい]

実施目標 10. 条約湿地の指定

実施目標 10.1. 「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」（ラムサールハンドブック第7巻）を適用する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 国内重要湿地目録を利用して、新たなラムサール登録湿地の計画的指定を行う。2005年までに、国内の登録湿地を22ヶ所以上に増加させる。(10.1.1) ラムサール登録湿地の新規指定を進める際に、特異的又は代表的である湿地タイプの指定、また、現在ラムサール登録簿に記載の少ない湿地タイプの指定について配慮する。(10.1.2) 新たなラムサール登録湿地の指定にあたっては、地球規模で脅威にさらされている種、締約国の領域内に唯一のあるいは固有の種等が生息している湿地、その領域がある種の地球上での重要な割合を支えている湿地の指定についても配慮する。(10.1.3) 適切な保護規制措置を講じた後に、ラムサール湿地を指定するとともに、関係機関による管理体制の整備に努める。（わが国においては、ラムサール条約の登録湿地の指定にあたっては、事前に、保護のための法的措置を講じることとしている。）(10.1.4) なし（わが国は島国であり湿地を他の国と共有していないため、特に目標及び行動の提言は設定しない。）(10.1.5) 各締約国がラムサール登録湿地の同定・指定のために戦略的枠組みを適用することを支援するため、国際湿地保全連合や他の国際団体が実施する解析や情報の提供に関する作業への援助を継続する。(10.1.6) ラムサール湿地の登録基準6に係る水鳥個体数の1%閾値について、各締約国会議において情報を更新するにあたり、国際湿地保全連合や他組織が行う作業への援助を継続する。また、他の湿地依存種群に関するそのような生息数情報を提供しよう努める。また、この情報をラムサール登録湿地の指定に適用する。(10.1.7)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 国内重要湿地目録の情報を利用しつつ、法律に基づく保護地域の指定、拡大を含めた新たな登録湿地の指定作業を進める。(10.1.1) 2001年に作成した、サンゴ礁、マングローブ、海草藻場、干潟等を含む国内重要湿地目録を活用し、現在登録されていない湿地タイプ、特異的又は代表的な湿地タイプの指定について配慮する。(10.1.2) 2001年に作成した、種の生息状況の情報を含む国内重要湿地目録を活用し、地球規模で脅威にさらされている種、締約国の領域内に唯一のあるいは固有の種等が生息している湿地、その領域がある種の地球上での重要な割合を支えている湿地の指定について配慮する。(10.1.3) 適切な保護規制措置を講じた後に、ラムサール湿地を指定するとともに、関係機関による管理体制の整備に努める。（わが国においては、ラムサール条約の登録湿地の指定にあたっては、事前に、保護のための法的措置を講じることとしている。）(10.1.4) なし（わが国は島国であり湿地を他の国と共有していないため、特に目標及び行動の提言は設定しない。）(10.1.5) 国際湿地保全連合や他の国際団体に対して、わが国及びアジア地域に係る必要な情報の提供を通じて支援を継続する。(10.1.6) 国際湿地保全連合が実施する水鳥センサスの実施に際して、最新の情報を提供し、支援を行うことを継続する。また、その他の湿地依存種

群の情報について、必要があれば、関係団体に提供するよう努める。
また、得られたデータをもととして、水鳥の基準を適用してラムサール湿地の指定を行う。(10.1.7)

COP 9 への報告セクション

行動 10.1.1.- 条約湿地を増やすための戦略及び優先事項の確立を優先事項とした「ラムサール条約湿地リストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 VII.11)の適用に向けた努力を今一度新たにする。それにより条約湿地のビジョン(決議 VIII.10)が求める国内における適切な条約湿地ネットワークの早期構築を目指す。

2003-2005年地球規模の実施目標:2003年12月31日までに実施状況をラムサール条約事務局に報告する。条約事務局は取りまとめた報告書を2004年3月31日までにすべての関係機関に配布する。条約調印以来、条約湿地未指定の締約国は、少なくとも1か所を指定する。2010年までに2,500か所、延べ25000万haを指定するという地球規模の目標に向け、この3年間に250か所、延べ5500万haを新規に指定する。

1.ラムサール条約湿地リストのための戦略的枠組の適用により、ラムサール条約湿地を増やすための戦略及び優先事項が確立された。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

わが国は、COP9までにラムサール条約湿地を22箇所以上に増加させる国内目標を掲げている。2001年に選定した「日本の重要湿地500」の中から、できるだけ多様な湿地タイプ及び選定基準により、COP9を目処にラムサール条約湿地として登録を目指す候補地を選定することとし、54箇所の候補地をリストアップした。

行動 r10.1.i.- 行動10.1.1で要求された戦略および優先事項として、登録にふさわしい湿地すべてを特定し、将来的にいくつの湿地を登録するのか、その目標を締約国会議及びラムサール事務局に通達する(決議 .10)。

行動 1.1.2 参照

1.潜在的なラムサール条約湿地はすべて特定され、また将来の登録の目標が設定された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

わが国は、COP9までにラムサール条約湿地を22カ所以上に増加させる国内目標を掲げている

2001年に選定した「日本の重要湿地500」の中から、COP9を目処にラムサール条約湿地として登録を目指す候補地を選定することとし、54カ所の候補地をリストアップした。今後地元合意等の条件が整った湿地から順次登録していく予定。

行動 r10.1.ii.- 「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」の基準6を国際的に重要な湿地の選定および指定に適用する際は、「水鳥個体群推定値」第3版に記載された適切な1%基準値を利用する。(決議 .38)。

1.- 「水鳥個体群推定値第3版」に記載された適切な1%の基準値は、基準6に基づくラムサール条約湿地の選定および登録に利用された(適合する場合、基準6に基づき登録した湿地数を含めて下さい)。

E

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

ラムサール条約湿地数

2.- COP8以降の実施進捗状況 [登録された湿地リストおよびこの行動の実施に関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]

COP9までに登録を目指すラムサール条約湿地の候補地選定にあたり、基準6を適用する場合には、「水鳥個体群推定値第3版」の1%基準値を使用している。

行動 10.1.2.- 行動 10.1.1 を実行するにあたり、締約国内の希少、固有あるいは代表的な湿地タイプのそれぞれについての指定をすること、また特にカルストその他の地下水系、珊瑚礁、マングローブ、藻場、塩性沼沢、干潟、泥炭地、湿性草地、一時的な湿地、乾燥地域の湿地や山岳湿地など（決議 .12）現存の条約湿地リストにこれまであまり登録されていない湿地タイプに対して、優先的に配慮する。またその際、これらの湿地タイプの指定を支援するため締約国会議が採択したガイドライン（決議 .11 及び .33）を適用し、その進捗状況を COP 9 に報告する。

行動 1.1.2 参照

1.- 領土内にある代表的な、希少な、あるいは固有な湿地タイプがラムサール条約湿地として登録された（該当する場合、登録された湿地数を含めて下さい）。

E

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

ラムサール条約湿地数

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [登録した湿地のリスト、およびこの行動の実施に関連すると考えられる他の追加コメントを含めて下さい]

COP 9 を目処にラムサール条約湿地として登録を目指す候補地選定にあたっては、わが国の実情に合わせてできるだけ多様な湿地タイプを選定した。今後地元合意等の条件が整った湿地から順次登録していく予定。

3.- 現存の条約湿地リストにこれまであまり登録されていない湿地タイプが登録された（該当する場合、登録された湿地数を含めて下さい）。

E

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

ラムサール条約湿地数

4.- COP8 以降の実施進捗状況 [登録した湿地のリスト、およびこの行動の実施に関連すると考えられる他の追加コメントを含めて下さい]

COP 9 を目処にラムサール条約湿地として登録を目指す候補地として、サンゴ礁、カルスト等これまでに登録されていない湿地タイプを含めて選定した。今後地元合意等の条件が整った湿地から順次登録していく予定。

行動 10.1.3.- 2012 年までに代表的な海洋保護区のネットワークを確立するという WSSD の目標に貢献するため、沿岸や海域の湿地の登録を優先事項とする。

行動 1.1.2 参照

1.- 沿岸及び海域のラムサール条約湿地が登録された（該当する場合、指定された湿地数を含めて下さい）。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

ラムサール条約湿地数
5

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [登録した湿地のリストおよび他に関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]

既存のラムサール条約湿地のうち、海洋沿岸域湿地を含む湿地は 5 カ所。

COP 9 を目処にラムサール条約湿地として登録を目指す候補地には、干潟、藻場、サンゴ礁、マングローブ林、砂浜等沿岸及び海域の湿地が含まれている。これらについては、今後地元合意等の条件が整った湿地から順次登録していく予定。

行動 10.1.4.- 10.1.2 で確認した優先タイプに加え、地球規模で絶滅のおそれのある種や締約国固有の種の生息地となっている湿地、またはそれらの種の地球全体の生息域の相当な割合を占める湿地も優先対象とする。

行動 1.1.2 参照

1.- 地球規模で絶滅のおそれのある種、または固有種を支えている湿地、あるいはそれらの種の地球全体の生息域の相当な割合を占める湿地がラムサール条約湿地として登録された（該当する場合、登録された湿地の数を含めて下さい）。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

ラムサール条約湿地数
8

2.- COP8以降の実施進捗状況 [登録された湿地のリスト及び他に関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]

既存のラムサール条約湿地 13カ所のうち、基準2を登録基準としている湿地は8カ所。
 COP9を目処にラムサール条約湿地として登録を目指す候補地としてリストアップされた54箇所のうち、16カ所が基準2を満たしている。これらについては、今後地元合意等の条件が整った湿地から順次登録していく予定。

行動 r10.1.iv.- 特にA E W A（アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定）のようなボン条約での合意、北米水鳥管理計画、西半球シギ・チドリ類保護区ネットワークやアジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略といった他の既存の取り決めを含む、条約の下での「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」（決議 .19）に沿って、「アジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略」などの国際的又は地域的取組への貢献として、渡りを行う動物種のための国家的及び国際的な生息地ネットワークの湿地として特定及び登録するために協力する。（決議 .10）。

行動 12.2.2 参照			
1.- 渡りを行う動物種のためのネットワークの一部として、ラムサール条約湿地が登録された（該当する場合は登録された湿地の数を含めて下さい）。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数 12
2.- COP8以降の実施進捗状況 [登録された湿地のリスト及び他に関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]			
既存のラムサール条約湿地 13カ所のうち 12カ所がアジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略の重要生息地ネットワークに参加している。 COP9を目処にラムサール条約湿地として登録を目指す候補地としてリストアップされた54箇所のうち、5カ所がアジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略の重要生息地ネットワークに参加している。これらについては、今後地元合意等の条件が整った湿地から順次登録していく予定。 また、重要生息地ネットワークへの参加条件を満たしているものの未参加となっている湿地についても、参加に向けて働きかけていく。			

行動 10.1.5.- 農業利用されている湿地など、選定基準を満たしながら、保護や持続可能な利用・管理のための制度が全く行われていない湿地を、制度確立を加速するための拠点として優先的に指定し、指定後速やかに制度が確立されるようにする。

1.- 農業利用されている湿地など、保護や持続可能な利用・管理のための制度が全く行われていない湿地について、ラムサール条約湿地に登録した（該当する場合は登録された湿地の数を含めて下さい）。	H	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数
2.- COP8以降の実施進捗状況 [登録された湿地のリスト及び他に関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]			
マガンの飛来地である蕪栗沼については、ガンカモ類のねぐらや採餌場として利用されている周辺の水田を含めた地域をラムサール条約湿地として登録できるよう調整中。			

行動 10.1.6.- 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」（ラムサールハンドブック第9巻）に従い、国境をまたがる湿地の自国内の区域を条約湿地として指定する。また関係近隣諸国にも同様の措置を取るよう促し、それにより湿地全体として整合性のとれた管理制度の確立を図る。

1.- 国境をまたがる湿地の自国内の区域をラムサール条約湿地として登録した（該当する場合は登録された湿地の数を含めて下さい）。	A	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数
2.- COP8以降の実効進捗状況 [選定された湿地のリスト及び他に関連して考慮される追加コメントを含めて下さい]			
わが国は島国であり、国境をまたがる湿地は存在しない。			

行動 r10.1.v.- 国際的に重要な湿地リストに含めるために、追加的に高地アンデス湿地を特定する（決議 .39）。

1.- 高地アンデス湿地はラムサール条約湿地として登録された（該当する場合は登録された湿地の数を含めて下さい）。	A	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>	ラムサール条約湿地数
2.- COP8 以降の実効進捗状況 [選定された湿地のリスト及び他に関連して考慮される追加コメントを含めて下さい]			

行動 r10.1.xi.- ラムサール事務局、関心を持つ締約国、そしてその他の関連機関の協力を得て、COP9 で検討するために、ラムサール条約湿地の特定及び指定にあたって1つ以上の既存の基準と共に適用される「生物多様性条約」の付属書1リストに記載されているように、生物多様性に関連する社会経済的及び文化的価値そして機能に関して条約湿地を指定するための追加の基準及びガイドラインを準備する。またその際、ラムサール条約湿地の管理におけるこれらの基準の運用が、締約国にとってどのような意味を持つかに関する、詳しい分析を含める。これには、湿地の生物多様性のあらゆる関連面が国内のラムサール条約湿地ネットワークに確実に組み込まれるよう選定された、ラムサール条約湿地の生態的特徴の維持に対する締約国の義務と責任を含む。（決議 .10）

1. 生物多様性に関連する社会経済と文化的価値および機能に関する、追加の基準とガイドラインの準備に寄与した。	C	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実効進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
<p>わが国の代表的な人工的湿地である水田は、農業生産の場である一方、多様な生物の生息地となっている。マガンの飛来地である蕪栗沼については、ガンカモ類のねぐらや採餌場として利用されている周辺の水田を含めた地域をラムサール条約湿地として登録できるよう調整中。また農林水産省と環境省では、水田等の二次的自然を野生生物の生息・生育環境として活用している事例調査を共同で実施し、パンフレット「里地・田んぼではじめる自然回復」を作成した（2002年）。冬の間水田に水を張ることにより渡り鳥のねぐら等の生物生息空間を創出する「冬期湛水水田」に関するパンフレットを作成した（2005年）。</p>		

行動 r10.1.xviii.- (STRP に対して) 水生生物などの水に依存する生物による利用も含め、貯水池などの人工湿地の果たす生態学的な役割を見直し、こうした湿地をすでに特定してラムサール条約湿地リストに載せるように指定した締約国の経験を考慮しながら、こうした湿地の特定と指定に関する手引きを締約国のために準備する。（決議 .2）

1. 貯水池などの人工湿地の果たす生態学的な役割に関する締約国の経験等は、その見直しのために STRP に連絡された。	C	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実効進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 10.1.8.- 条約湿地選定基準6の適用のために、水鳥個体数の1%基準を、あらかじめその内容について科学的見地から国際的に協議して、締約国会議毎に更新する作業を行ってきた国際湿地保全連合、その他の機関への支持を継続する。条約湿地選定の際に活用するため、同様の情報を湿地に依存する他の分類群の個体数に関しても追求する。（実施目標 12.2 も参照）。

1. 水鳥個体数の1%基準値を更新するために貢献した。	B	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実効進捗状況 [貢献に関する追加コメントを含めて下さい]		
定期的に水鳥個体数に関するデータを収集し、必要に応じて国際湿地保全連合に提供した。		

3. 水鳥以外の、湿地に依存する分類群の生息数情報を国際湿地保全連合に提供した。	C	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
4. - COP8 以降の実施進捗状況 [提供された情報に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r10.1.xxi.-バードライフ・インターナショナルが「絶滅に瀕する世界の鳥類」で地球規模の絶滅危惧種やデータ不足とした種をはじめとする、水鳥の個体数に関するデータの継続的な収集と提供を通じて、国際湿地保全連合とバードライフ・インターナショナルを支援する。(決議 .38)

1. 水鳥の生息数データは定期的に収集されました。	B	<p><i>Choose an answer for each indicator</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
2. 収集された水鳥の生息数データは、国際湿地保全連合に定期的に提供されました。	B	
3. 地球規模の絶滅危惧種や情報不足の種の情報を含む、水鳥の生息数データは、収集され WI に提供されました。	B	
4. - COP8 以降の実効進捗状況 [水鳥の生息数データについて有効な情報に関する追加コメントを含めて下さい]		
シギ・チドリ類及びガンカモ類の水鳥個体数に関するデータを定期的に収集し、必要に応じて国際湿地保全連合に提供した。		

実施目標 10. 条約湿地の指定

実施目標 10.2. 条約湿地データベースを維持し、絶えず最新の情報によって更新する。また、このデータベースを、国際的に重要な湿地のリストにさらに湿地を指定する際の指針ツールとして活用する。

[Go to previous Operational Objective](#) [Go to next Operational Objective](#) - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度 :	A	<p><i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i></p>
手段の適切度 :	B	<p><i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i></p>
目標 (記述による回答) :	<ul style="list-style-type: none"> • 登録湿地指定完了時に、適切なラムサール湿地情報票及び地図を事務局に提出する。また、登録湿地の生態学的特徴のモニタリングのための情報を収集提供する。(10.2.1) • 湿地管理計画へ統合されるための基礎として、登録湿地の社会及び文化的価値、特徴が、ラムサール情報票 (RIS) の記述内容により完全に認識されるよう努める。(10.2.2) • 総ての登録湿地について、承認された情報票の様式にしたがって情報が記載されていることを確実にする。(10.2.3) • 必要な頻度において、少なくとも2回に1回の締約国会議の折に、改訂されたラムサール情報票を更新し提出するよう努める。(10.2.4) 	
行動提案 (記述による回答) :	<ul style="list-style-type: none"> • ラムサール湿地の指定にあたって、ラムサール湿地情報票及び地図を所定の様式に従い準備し、事務局に提出する。また、登録湿地の生態学的特徴のモニタリングのための情報を収集提供する。(10.2.1) • 登録湿地の社会・文化的価値や特徴について、適切にラムサール情報票に記載し、それを公表することにより、湿地管理関係者の認識を深めるよう努める。(10.2.2) • ラムサール情報票について最新の承認されたラムサール情報票のフォーマットに則って必要に応じて情報の追加更新、事務局への提出を行う。(10.2.3) • 必要な頻度において、少なくとも2回に1回の締約国会議の折に、改訂されたラムサール情報票を更新し提出するよう努める。(10.2.4) 	

COP 9 への報告セクション

行動 10.2.2.- 条約湿地情報票の記載によって条約湿地の社会的・文化的価値及び特徴が十分認知され、これに基づいてこれらの価値・特徴が湿地管理計画策定に確実に組み込まれるようにする。

1. ラムサール条約のデータベースへ含めるために提出された「ラムサール条約湿地情報票」中の社会的・文化的価値及び特徴を含めるために特別な注意が払われた。

C*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 10.2.3.- 条約湿地のデータシートや地図に記入漏れや不備がある場合は、至急訂正分を提出するとともに、すでに提出された条約湿地のすべての記載も承認された条約湿地情報票の様式に確実に合わせる。

1. 不足又は不完全なラムサール条約湿地の情報票及び / 又は地図はすべて条約事務局に提出されました。

A*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実効進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

既存のラムサール条約湿地に関する情報票及び地図はすべて提出されている。

行動 10.2.4.- 条約湿地情報票は、条約湿地の特徴の変化を記録する必要に応じて、できる限り頻繁に、長くとも6年以内の間隔で更新、改訂版を提出する。これによって、生態学的特徴の変化ならびに、「国際的に重要な湿地リストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」（ラムサールハンドブック第7巻）のビジョンと目標達成への進捗状況を締約国会議毎に見直すことができる。

1. 必要な更新がなされたラムサール条約湿地情報票は、すべて条約事務局に提出された。

E*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

条約湿地情報票の必要な更新内容について、条約事務局と調整中である。

実施目標 11. 条約湿地の管理計画策定とモニタリング

実施目標 11.1. 総ての条約湿地の生態学的特徴を維持する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	<i>A = High; B = Medium; C = Low; D = Not relevant; E = No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A = Good; B = Adequate; C = Limiting; D = Severely limiting; E = No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 条約の条項 3.1 に基づき、それぞれの登録湿地の生態学的特徴を維持するために必要な措置を明確化し、適用する。また、この情報が登録湿地の情報票に含まれることを確実にする。(11.1.1) ラムサール湿地及びその他の湿地の管理計画の策定にあたり、COP8 で採択される「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画ガイドライン」の適用を奨励する。(11.1.2) COP8 での決定を受けて、“サンホセ・レコード”の開発、公表について、関係機関への所要の協力や情報提供等を行う。(11.1.3) ラムサール登録湿地及びその他の湿地の保全と賢明な利用のため、既存のゾーニング制度及び厳正な保護措置を活用する。(11.1.4) 必要に応じて、ラムサール登録湿地のための、部門を超えた湿地管理

	委員会の設立を考慮し、また、奨励する。(11.1.5) ・ラムサール湿地における管理計画策定支援のため、小規模無償基金のための運用ガイドラインに、高い優先度を与えることを継続する。(11.1.6)
行動提案 (記述による回答) :	・それぞれの登録湿地の生態学的特徴を維持するために必要な措置及びとられている措置について、情報を収集する。また、これらの情報について、登録湿地の情報票を更新する際に記載する。(11.1.1) ・COP8 で採択される「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画ガイドライン」の和訳を作成し、関係省庁、自治体などに情報提供、配布し、その利用を奨励する。(11.1.2) ・COP8 での決定を受けて、“サンホセ・レコード”の開発、公表について、関係機関への所要の協力や情報提供等を行う。(11.1.3) ・鳥獣保護法や自然公園法をはじめ、既存の地域指定制度を活用して、湿地の保全管理を進める。(11.1.4) ・必要に応じて、ラムサール登録湿地のための、部門を超えた湿地管理委員会の設立を考慮し、また、奨励する。(11.1.5) ・ラムサール湿地における管理計画策定支援のため、小規模無償基金のための運用ガイドラインに、高い優先度を与えることを継続するよう、常設委員会及び事務局に対して適宜助言を行う。(11.1.6)

COP 9 への報告セクション

行動 11.1.1.- 条約の 3.1 条に従い、各条約湿地の生態学的特徴を維持するため必要な方策を明確化し、実行する。その際、決議 .10 で採択された「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の公式定義、ラムサールハンドブック第 8 巻に示される条約湿地管理のためのツールセット、及び COP 8 で採択された補足手引きを参考にす。また、この情報が条約湿地情報票に含まれていることを確認する。

1.- ラムサール条約湿地の生態学的特徴を維持するために必要な方策は明確化され、実行された(可能な場合、方策が実行された湿地数を含めて下さい)。	B <i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数 13
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [該当する湿地リスト、およびこの行動の実施に関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]		
鳥獣保護法や自然公園法を始め、国レベルの地域指定制度を適用することにより、湿地の保全管理を進めている。		

行動 11.1.2.- 「条約湿地及びその他の湿地の管理計画策定のためのガイドライン」(決議 .14) を適用し、すべての条約湿地において管理計画、または戦略を策定する。

1. 「管理計画策定のための新ガイドライン」は、管理計画または戦略の策定において利用された。	D <i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [ガイドラインの使用方法についての追加コメントを含めて下さい]		
わが国では、すべてのラムサール条約湿地が国立・国定公園及び(あるいは)国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。これらの地域では、湿地の保全管理は自然公園の公園計画あるいは鳥獣保護区の指定計画に基づき行われており、これらの計画は直接的に条約の「管理計画策定ガイドライン」に基づいて策定されるものではない。ただし、国指定鳥獣保護区の管理計画の策定に同ガイドラインを活用した事例もあり、計画策定の参考となり得る。なお、その他に、関係自治体により、条約湿地に係る保全管理計画が策定されている事例もある。		
ラムサール条約湿地における管理計画	ラムサール条約湿地数	
3.- 管理計画や戦略が存在するラムサール条約湿地	13	
4.- 管理計画や戦略が存在し、完全に適用されているラムサール条約湿地	13	
5.- 管理計画や戦略が準備中のラムサール条約湿地	0	

ラムサール条約湿地における管理計画	ラムサール条約 湿地数
6.- 管理計画や戦略が見直され更新されているラムサール条約湿地	3
7.- COP8以降の実施進捗状況 [その管理計画が各カテゴリーに入るラムサール条約湿地のリスト、および関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]	

行動 r11.1.i.- 特に、ラムサール条約湿地として登録された地域と同じ場所に他の指定も適用されるような場合、別の管理計画策定のプロセスも存在すること、またこの別の管理計画策定のプロセスによるアプローチによって、湿地の保全と賢明な利用を確実にするための明確な保全目標が、適正にそして完全に実施される場合は、管理計画策定を実行するための妥当な代替策となりうることを認識する。(決議 .14)

ラムサール湿地での管理計画 (続き)	ラムサール条約 湿地数
1.- 他のプロセスの下 (例: 生物圏保護区) で策定された管理計画がラムサール条約湿地に適用された。	13
2.- COP8以降の実施進捗状況 [このカテゴリーの下のラムサール条約湿地のリストおよび関連すると考えられるその他のコメントを含めて下さい]	
わが国では、すべてのラムサール条約湿地が国立・国定公園及び (あるいは) 国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。これらの地域では、湿地の保全管理は自然公園の公園計画あるいは鳥獣保護区の指定計画に基づき行われている。	

行動 r11.1.ii.- 締約国に対して、中でも生物学的特徴の記載と維持そしてモニタリング計画の作成 (決議 .1)、湿地リスクの評価と指標 (決議 .10)、環境影響評価に関する手引き (決議 .9)、再生に適した湿地の特定を含む、湿地の再生 (復元) に関する手引き (決議 .16)、「泥炭地に関する地球行動のためのガイドライン」(決議 .17) など、締約国内の管理計画策定のプロセスを手助けする、ラムサール条約から入手可能な全てのツール、手引きを利用する。

1. ラムサール条約のツールおよび手引きは、湿地指定地域の管理計画の策定または更新に使用された。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
第8回締約国会議で採択された決議を和訳し、関係省庁、自治体、NGO等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じた提供を行った。		

行動 r11.1.iii.- 「ラムサール条約湿地及びその他の湿地に係る管理計画策定のための新ガイドライン」において、管理計画策定プロセスのすべての段階で、全ての利害関係者の完全な参加の確保に重きを置いていることを考慮し、また、「湿地の管理への地域住民及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(ラムサールハンドブック第5巻)を定めた決議 .8と、このプロセスを支援するための、湿地の文化的側面についての基本原則を定めた決議 .19 付属書のガイドラインを利用する。(決議 .14)

1. 全ての利害関係者が管理計画策定プロセスに組み込まれた。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8以降の実効進捗状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		
管理計画として機能している自然公園の公園計画あるいは鳥獣保護区の指定計画の策定又は更新に際しては、国の関係行政機関、地方自治体や主な利害関係者との調整を行っている。		

行動 r11.1.iv.- ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理を計画する際には、COP8で採択された、統合的沿岸域管理に関する手引き (決議 .4)、また湿地の生態学的機能を維持するための水の配分と管理に関するガイドライン (決議 .1)のほか、河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン (ラムサールハンドブック第4巻)を定めた決議 .18を適用するとともに、十分に農業の慣習の適切な実施の必要性を認めた(決議 .34)、河川流域内とその他の集水域におけるより広い管理との関連性を考慮する。(決議 .14)

1. より広い管理（例；農業の慣習、河川流域管理、沿岸域管理）との関連性は、ラムサール条約湿地の管理計画を準備する際に考慮された。	D	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実効進捗状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		
管理計画として機能している自然公園の公園計画あるいは鳥獣保護区の指定計画の策定又は更新に際しては、農業や河川・沿岸管理等より広い管理を管轄している国の関係行政機関、地方自治体や主な利害関係者との調整を行っている。		

行動 r11.1.v.- 条約第3条1項の実施の基礎となるよう、個々の管理計画に生態学的特徴の維持という目標を含める。またこれにより、生態学的特徴の変化を認識し、報告し、解決することが容易になることを認識する。（実施目標 11.2 も参照）（決議 .8）

1.- 生態学的特徴を維持する方策が湿地管理計画に組み込まれた（可能な場合、湿地数を含めて下さい）。	B	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>	ラムサール条約湿地数 13
2.- COP8 以降の実効進捗状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]			
鳥獣保護法や自然公園法を始め、国レベルの地域指定制度を適用することにより、湿地の保全管理を進めている。これらの地域では、湿地の保全管理は自然公園の公園計画あるいは鳥獣保護区の指定計画に基づき行われている。			

行動 r11.1.vi.- 気候変動と異常気象に対する湿地の回復力を高めるように湿地を管理する。また脆弱な国々においては、特に湿地と集水域の保護と再生を促進することで、洪水と旱魃のリスクを低減するように湿地を管理する。（実施目標 4.1 も参照）（決議 .3）

1. 気候変動と異常気象に対する湿地の回復力を高める必要性について、管理計画策定の際に考慮された。	C	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実効進捗状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r11.1.vii.- 24 . 湿地管理計画策定及び国または地域の湿地政策評価の際に客観的情報を提供する手段として、水鳥モニタリングデータとその分析結果を適宜活用する。（決議 .38）

1. 水鳥に関するデータとその分析結果は、管理計画策定の際に使用された。	D	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実効進捗状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		
鳥獣保護区の指定計画策定及び更新の際、水鳥の飛来数等のデータが活用されている。		

行動 r11.1.x.- 締約国と国際団体パートナーの支援を得て、条約湿地を含んでいる地域用に開発された農業関連の管理方法を特定し、この情報を行動 r11.1.ix の中で求めるガイドラインの策定に活用し、またこの情報を C B D 事務局及び砂漠化防止条約事務局（CCD）と共有する（決議 .34）。

1. ラムサール条約湿地を含む地域で実施されている農業関連の管理方法を特定するため、条約事務局を支援した。	C	<i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>
2.- COP8 以降の実効進捗状況 [この行動の実効に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r11.1.xii.- ラムサール条約湿地及びその他の湿地における効果的管理事例と模範的慣行をサンホセレコードへの掲載に向けて特定し、確定後は定められた手順を踏んで、記載申請を提出して審査を受ける（決議 .15）。

1.- ラムサール条約湿地の効果的な管理の優事例は、サンホセ・レコードへの掲載に向けて特定された（該当する場合、湿地数を含めて下さい）。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数
2.- COP8以降の実施進捗状況 [特定されたラムサール湿地のリストと、この行動の実施における追加コメントを含めて下さい]			

行動 11.1.4.- 必要に応じ、規模のより大きな条約湿地、湿地保護区、その他の湿地のゾーニングの手法（勧告 5.3 及び決議 .14）、ならびに規模が小さく特に影響を受けやすい特定の条約湿地及びその他の湿地のための厳正な保護措置（勧告 5.3）の確立と実施を促進する。

1.- 規模のより大きなラムサール条約湿地のゾーニング手法が確立された（可能な場合、その湿地数を含めて下さい）。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数 13
2.- COP8以降の実効進捗状況 [特別区域に指定する手段のあるラムサール湿地のリスト、および関連する追加コメントを含めて下さい]			
わが国では、すべてのラムサール条約湿地は鳥獣保護法及び自然公園法により必要な保護が担保されている。これらの法令は地域指定制度を有しており、ラムサール条約湿地においても適用される。			
3.- 小規模および/または特別に影響を受けやすいラムサール条約湿地のために厳正な保護措置が確立された（可能な場合、その湿地数を含めて下さい）。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数
4.- COP8以降の実効進捗状況 [厳正な保護措置がとられたラムサール条約湿地のリストおよび関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]			
わが国では、すべてのラムサール条約湿地は鳥獣保護法及び自然公園法により必要な保護が担保されている。			

行動 11.1.5.- 条約湿地管理のための部門横断的な委員会の設置を優先事項として検討する。この委員会は関係政府機関、地域住民の代表者、そして民間企業を含む利害関係者で構成するものとする。

			ラムサール条約湿地数
1.- ラムサール条約湿地において湿地管理委員会が設立された（可能な場合、その湿地数を含めて下さい）。	D	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	
2.- ラムサール条約湿地において部門を超えた湿地管理委員会が設立された（可能な場合、その湿地数を含めて下さい）。	D		
3.- COP8以降の実効進捗状況 [各カテゴリーの管理委員会が存在するラムサール条約湿地のリスト、および関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]			
釧路湿原では、地域の多様な主体の参加を得て、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が設立されている。また、クッチャロ湖、藤前干潟、琵琶湖等において、湿地保全のための協議会が設置されている。			

行動 r11.1.xiv.- 国家的及び国際的な条約湿地ネットワーク設立と効果的な管理への支援に高い優先順位を与え、流域規模での生態系の持続可能な利用及び水の質・量の維持を通じて貧困と戦う際に、これらの本質的な価値および機能を認識する。そして小規模助成基金の将来の運用でこれらの課題を扱う（決議 .10）。

<p>1. 貧困と戦うためのツールとして、ラムサール条約湿地の国内および国際的なネットワークの設立とその効果的な管理のための方策が講じられた。</p>	<p>A</p>	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
<p>2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]</p>		

行動 11.1.6.- 「小規模助成基金の運用ガイドライン」の実施にあたり、条約湿地の管理計画策定への支援に引き続き高い優先順位を与える。

<p>1. ラムサール条約湿地の管理計画策定を支援するプロジェクト提案が小規模助成基金に提出された。</p>	<p>A</p>	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
<p>2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]</p>		

行動 r11.1.xv.- 7 . 条約第 2 条 5 項に基づく権利を行使し、条約湿地リストに記載されている湿地の区域を廃止または縮小する場合の代償措置を検討するときには、「ラムサール条約第 2 条 5 項に基づく『緊急な国家的利益』の解釈及び条約第 4 条 2 項に基づく代償措置検討のための一般的手引き」を考慮する（決議 .20）。

<p>1.- 条約第 2 条 5 項は、ラムサール条約湿地の区域を廃止又は縮小するために行使された。また条約第 4 条 2 条（代償措置）が適用された（可能な場合、その湿地数を含めて下さい）。</p>	<p>C</p>	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>	<p>ラムサール条約湿地数</p>
<p>2.- COP8 以降の実施進捗状況 [該当するラムサール条約湿地のリストおよびこの行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]</p>			
<p>これまでにラムサール条約湿地の区域の廃止及び縮小は行っていない。</p>			

実施目標 11. 条約湿地の管理計画策定とモニタリング

実施目標 11.2. 条約湿地の状況をモニターし、条約の第 3 条 2 項に定める通り、条約湿地に影響を与える変化が見られた場合は遅滞なく条約事務局に通知する。また問題対処の手段としてモニター・レコードならびにラムサール諮問調査団を活用する。

[Go to previous Operational Objective](#)
 [Go to next Operational Objective](#)
 - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

<p>優先度：</p>	<p>B</p>	<p><i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i></p>
<p>手段の適切度：</p>	<p>B</p>	<p><i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i></p>
<p>目標（記述による回答）：</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 各ラムサール登録湿地において、効果的なモニタリング手法を検討し、また、継続して実施する。(11.2.1) • 生物多様性の喪失、気候変動及び砂漠化過程の状況など、生態系の変化を検出するため、ラムサール登録簿に記載された湿地をはじめとする各地において、環境モニタリングを実施するよう努める。また、その状況について適宜締約国に報告する。(11.2.2) • 関係する法制度に基づき、提案されている開発又は、陸上の及び（また）水利用の変化によって、生態的特徴の変化が起こりうるラムサール登録湿地において、湿地によって得られる利益及び機能を考慮した影響評価を実施する。また、その結果を、条約 3 条 2 項に従い、ラムサール事務局に通報する。(11.2.3) • 条約第 3 条 2 項を履行するため、ラムサール登録湿地の実際の、又は 	

	<p>あり得る生態学的特徴の変化について、遅滞なくラムサール事務局へ報告する。また、「生態学的特徴が既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には」モントルーレコードに記載する必要性を検討する。(11.2.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし(わが国にはモントルーレコードに記載された湿地が存在しないため、国別目標及び行動の提言は特に設定していない。)(11.2.5, 6)
<p>行動提案 (記述による回答) :</p>	<ul style="list-style-type: none"> ラムサール登録湿地において、鳥類の渡来状況モニタリングをはじめとして、必要なモニタリングを実施する。さらに、自治体など関係機関の取組みを奨励する。(11.2.1) 地域の専門家やNPOとネットワークをつくりながら、全国のモニタリングサイトを設けて生態系の長期的モニタリング調査を行う「モニタリングサイト1000」を開始し、ラムサール登録湿地をはじめ国内の重要な湿地を参照地域として、生物多様性の喪失等についての状況やトレンドを把握する。(11.2.2) 関係する法制度に基づき、提案されている開発又は、陸上の及び(また)水利用の変化によって、生態的特徴の変化が起こりうるラムサール登録湿地において、湿地によって得られる利益及び機能を考慮した影響評価を実施する。また、その結果を、条約3条2項に従い、ラムサール事務局に通報する。(11.2.3) ラムサール登録湿地の生態学的特徴の変化について、情報を適切に収集し、必要に応じてラムサール事務局へ報告する。また、モントルーレコードに記載する必要性をについて検討する。(11.2.4) なし(わが国にはモントルーレコードに記載された湿地が存在しないため、国別目標及び行動の提言は特に設定していない。)(11.2.5, 6)

COP 9 への報告セクション

行動 11.2.1.- 条約湿地ごとの効果的なモニタリング計画を確立する。生態学的特徴の変化を早期に検知、警戒するための湿地管理計画の一環として確立することが理想的である。その際、「効果的なモニタリング計画を企画するための枠組み」(決議 .1)と「湿地リスク評価の枠組み」(決議 .10)(ラムサールハンドブック第8巻)を活用する。

ラムサール条約湿地数		
<p>1.- ラムサール条約湿地において、モニタリング計画が策定された(可能であれば、その湿地数を含めて下さい)。</p>	D	<p><i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</p>
<p>2.- モニタリング計画は湿地管理計画の一部である(可能であれば、その湿地数を含めて下さい)。</p>	C	
<p>3.- COP8 以降の実効進捗状況 [各カテゴリーに当てはまるラムサール湿地のリスト、およびモニタリング・プログラムに関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]</p>		
<p>全国 1000 箇所程度の定点を設定して、動植物の生息・生育環境の長期的なモニタリングを実施する「モニタリングサイト 1000」を 2003 年に開始した。また、シギ・チドリ類及びガンカモ類の生息調査を定期的に行っている。自然環境保全基礎調査の一環として、1993 年に全国 2,196 箇所の湿地で概況調査が行われ、位置、面積や水質、主な動植物の生息・生育情報等が集められたが、COP 8 以降は特に更新していない。</p>		

行動 11.2.2.- 生物多様性の喪失、気候変動及び砂漠化の進行の推移を検出するための国内環境モニタリング、超国家的な地域環境モニタリング、あるいは国際的な環境モニタリングのためのベースライン及び参照地域として、条約湿地リストの湿地が確実に利用(決議 .11:条約湿地リストの目標 4.1)されるようにし、またその状況と傾向を締約国会議毎に報告する。

1.- ラムサール条約湿地は国内環境モニタリングのためのベースライン及び参照地域として利用されている（該当する場合、その湿地の数を含めて下さい）。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [関連するラムサール条約湿地のリスト、及びこの行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]			
全国 1000 箇所程度の定点を設定して、動植物の生息・生育環境の長期的なモニタリングを実施する「モニタリングサイト 1000」を 2003 年に開始した。また、シギ・チドリ類及びガンカモ類の生息調査を定期的実施している。			
3.- 生物多様性の喪失、気候変動及び砂漠化の進行の状態と推移 [引用された問題の要約を含めて下さい。また関連する出版物、報告書あるいは分析の参照引用を提供下さい。]			
調査結果については取りまとめ中。ただし、ホームページを通じて最新の情報を発信している。			

行動 11.2.3.- 湿地に影響を与える可能性のある開発案件や、土地利用・水資源利用の変更の結果、生態学的特徴に変化が起こるおそれのある条約湿地については、湿地の環境上、社会上、経済上の恩恵と機能を十分に考慮しながら、環境影響評価を確実に実施するようにする。また条約の第 3 条 2 項に従い、その結果を条約事務局に報告し、関係当局が、確実に、それを十分検討するように図る。

行動 2.2.3 参照

1. ラムサール条約湿地の生態学的特徴に影響を与える可能性のある開発案件について環境影響評価が実施され、その結果が条約第 3 条第 2 項に基づき条約事務局に伝えられた。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 r11.2.iv.- 自国の条約湿地の生態学的特徴の変化について、政府当局や地域住民や先住民、そして NGO からの報告を通じて速やかに情報を収集する仕組みを設定することを、条約第 3 条 2 項の履行において優先度の高い事項とする（決議 .8）。

1. 条約第 3 条 2 項に従ってラムサール条約湿地の生態学的特徴の変化についての情報を収集する仕組みが確立された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 11.2.4.- 条約の第 3 条 2 項を履行するため、条約湿地の生態学的特徴が実際に変化した、または変化するおそれがある場合は遅滞なく条約事務局に通知し、「生態学的特徴が既に変化し、変化しつつあり、または変化するおそれがある」条約湿地を適切にモニター・レコードに掲載する。

1.- ラムサール条約湿地において、生態学的特徴の変化（改善も悪化も）または変化に類似したものが起こった、あるいは起こる可能性がある（条約第 3 条 2 項）（該当する場合、その湿地数を含めて下さい）。	D	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No;	ラムサール条約湿地数 7
2.- ラムサール条約湿地の生態学的特徴の変化または変化に類似したものは、条約第 3 条 2 項に従ってラムサール事務局に報告された。	C	D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned;	
3.- COP8 以降、モニターレコードに記載されたラムサール条約湿地がある（該当する場合、その湿地数を含めて下さい）。	C	G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数
4.- COP8 以降の実施進捗状況 [生態学的特徴の変化または変化に類似したものに関する情報および影響を受けた湿地のリストを含めて下さい]			
1) 琵琶湖			

変化の状況：魚食性鳥類相及び魚類相の変化

対策：現況調査及び個体数の管理

2) 伊豆沼・内沼

変化の状況：ガンカモ類の種構成の変化、給餌や生活雑排水の流入による水質汚濁、抽水植物群落や沈水性水草の減少

対策：伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画を策定し、関係者からなる委員会の意見を聴きつつ、計画に基づく対策を実施。

(沼外給餌地の設置、下水道の整備、マコモ等の植栽)

3) 片野鴨池

変化の状況：周辺の水田の減少及び乾田化の進行、カモ類の渡来数減少、ヨシ等の繁茂と植物遺体の堆積、ブラックバス、アライグマ等外来生物による在来生物への悪影響

対策：乾燥化、陸地化に対処するため、生息環境や採餌環境改善事業、鴨池周辺水田復元事業を実施。また、アライグマ等の外来生物捕獲事業を実施。

4) 釧路湿原

変化の状況：ハンノキ林の分布拡大

対策：湿原生態系の主要な環境因子（指標生物、地下水位等）によるモニタリング、湿原生態系の保全・回復を目的とした技術的手法の確立のための調査の実施

5) 佐潟

変化の状況：ヨシ・マコモ等大型抽水植物の繁茂による植物種の多様性の減少、ガン・カモ類の渡来数の増加、水質の富栄養化

新潟市が2000年に佐潟周辺自然環境保全計画を策定し、潟の浅底化対策等を実施。佐潟周辺自然環境保全計画の見直しを2005年に行い、潟と地元住民の関わりを深める項目を新規で起こした。

6) ウトナイ湖

変化の状況：土砂流入による水深と開水面の減少、水中窒素の増加、アライグマの移入

対策：対策について検討中

7) 谷津干潟

変化の状況：底質の砂質化の進行、干潟面でのアオサ増加、シギ・チドリ類及び底生生物の減少

対策：関係行政機関が構成する協議会において、生態学的変化に関する調査を実施しており、対策を検討中。

5.- COP8以降の実施進捗状況 [COP8以降、条約湿地をモントルーレコードに掲載するために取られた手順についての情報を含めて下さい]

行動 r11.2.vi.- 適切な場合には条約第3条2項に関する報告を提出し、条約湿地の生態学的特徴を維持もしくは再生すること、解決のあかつきにはさらなる報告を行い、締約国会議に報告する。また、締約国会議の国別報告書を含め、定期的にラムサール条約事務局に進展状況を報告する（決議 .8）。

1. 第3条2項に基づき条約事務局に報告した問題に対して対策を講じた。

A

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 11.2.5.- モントルー・レコードに掲載された湿地については、適切な場合、独立した専門家集団であるラムサール諮問調査団に対し、湿地に影響を及ぼす問題を検討し、修正行動のための勧告を行うよう要請する。

2003-2005年地球規模の実施目標：モントルー・レコードに掲載されていて、ラムサール諮問調査団を受け入れていないすべての条約湿地について、締約国はCOP9までに調査団の派遣を要請すること。

1.- ラムサール諮問調査団に対し、モントルー・レコードに掲載されているラムサール条約湿地の問題の査察を要請した（該当する場合、湿地数を含めて下さい）。	A	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	ラムサール条約湿地数
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [関係するラムサール条約湿地のリスト、および関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]			
モントルーレコードに掲載されたラムサール条約湿地はない。			

行動 11.2.6.- モントルー・レコードに掲載され、ラムサール諮問調査団による調査が完了した湿地については、勧告をすべて実施し、その結果を定期的に条約事務局に報告する。適当な時期にその湿地をモントルー・レコードから削除するよう申請する。その際、当該湿地の状況を詳述した調査票（ラムサールハンドブック第7巻）を条約事務局ならびにSTRPに提出する。

(モントルー・レコードに掲載され、ラムサール諮問調査団による調査が行われた湿地を管轄する締約国へ)			ラムサール条約湿地数
1.- ラムサール諮問調査団の勧告を実施するための方策が講じられた（該当する場合、湿地数を含めて下さい）。	A	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	
2.- モントルーレコードに記載された条約湿地が抱える課題に対する方策が講じられた（該当する場合、湿地数を含めて下さい）。	A		
3.- COP8 以降の実施進捗状況 [関係するラムサール条約湿地のリスト、ラムサール諮問調査団に関するコメント、実施した方策の結果、モントルーレコードから削除できる可能性がある条約湿地名を含めて下さい]			
モントルーレコードに掲載されたラムサール条約湿地はない。			

行動 r11.2.viii.- モントルー・レコードに記載されたラムサール条約湿地に関して、モントルー・レコードへの記載の根拠となった問題に対して取られた方策について、最新情報を条約事務局に定期的に提供するとともに、各締約国会議への国別報告書において十分に報告する（決議 .8）。

ラムサール条約湿地数			
1.- ラムサール条約湿地がモントルー・レコードに記載される根拠となった問題に対して、方策が講じられた（該当する場合、湿地数を含めて下さい）。	A	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;	
2.- ラムサール条約湿地がモントルー・レコードに記載される根拠となった問題に対して講じられた方策は、条約事務局に伝えられた。	A	E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer	
3.- COP8 以降の実効進捗状況 [関係するラムサール条約湿地のリストおよび実施した行動の結果を含めて下さい]			
モントルーレコードに掲載されたラムサール条約湿地はない。			

実施目標 12. 複数国家にまたがる水資源、湿地及び湿地の生物種の管理

実施目標 12.1. 国境をまたがる湿地と集水域の目録及び統合的管理を促進する。

[Go to previous Operational Objective](#) [Go to next Operational Objective](#) - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	C	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 他の締約国及び非締約国と共有している湿地システムについて、もしある場合には、それらの管理に関する協力を促進、奨励する。(12.1.1) 必要に応じて、二国間及び多国間の管理委員会の設立の検討を通じて、共有された水文学的集水域、湖沼システムと沿岸域システムに関する協力を追求する。(12.1.2) わが国は島国であり、小規模の湿地システムの共有例が存在しないことから、本項目に係る国別目標及び行動提案は設定していない。(12.1.3) 河川流域イニシアティブなどを通じて、湿地と生物多様性の統合的河川流域管理への統合に関する情報、分析、良い実践例、そして経験の共有に、アクセスしやすくするよう努める。(12.1.4)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 黄海の保全及び賢明な利用に関する日・中・韓 3ヶ国 NGO の既存の協力を奨励、支援する。(12.1.1) 必要に応じて、二国間及び多国間の管理委員会の設立の検討を通じて、共有された水文学的集水域、湖沼システムと沿岸域システムに関する協力を追求する。(12.1.2) わが国は島国であり、小規模の湿地システムの共有例が存在しないことから、本項目に係る国別目標及び行動提案は設定していない。(12.1.3) 湿地と生物多様性の統合的河川流域管理への統合に関する情報、分析、良い実践例、そして経験の共有について、情報の収集、提供を図る。特に、必要に応じ河川流域イニシアティブへの情報提供、協力を進める。(12.1.4)

COP 9 への報告セクション

行動 12.1.1.- 各締約国は他の締約国ならびに未締約国と共有する自国内のすべての湿地を特定し、隣接する法的管理者との共同管理を促進する。必要に応じて、「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」（ラムサールハンドブック第4巻、ガイドラインA1節）及び「統合的沿岸域管理（ICZM）に湿地を組み込むための原則とガイドライン」（決議 .4）を適用する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：すべての締約国が隣国と共有する湿地の特定を完了する（1.1.1 参照）。締約国の 50% が共同管理メカニズムの特定を完了する。

1.- すべての国境をまたがる / 隣国と共有する湿地領域は特定された（該当する場合、湿地数を含めて下さい）。	A	<i>Choose an answer A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>	湿地数 / 湿地システム
---	----------	--	--------------

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [特定された隣国と共有する湿地を記載し、関連すると考えられる追加コメントがあれば記して下さい]

わが国は島国であり、国境をまたがる湿地を有しない。

行動 12.1.2.- 二国間、または多国間の管理委員会を設置し、国境をまたがる集水域、湖沼・沿岸系に関する協力を図る。(ガイドライン A2 章)。

2003-2005 年地球規模の実施目標：国境をまたがる集水域や沿岸域を有する締約国の 50% が、共同管理委員会等に参加する。

1. 国境をまたがる湿地領域の共同管理は進捗した。

A

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

わが国は島国であり、国境をまたがる湿地を有しない。

行動 r12.1.i.- ラムサールの条約下での国際協力に関するガイドライン(決議 .19) を利用する、共有する集水域での水資源の配分の管理に照らして、湿地の生態学的特徴を維持するための水資源の配分と管理に関するガイドライン(決議 .1) を共同して適用する。

1. 水資源の配分と管理に関するガイドラインは、共有する水域において適用された。

A

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

わが国は島国であり、国境をまたがる湿地を有しない。

行動 12.1.3.- 適切な場合、湿地、国際河川流域、もしくは沿岸域を共有する近隣諸国と共同で影響評価を実施する。その際、可能であれば、欧州の国境をまたがる湿地に適用されている国境を越えた環境における影響評価に関するエスポー条約の約定に留意する。

行動 2.2.3 参照

1. 隣国との共同影響評価プロセスは、国境をまたがる湿地領域において適用された。

A

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other

status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

わが国は島国であり、国境をまたがる湿地を有しない。

行動 12.1.4.- ラムサール条約・CBD 河川流域イニシアティブを通じるなどして、総合的河川流域管理に湿地及び生物多様性を組みこむ情報、分析、優良な実践例及び経験の共有へのアクセスを促進する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：河川流域イニシアティブを全面的に運用する。

1. 河川流域管理に湿地及び生物多様性の問題を組み込むことに関する情報、分析及び優良な実践例へのアクセスを確保する方策が講じられた。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in

some cases; E = In progress; F= Being planned;

G = Being updated; H = Other status (explain below);

I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

実施目標 12. 複数国家にまたがる水資源、湿地及び湿地の生物種の管理

実施目標 12.2. 国境をまたがる湿地に依存する生物種のモニタリングと管理のための協力を促進する。

[Go to previous Operational Objective](#) [Go to next Operational Objective](#) - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 湿地依存の渡りを行う種に関してラムサールの登録基準を満たす全ての湿地について特定し、必要に応じて、ラムサール登録湿地として指定する。特に、国際的に絶滅のおそれのある水鳥について優先的に実施する。(12.2.1) 国際湿地保全連合及び豪州と協力しつつ、アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略への積極的な参画及び支援を継続する。(12.2.2) 国内の狩猟に係る法制度が、渡り性水鳥や他の湿地依存種のために賢明な利用原則に従っていることを確実にするよう努める。(12.2.5)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ラムサール湿地の登録基準を参考として2001年12月に取りまとめた国内重要湿地目録にもとづき、特に、国際的に絶滅のおそれのある水鳥について注目しつつ、ラムサール登録湿地としての指定を促進する。(12.2.1) 3種群のフライウェイネットワークの活動への資金支援、国際会合の開催などの活動を通じて、アジア太平洋地域水鳥保全戦略の推進を引き続き行う。(12.2.2) 渡り性水鳥をはじめとする鳥獣の生息状況の把握、調査研究の結果を考慮しつつ、賢明な利用原則に従うよう、鳥獣保護法の適切な履行を行う。(12.2.5)

COP 9 への報告セクション

行動 12.2.1.-湿地に依存する移動性生物種に関するラムサール条約条約湿地選定基準を満たすすべての湿地を特定し、条約湿地として指定する。その際、特に世界的に絶滅のおそれのある（ガイドライン B 1 節）水鳥、魚類やウミガメなどの渡来地を最優先する。（ガイドライン B1 章）。

1.- 湿地に依存する移動性生物種に関する選定基準を満たす湿地は、ラムサール条約湿地として登録された（該当する場合、登録された湿地数を含めて下さい）。	B	<i>Choose an answer A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i>	ラムサール条約湿地数 10
3.- COP8 以降の実施進捗状況 [湿地の選定に関する情報及び関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]			
<p>既存のラムサール条約湿地 13 ヲ所のうち 10 ヲ所が該当（ラムサール基準 4 , 5 , 6 ）。</p> <p>また、COP 9 を目処にラムサール条約湿地として登録を目指す候補地としてリストアップされた 54 ヲ所のうち、19 ヲ所が該当している（ラムサール基準 4 , 5 , 6 ）。これらについては、今後地元合意等の条件が整った湿地から順次登録していく予定。</p>			

行動 12.2.2.- 湿地に依存する移動性生物種のための地域湿地ネットワークとイニシアティブの拡充を引き続き促進、支持する。この例として、アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定（A E W A ）、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略、西半球シギ・チドリ類渡来地ネットワークなどがある。（ガイドライン B 2 及び B 4 節）

行動 r10 . 参照

1. 湿地に依存する移動性生物種のための新たな地域湿地ネットワークとイニシアティブの構築が行われた。

E*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

2002年に開催されたヨハネスブルグ・サミット（WSSD）に際して、日本および豪州政府、国際湿地保全連合により、タイプ2・パートナーシップ・イニシアティブとして、渡り鳥生息地の保全に関するプロジェクトを登録した。

アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略によって進められてきた当該地域の渡り鳥保全の取り組みをさらに強化するため、この WSSD パートナーシップ・イニシアティブの枠組みを活用し、各国政府を始めとする関係主体の参加を促進するとともに、渡り鳥の生息地に関する国際的なネットワークを拡充し、その持続可能な利用を図っていく予定。

行動 12.2.5.- 国内の狩猟に関する法制度を、渡り性水鳥その他の湿地に依存する生物種の賢明な利用原則と確実に一致させる。その際、種の地理的分布、生活史の特徴及び持続可能な捕獲に関する研究を織り込むこと。

1. 国内の狩猟制度は、水鳥を含む、湿地に依存する生物種の賢明な利用の原則と一致している。

B*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

渡り性水鳥をはじめとする鳥獣の生息状況の把握、調査研究の結果を考慮しつつ、賢明な利用原則に従うよう、鳥獣保護法の適切な履行を行っている。

実施目標 12. 複数国家にまたがる水資源、湿地及び湿地の生物種の管理

実施目標 12.3. 条約の下にある現行の地域協定を支持し、さらなる協定を促進する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	-	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	-	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：	・ 該当なし	
行動提案（記述による回答）：	・ 該当なし	

COP 9 への報告セクション

行動 12.3.2.- 「条約の枠組みにおける地域的取組を発展させるためのガイダンス」（決議 .30）を適用し、適切な場合、たとえば黒海、カスピ海、カリブ海、南米、アルタイ・サヤン山系などの地域にも、MedWet と同様の、条約の下にある地域協定を拡充するよう奨励する。

1. 締約国は条約に基づく地域的取り組みの策定に取り組んだ。

E*Choose an answer*

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

2002年に開催されたヨハネスブルグ・サミット（WSSD）に際して、日本および豪州政府、国際湿地保全連合により、タイプ2・パートナーシップ・イニシアティブとして、渡り鳥生息地の保全に関するプロジェクトを登録した。

アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略によって進められてきた当該地域の渡り鳥保全の取り組みをさらに強化するため、このWSSDパートナーシップ・イニシアティブの枠組みを活用し、各国政府を始めとする関係主体の参加を促進するとともに、渡り鳥の生息地に関する国際的なネットワークを拡充し、その持続可能な利用を図っていく予定。

実施目標 13. 他機関との協力

実施目標 13.1. 国際的、地域的な多国間環境協定（MEA）やその他の機関のパートナーと協働する。

[Go to previous Operational Objective](#) [Go to next Operational Objective](#) - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 国内におけるラムサール条約管理当局と生物多様性条約、砂漠化防止条約、世界遺産条約、気候変動枠組み条約担当部局との密接な連携を図る。(13.1.1) 現在わが国の生物圏保護区と湿地は重複していないため、本項目に関する国別目標及び行動は設定しない。(13.1.2) 湿地保全と賢明な利用について興味を持っている適切な地域組織又はプログラムとともに協力関係を構築するよう努める。(13.1.5)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 国内におけるラムサール条約管理当局と生物多様性条約、砂漠化防止条約、世界遺産条約、気候変動枠組み条約担当部局との密接な連携を図る。(13.1.1) 現在わが国の生物圏保護区と湿地は重複していないため、本項目に関する国別目標及び行動は設定しない。(13.1.2) 各地域組織又はプログラムとの情報・意見交換を必要に応じて行う。(13.1.5)

COP 9 への報告セクション

行動 13.1.1.- 生物多様性条約（CBD）、砂漠化対処条約（UNCCD）、移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約・CMS）、世界遺産条約、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）などとの協力・協働体制の強化を継続する。その際特に、共同作業計画や、各条約の補助機関である科学委員会や事務局間、また国内におけるラムサール条約担当政府機関と他の多国間環境協定の担当窓口間の協働作業などの仕組みを利用する。

2003-2005年地球規模の実施目標：第3次CBD・ラムサール条約共同作業計画を全面的に実行する。ボン条約・AEWA共同作業計画を策定し実行する。UNFCCC、CBDならびにUNCCDとの「合同連絡グループ」に参画するなど、UNCCDならびにUNFCCCとも共同活動を立ち上げる。

行動 18.1.1 参照

1. ラムサール条約担当政府機関と他の多国間環境協定（MEAs）の担当窓口との連携のための国レベルの仕組みがある。

C

Choose an answer
A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [MEAs 関与における情報、及び関連すると考えられる追加コメントを含めて下さい]

わが国では、ラムサール条約と関連する各種条約との間の連携・調整のための省庁間の仕組みは有していないが、外交当局である外務省地球環境課において、環境関連条約を一括して所掌しているほか、他の多国間環境協定 (MEAs) の担当部局へ適宜情報を提供し、必要に応じて協議を行っている。

また、生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略に関する省庁間連絡会議が設置され、生物多様性保全に係る連携・調整が図られている。

行動 r13.1.iii.- ME A の実施に責任を持つ担当窓口や諸機関の国内ラムサール委員会への参加を確実にするよう図るなどして、担当窓口や諸機関の国内レベルでの連携を推進する取組を強化し、それによって協働と調和を促進する (決議 .5)。

行動 18.1.2 参照

1. MEAs の実施に責任を持つ諸機関や担当窓口の国レベルでの連携を強化する取組の中で、他の MEAs の担当窓口が国内ラムサール / 湿地委員会に参加するように促進された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [ラムサール委員会に参加する MEAs の窓口の情報、及び関連して考慮する追加コメントを含めて下さい]

行動 13.1.2.- ユネスコとの協力体制を、維持し、適切であれば、それをさらに促進する機会を求める。特にユネスコの「人と生物圏プログラム」(MAB)、とりわけ生物圏保護区における湿地に関して、また湿地の問題を組み込んだカリキュラム開発の分野に関する協力体制を維持、促進する。

1. ラムサール条約担当政府機関、国内ラムサール委員会、ユネスコ MAB プログラムの窓口間の連携の仕組みがある。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [関連する仕組みに関する追加情報を含めて下さい]

行動 13.1.3.- 「広域カリブ海の海洋環境の保護と開発に関する条約 (カルタヘナ条約)」、「地中海汚染防止条約 (バルセロナ条約)」、「バルト海地域の海洋環境保護に関する条約」その他の地域海域条約及びドナウ川保護条約との協力の覚書や合意書の実施を優先事項とし、湾岸海洋環境保全地域機構 (ROPME) のような地域機関とも同様の協力協定を締結するよう努める。

1. ラムサール条約担当政府機関と締約国に適用される地域海条約の窓口間の連携の仕組みがある。

A

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [関連する仕組みに関する追加情報を含めて下さい]

わが国が加盟している地域海条約はない。

行動 13.1.5.- 湿地の保全と賢明な利用に関心を持つ適格な地域機関やプログラムとの緊密な作業協力体制を築く。協力の対象は小島嶼国連合 (AOSIS)、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、欧州連合 (EU)、欧州会議、南部アフリカ開発協力機構 (SADC)、アフリカ連合 (AU)、米州機構 (OAS) などを含む。

1. ラムサール条約担当政府機関と湿地の保全及び賢明な利用に関心のある地域機関やプログラムとの間の連携の仕組みがある。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施進捗状況 [実施されている連携の仕組みに関する追加情報を含めて下さい]		
わが国では、ラムサール条約担当政府機関が併せてアジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略についても担当しており、当該戦略には、UNEP アジア太平洋地域事務所、UNDP-GEF 地域センター等がメンバーとなっている。		

行動 13.1.6.- 「アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」の「環境イニシアティブ」に基づく「アフリカにおける湿地管理戦略実施のための行動計画」の拡充と実行を支持し、これに貢献する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：関係締約国は W S S D の目標に沿って NEPAD の行動計画にラムサールに関連する問題とメカニズムを確実に組み込み、それを実施する。

1. 締約国は NEPAD に基づく湿地プログラムの実施に関与した。	H	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
わが国は、アフリカ開発会議 (TICAD) プロセスにおいて、多くの点で TICAD と理念を共有する NEPAD への支援にコミットしている。		

行動 13.1.7.- ラムサール条約のツールとメカニズムを通して「小島嶼開発途上国の持続可能な開発のためのバルバドス行動計画」の実施への貢献を継続する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：W S S D の目標へ貢献するため、ラムサール条約のバルバドス行動計画への貢献度を検討する。

1. 締約国は、「小島嶼開発途上国の持続可能な開発のためのバルバドス行動計画」について湿地に関連する活動に関与した。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
パラオにおいて技術協力プロジェクト「パラオ国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」を実施している。		

行動 13.1.8.- ラムサール条約と南太平洋地域環境プログラム (SPREP) との協力覚書の下での共同作業計画を継続して拡充、実行する。

訳注) SPREP の正式名称は、太平洋地域環境プログラムに変更されている。

1. 締約国はラムサール / SPREP 共同作業計画の実施に関与した。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
サモアにおいて無償資金協力「南太平洋地域環境プログラム訓練・教育センター建設計画」を実施している。		

行動 r13.1.vi.- ラムサール条約などの多国間環境協定への遵守を促進し支援するのに役立つ、国連環境計画（UNEP）が採択した「多国間環境協定の遵守促進のためのガイドライン」や「多国間協定実施に関する法律を各国で施行するため、及び同法の違反防止への国際協力のためのガイドライン」（決定 SS / 4）を適切に利用する（決議 .24）。

1. ラムサール条約に関連して、UNEP のガイドラインを利用した。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F = Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

実施目標 14. 専門知識と情報の共有

実施目標 14.1. 専門知識や情報の共有を促進する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> • CEPA や STRP への担当窓口のようなメカニズムを利用し、国際的、地域的、国内レベルでの知識の共有を促進する。(14.1.1) • 研修を条約の下での国際協力の重要な要素として認識し、特に湿地管理者その他条約の履行に責任を有する関係者のための研修機会の提供及び研修に関する情報の提供を行う。(14.1.2) • 知見の共有と研修機会の提供のため、境界を越えた、または共通の特徴を有する湿地について、姉妹湿地提携及び/あるいはネットワークの取組みを拡大する。(14.1.3) • インターネット上の資源キット及び知識、情報共有の将来的な見直し及び発展を行うため、必要に応じて、情報提供などを行い、事務局の取組みに協力する。(14.1.4) • 条約の湿地専門家データベースの利用可能性について、一層の開発、利用、宣伝を行う。(14.1.5)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> • CEPA や STRP の担当窓口との連携のもとに、インターネットやメーリングリストを十分に活用して関係者の知識の共有を図る。(14.1.1) • 国際協力機構事業団による湿地環境の保全に関係する途上国を対象とした研修コースを必要に応じて企画、実施する。また、シギ・チドリ類及びその生息地である湿地を活用した環境教育に関する研修会を適宜開催する。(14.1.2) • アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略のもとで、シギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3種群の生息地のネットワークを拡大する。また、ネットワーク活動の一部として、情報交換及び研修活動を実施する。地方自治体による姉妹湿地提携の取組みを奨励する。(14.1.3) • インターネット上の資源キット及び知識、情報共有の将来的な見直し及び発展を行うため、必要に応じて、情報提供などを行い、事務局の取組みに協力する。(14.1.4) • 条約の湿地専門家データベースの利用可能性について、必要に応じて、情報提供や宣伝など、事務局への協力を行う。(14.1.5)

COP 9 への報告セクション

行動 14.1.1.- 広報・教育・普及啓発 (CEPA) や STRP の各国の担当窓口などのメカニズムを活用し、世界、地域及び国家レベルでの知見 (伝統的な知識、先住民の知恵、あるいは最近の技術や手法) の共有を促進する。(ガイドライン D 1 節)

1. 世界、地域及び国家レベルで、知見を共有するための方策が講じられた。

D*Choose an answer*

*A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;
E = In progress; F = Being planned; G = Being updated;
H = Other status (explain below); I = No answer*

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

国内のラムサール条約管理当局担当者、CEPA 担当者及び STRP 国内フォーカルポイントが CEPA、STRP、河川流域イニシアティブ等のメーリングリストに加入し、世界レベルの知見及び情報の入手に努めた。

行動 14.1.2.- 研修が条約の下での国際協力の重要な要素であることを認識し、特にこのような研修の機会から便益を得ると考えられる他の国々の湿地管理者、湿地教育者及び条約の施行に責任を有する個人や団体に研修の機会を提供する。(ガイドラインの D2、D3 章)。

1. 締約国は湿地問題の研修に関する国際協力活動に従事した。

B*Choose an answer*

*A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;
E = In progress; F = Being planned; G = Being updated;
H = Other status (explain below); I = No answer*

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

我が国は、国連環境計画国際環境技術センター (UNEP / IETC) 滋賀事務所が行っている湖沼環境管理技術に関する様々な研修を支援している。

国際協力機構では、途上国を対象とした湿地保全及び賢明な利用、サンゴ礁の保全、マングローブの保全に関する研修コースを実施している。

タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア等東南アジアの湿地管理者を対象として、湿地管理に関する研修ワークショップを開催している。

2005 年 2 月にインド・ブバネシュワールにおいてアジア地域の湿地保全管理の専門家及び政府関係者、NGO 等の参加を得て開催された「アジア湿地シンポジウム 2005」への支援を行った。

わが国が支援しているアジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の活動の一部として、研修ワークショップ等が実施されている。

行動 14.1.3.- 知識の共有や研修機会の提供のための重要なメカニズムとして、国境をまたがる湿地や共通の特徴を持つ湿地の姉妹湿地提携やネットワークを拡充する。

2003-2005 年地球規模の実施目標：少なくとも 75 組の姉妹湿地提携が完了し、条約事務局に通知し、ラムサールのウェブサイトで広報する。

1.- 知識の共有および研修のため、共通の特徴を持つ湿地のネットワークが確立された。

B*Choose an answer*

*A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;
E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer*

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [湿地ネットワークの確立に関する情報、および関連すると考えられる他のコメントを含めて下さい]

アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略のもと構築されたシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の重要生息地ネットワークの拡大に努めるとともに、ネットワーク活動の一部として、情報交換や研修を実施している。

<p>3.- 知識の共有および研修のため、共通の特徴を持つ湿地の姉妹湿地提携が結ばれた（該当する場合、提携した湿地数を含めて下さい）。</p>	<p>B</p>	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>	<p>湿地数 / ラムサール条約湿地数 4 (条約湿地)</p>
<p>4.- COP8 以降の実施進捗状況 [姉妹湿地提携、提携した湿地に関する情報、および関連して考慮する他のコメントを含めて下さい]</p>			
<p>「釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原（日本）」と「ハンター河口湿地（豪州）」 「谷津干潟（日本）」と「ブーンドル湿地（豪州）」</p>			

行動 14.1.4.- 「ラムサール条約湿地専門家データベース」などインターネット上のリソースキット及び知識や情報の共有を見直し、拡充する。これらには影響評価、奨励措置、管理計画策定、河川流域管理、参加原則、教育と普及・啓発、そして条約湿地の情報を盛り込む。

<p>1. 湿地問題における知識と情報の共有のためのインターネット上のリソースキットが開発された。</p>	<p>C</p>	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
<p>2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]</p>		

行動 r14.1.i.- 高地アンデス地域の山岳生態系に似た生態系の管理、保全と持続可能な利用における情報と経験を共有する（決議 .39）。

<p>1. 山岳生態系における湿地の情報と経験の共有のための行動が講じられた。</p>	<p>C</p>	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
<p>2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]</p>		

実施目標 15. 湿地の保全と賢明な利用のための財源確保

実施目標 15.1. 湿地の保全と賢明な利用を支援するための国際協力を促進する。

[Go to previous Operational Objective](#) [Go to next Operational Objective](#) - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

<p>優先度：</p>	<p>A</p>	<p><i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i></p>
<p>手段の適切度：</p>	<p>B</p>	<p><i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i></p>
<p>目標（記述による回答）：</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 湿地の保全及び賢明な利用、また、現在の戦略計画の履行に際して、途上国及び市場経済移行国を支援するため、開発援助機関からの資金援助を流通させる。(15.1.1) • 発展途上国及び市場経済移行国のラムサール登録湿地の管理計画の履行を援助する資金を流通させる。(15.1.2) • 二国間開発援助機関による国際協力の実施にあたり、「ラムサール条約のもとでの国際協力のためのガイドライン」の内容の適用に配慮する。(15.1.3) • 各締約国会議において二国間開発援助機関による湿地関連の活動に関する活動状況を報告する。(15.1.4) 	

	<ul style="list-style-type: none"> • 多国間の開発・環境関連援助機関の運用方法の決定や優先度設定に関与する場合には、湿地保全及び賢明な利用が配慮を与えられているよう努める。(15.1.5) • わが国は小規模無償基金への追加的な自主貢献を実施している。これは不定期な貢献であるが、わが国としては、途上国におけるキャパシティ・ビルディング等を目的とした小規模無償基金の重要性を認識しており、本件拠出を毎年実施できるよう努めていく。(15.1.6) • 発展途上国及び市場経済移行国におけるラムサール登録湿地における研修、教育活動に資金を流通させることを検討し、実施に努める。(15.1.7) • 湿地保全に関する民間企業（法人及び基金を含む）の関与を追求し、ラムサール条約のもとでの湿地プロジェクトに民間企業が資金支援を行う機会を求める。(15.1.12) • 特にラムサール登録湿地からの湿地関連製品の環境上健全な取引（を奨励する効果的なメカニズムの設立）の促進について、適宜事務局への助言を行う。(15.1.13) • 環境上健全かつ社会的に公正な方法で生産された湿地の産物を認証する“ラムサール・ラベル”創設の可能性調査について、適宜事務局への助言を行う。(15.1.14)
<p>行動提案 (記述による回答) :</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 被支援国からの要請をもとに、適切な場合には、湿地の保全及び賢明な利用に関して、二国間の開発プログラムを通じて支援を行う。(15.1.1) • 被援助国の要請をもとに、適切な場合には、二国間の開発プログラムを通じて、発展途上国におけるラムサール登録湿地の管理計画の履行を支援する。(15.1.2) • 二国間開発援助機関による国際協力の実施にあたり、「ラムサール条約のもとでの国際協力のためのガイドライン」の内容の適用に配慮する。(15.1.3) • 二国間開発援助機関による援助実績について適宜情報を収集するとともに、各締約国会議への国別報告書において湿地関連の活動に関する活動状況を記載する。(15.1.4) • 必要に応じて、多国間援助機関との意見交換や協議のもとに、多国間の開発・環境関連援助機関の運用方法の決定や優先度設定に関与する場合には、湿地保全及び賢明な利用が配慮を与えられているよう配慮を求める。(15.1.5) • わが国は小規模無償基金への追加的な自主貢献を実施している。これは不定期な貢献であるが、わが国としては、途上国におけるキャパシティ・ビルディング等を目的とした小規模無償基金の重要性を認識しており、本件拠出を毎年実施できるよう努めていく。(15.1.6) • 必要な場合には、発展途上国及び市場経済移行国のラムサール登録湿地における研修、教育に資する活動の支援について可能性を検討する。(15.1.7) • 湿地プロジェクトへの民間企業からの支援を奨励する。(15.1.12) • 特にラムサール登録湿地からの湿地関連製品の環境上健全な取引（を奨励する効果的なメカニズムの設立）の促進について、適宜事務局への助言を行う。(15.1.13) • 環境上健全かつ社会的に公正な方法で生産された湿地の産物を認証する“ラムサール・ラベル”創設の可能性調査について、適宜事務局への助言を行う。(15.1.14)

COP 9 への報告セクション

行動 15.1.1.- 多国間及び二国間開発援助機関から直接資金的支援を集め、開発途上国ならびに市場経済移行国による湿地の保全と賢明な利用及び現存の戦略計画実施の取り組みを支援する。(ガイドライン E 1 節に準拠)

2003-2005 年地球規模の実施目標：二国間援助機関を有する締約国は、その二国間援助機関が、貧困の緩和や他の W S S D 目標と優先事項に関連する湿地の保全と賢明な利用のためのプロジェクトに優先的に融資を行うよう奨励する。

1. (開発援助機関を有する締約国の) 資金援助が湿地問題のために開発援助機関を通じて行われた。

B*Choose an answer for each indicator**A = Not applicable; B = Yes;**C = No; D = Partly/in some cases;**E = In progress; F = Being planned;**G = Being updated; H = Other status**(explain below); I = No answer*

2. 湿地問題のため、その他の資金援助が行われた。

B*Choose an answer for each indicator**A = Not applicable; B = Yes;**C = No; D = Partly/in some cases;**E = In progress; F = Being planned;**G = Being updated; H = Other status**(explain below); I = No answer*

3.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

わが国は、湿地の保全を含む環境関連分野での協力を重視しており、ラムサール条約関連案件として、2001 年度から 2003 年度において技術協力を 32 件実施した。

また、わが国は小規模無償基金への追加的な自主貢献を実施している。わが国としては、途上国におけるキャパシティー・ビルディング等を目的とした小規模無償基金の重要性を認識しており、今後とも本件提出を実施できるように努めていく。

行動 r15.1.i.- 二国間及び多国間の援助機関に対して、開発途上国及び市場経済移行国において、湿地の持続可能な利用を計画し実施する基盤を築くうえで、湿地目録プロジェクトが重要であることに留意し、そのような諸国における湿地目録プロジェクトの支援を優先するよう求める(決議 .6)。

1. 湿地目録に資金援助するため、二国間及び多国間の援助機関と協力した。

H*Choose an answer**A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in**some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being**updated; H = Other status (explain below); I = No answer*

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

環境省では、ミャンマーにおける湿地調査及び湿地目録作成に対して支援を行うとともに、ミャンマー政府職員の COP 8 への参加支援を行い、ミャンマーのラムサール条約加入に大きく貢献した。

環境省では、アジア湿地目録の手法構築、データ収集、普及啓発等について、国際湿地保全連合に対し支援を行った。

行動 15.1.2.- 資源を結集し、開発途上国ならびに市場経済移行国における条約湿地の管理計画の実施を支援する。(実施目標 11.1 も参照)。

1.- ラムサール湿地管理計画実施のための資源を結集するために、援助機関と協力した(可能な場合、湿地数を含めて下さい)。

B*Choose an answer**A = Not applicable; B = Yes; C = No;**D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being**planned; G = Being updated; H = Other status**(explain below); I = No answer*

ラムサール
条約湿地数
2

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [関連する湿地及びこの行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

イランにおいて開発調査「アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査」、モンゴルにおいて技術協力プロジェクト「湿地生態系保全と持続的利用のための集水域管理モデルプロジェクト」を実施。

行動 r15.1.ii.- ラムサール湿地の生態系の持続可能な利用、また河川流域を含んだ水質および水量の維持におけるそれらの役割を通して貧困と戦う際に、それらの本質的な価値および機能の認識の中で、ラムサール湿地の結束した国家的及び国際的な条約湿地ネットワーク設立および効果的な管理を支援するため、高い優先順位を与えるよう、締約国および援助機関を奨励する（決議 .10）（実施目標 11.1 も参照）。

1. ラムサール条約湿地の結束した国内および国際的なネットワークの設立およびそれらの効果的な管理を支援するため、援助機関と協力した。	H	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
--	----------	---

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

ラムサール条約湿地を含む、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略のもと構築されたシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の重要生息地ネットワーク活動を推進した。また、ガンカモ類作業部会が設置した「サカツラガンタスクフォース」及び「トモエガモタスクフォース」の活動を推進した。

行動 r15.1.iii.- 二国間及び多国間援助機関に対して、河川流域及び水資源の管理プロジェクトを企画、設計及び実施するにあたって、関係国の特別な状況及び制約に留意しつつ、湿地の生態学的機能及び生産能力維持のための水の配分及び管理について十分な考慮を確保するよう強く要請する（決議 .1）。

1. 水資源プロジェクトを設計および実施するにあたって、湿地の生態学的機能が維持されるよう、援助機関と協力した。	B	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
--	----------	---

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

各公的機関が環境社会配慮ガイドラインを定め、プロジェクトの実施に当たり環境社会配慮を行っている。公的輸出信用機関でかつ有償資金協力の実施機関である国際協力銀行（JBIC）のガイドラインは、プロジェクトのスクリーニング基準を含め、必要に応じて環境アセスメント報告書の実施を義務づけるとともに、主要なセクターに対しチェックリストを設け、審査すべき項目とその解説を示している。技術協力を担当する国際協力機構（JICA）のガイドラインは、JICA が行う事業において、適切な環境社会配慮の実施を確保するための指針として定められている。環境社会面に重大な影響が想定されるプロジェクトにおいては、プロジェクト準備段階での関係者との協議や情報公開の実施を要件として示しているほか、日本国内の外部有識者も採り入れるとしている。

行動 r15.1.iv.- 二国間及び多国間の開発援助機関に対し、その支援を継続し、オセアニア地域の湿地関連プロジェクトのため、適宜その支援を増やし、かつ能力育成活動を含めるよう支援範囲を拡大する（決議 .42）。

1. オセアニア地域の湿地関連プロジェクトに資金援助をした。	B	<p><i>Choose an answer</i> <i>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</i></p>
--------------------------------	----------	---

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

パラオにおいて技術協力プロジェクト「パラオ国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」を実施している。

行動 15.1.3.- 二国間援助機関を有する締約国は、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」E 1, E 2, E 5, E 7, E 10, E 11, E 14 及び E 15 節を遵守する。その際、特に長期的財源確保のためのメカニズム、プロジェクトの適切なモニタリング、開発援助機関職員の研修、制度的能力開発のための優先事項、開発援助機関の間で協力の必要性、援助国ならびに被援助国における二国間援助機関とラムサール条約担当政府機関の連携の重要性などを考慮する。

(二国間援助を有する締約国へ)		
1. ラムサール条約の国際協力ガイドライン (決議 .19) に関し、開発援助機関と協力した。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 15.1.4. - 15.1.3 に従い、二国間援助機関を有するすべての締約国に、各締約国における湿地関連の活動に対する援助の実績を報告するよう求める。(ガイドライン E 5 節に準拠)

(二国間援助を有する締約国へ)		
1. 湿地問題に関する開発援助機関の活動を評価した。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 15.1.5. - 開発及び環境関連の多国間援助機関の運用に関する優先事項の設定や意思決定に関わる締約国は、湿地の保全と賢明な利用にしかるべき配慮と優先度が与えられるよう努める。

2003-2005 年地球規模の実施目標：関係締約国は、多国間援助機関が貧困緩和の枠組みの中で湿地を優先するよう働きかけ、そのことについて COP 9 に報告する。

1. 湿地問題にしかるべき配慮がなされるよう、多国間援助機関と協力した。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
国連環境計画 (UNEP) の主要ドナー国である我が国は、湿地の保全と賢明な利用に配慮し、UNEP を通じたイラク南部湿原環境管理支援を行っている他、UNEP 国際環境技術センター (IETC) が行う湖沼環境管理技術に関する様々な研修を支援している。		

行動 15.1.6. - ラムサール条約小規模助成基金とその基本財産基金、及びラムサール条約広報教育普及啓発プログラム任意基金に対する財政支援 中・長期的な支援が望ましい を行い、前者に対し年間百万米ドル、後者に対し年間 50 万ドルを拠出するよう努める。(ガイドラインの E4 及び E9 節に準拠)

行動 16.1.2 参照		
1. ラムサール小規模助成基金に財政支援をした。	B	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. ラムサール基本財産基金に財政支援をした。	C	
3. ラムサール CEPA プログラムの任意基金に財政支援をした。	C	
4. - COP8 以降の実施進捗状況 [上に示された基金及びサービスを支援するためになされた支援に関する追加コメントを含めて下さい]		
わが国は小規模無償基金への追加的な自主貢献を実施している。わが国としては、途上国におけるキャパシティ・ビルディング等を目的とした小規模無償基金の重要性を認識しており、今後とも本件拠出を実施できるように努めていく。		

行動 15.1.7.- 資源を結集し、条約湿地の現場に湿地研修・教育センターを設置し、また開発途上国ならびに市場経済移行国における湿地教育担当者の研修を支援するための取り組みを支援する。		
1. 途上国及び市場経済移行国におけるラムサール条約湿地の湿地研修・教育センターを支援するため、資源を結集させる方策が講じられた。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
国際協力機構では、途上国を対象とした湿地保全及び賢明な利用、サンゴ礁の保全、マングローブの保全に関する研修コースを実施している。		
行動 15.1.8.- 開発援助を受ける締約国は、開発援助機関による審査対象となる国家政策や計画の中に湿地の保全と賢明な利用のためのプロジェクトを盛り込み、特に制度に関する能力開発のためのプロジェクトを優先する。(ガイドラインの E8 及び E12 節に準拠)。		
1. 開発援助機関に対し、湿地関連プロジェクトの提案がなされた。	A	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
行動 15.1.9.- ラムサール条約と生物多様性条約 (C B D) の両条約の締約国は、C B D との共同作業計画の実施の一環として、また C B D の C O P 4 における内水面生態系に関する決議 / 4 の段落 6 及び 7 に準拠し、地球環境ファシリティー (G E F) の審査基準に合うような、湿地の保全と賢明な利用のためのプロジェクトを策定する。		
2003-2005 年地球規模の実施目標：少なくとも 15 か国に対し、地球環境ファシリティーに提出するプロジェクトを準備するための支援を提供する。		
1. 湿地に関連するプロジェクトの提案が GEF に対し行われた。	A	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
行動 15.1.12.- 湿地の保全に企業や財団など民間部門の参画を求め、ラムサール条約の下での民間部門からの財政支援の機会を追求する。		
1. 湿地プロジェクトに民間部門および民間部門資金が組み入れられる方策が講じられた。	D	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
「日本の重要湿地 500」の広報及びシギ・チドリ類やガンカモ類の全国モニタリング調査、自然環境保全基礎調査等の実施、調査結果の広報により、民間部門を含む各種の事業主体が湿地の特質及び保全の必要性についてより深く認識するよう奨励した。		
行動 15.1.13.- 国際貿易協定を遵守しつつ、特に条約湿地などからの湿地に由来する製品の環境上適正な取引を奨励する効果的なメカニズムの確立を促進する。		

1. 湿地、特にラムサール条約湿地に由来する製品の環境上適正な取引を奨励するためのメカニズムが確立された。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

実施目標 15. 湿地の保全と賢明な利用のための財源確保

実施目標 15.2. 国内及び外国投資によるものを含むすべての開発計画において、環境保護措置と影響評価が不可分の要素として盛り込まれるようにする。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	A = High; B = Medium; C = Low; D = Not relevant; E = No answer
手段の適切度：	B	A = Good; B = Adequate; C = Limiting; D = Severely limiting; E = No answer
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 提案されたローン、開発プロジェクトが環境保護手段と起こりうる湿地への影響の評価を含むよう、銀行、財政組織、民間投資者、開発者などの国際開発団体の作業を奨励する。(15.2.1) 国内法規則が、湿地に影響を与える開発事業のための環境保護手段及び環境影響評価の要請などを含むことを確実にする。(15.2.2) 湿地関連事業による開発の承認を見直し、これらの活動から得られた資金が、国内の湿地管理に還元されるようなメカニズムの導入の検討を奨励する。(15.2.3)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> 提案されたローン、開発プロジェクトが環境保護手段と起こりうる湿地への影響の評価を含むよう、銀行、財政組織、民間投資者、開発者などの国際開発団体によるガイドラインの適用を奨励する。(15.2.1) 環境影響評価法をはじめとした関連の国内法令により、湿地に影響を与える開発事業のための環境保護手段及び環境影響評価の要請などを含むことを確実にするよう必要に応じて検討する。(15.2.2) 湿地関連事業による開発の承認を見直し、これらの活動から得られた資金が、国内の湿地管理に還元されるようなメカニズムの導入について、適宜、既存の事例など情報を収集し、関係者に配布する。(15.2.3)

COP 9 への報告セクション

行動 15.2.1.- 銀行、金融機関、民間投資家ならびにディベロッパーを含む国際開発機関と連携し、補助金、融資及び開発計画の提案の中に、必ず湿地に加えられる可能性のある影響に対する環境安全措置及び環境影響評価を含むよう図る。（ガイドライン G1 節に準拠）

1. 湿地における各種プロジェクトにより起こりうる影響に対して、投資家と連携する方策が講じられた。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. - COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
各公的機関が環境社会配慮ガイドラインを定め、プロジェクトの実施に当たり環境社会配慮を行っている。公的輸出信用機関でかつ有償資金協力の実施機関である国際協力銀行（JBIC）のガイドラインは、プロジェクトのスクリーニング基準を含め、必要に応じて環境アセスメント報告書の実施を義務		

づけるとともに、主要なセクターに対しチェックリストを設け、審査すべき項目とその解説を示している。技術協力を担当する国際協力機構（JICA）のガイドラインは、JICAが行う事業において、適切な環境社会配慮の実施を確保するための指針として定められている。環境社会面に重大な影響が想定されるプロジェクトにおいては、プロジェクト準備段階での関係者との協議や情報公開の実施を要件として示しているほか、日本国内の外部有識者も採り入れるとしている。

このような環境社会への配慮を確保するための各々のガイドラインに基づき、JBIC及びJICAは個別のプロジェクトの審査・検討を行っている。例えば、サハリン島の石油及び天然ガスを開発するサハリン フェーズ2プロジェクトに対する融資の審査において、JBICは、同プロジェクトにより起こりうる湿地への影響を含む各種の環境社会影響に対して、事業主体により適切な配慮がなされているかを確認することとしている。

行動 15.2.3.- 湿地に関するプロジェクト策定の承認のあり方を見直し、これらの活動から得られる資源を国内の湿地管理の実践に振り向けるためのメカニズム導入を検討する。（ガイドライン G3 節に準拠）

1. 湿地から直接得られる資源を湿地管理に還元するメカニズムを導入するための作業が行われた。	C	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

実施目標 16. 条約の財源確保

実施目標 16.1. 締約国会議からの期待に応えるため、条約の統治メカニズム及びプログラムに必要な資金を提供する。

[Go to previous Operational Objective](#)
 [Go to next Operational Objective](#)
 - [Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	A	A = High; B = Medium; C = Low; D = Not relevant; E = No answer
手段の適切度：	A	A = Good; B = Adequate; C = Limiting; D = Severely limiting; E = No answer
目標（記述による回答）：	<ul style="list-style-type: none"> • 各暦年の最初に、条約の中心となる予算に対して完全にかつ適切に、年次拠出を行う。(16.1.1) • 小規模無償基金をはじめ戦略計画によって決定された優先活動を支援するため、条約に対する追加的な自主的貢献の提供を検討する。(16.1.2) 	
行動提案（記述による回答）：	<ul style="list-style-type: none"> • わが国の年次予算スケジュールに従い、条約の中心となる予算に対して完全にかつ適切に、年次拠出を行う。(16.1.1) • 小規模無償基金への自主的貢献について、毎年度実施できるよう努める。(16.1.2) 	

COP 9 への報告セクション

行動 16.1.1.- 条約の基本予算に対する年間拠出金の全額を毎暦年の初頭に速やかに支払う。

1. ラムサール条約拠出金は、完全かつ適切に支払われた。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2.- COP8以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
わが国の年次予算スケジュールに従い、条約の分担金を完全にかつ適切に、年次拠出を行っている。		

行動 16.1.2.- 条約に対する任意の追加拠出を検討し、小規模助成基金とその基本財産基金、広報教育普及啓発プログラム任意基金、研修サービス、地中海湿地フォーラムなどの地域的取り組み、モントルー・レコード記載の湿地やその他の条約湿地へのラムサール諮問調査団の派遣、戦略計画が定める優先的活動などを支援する。

行動 15.1.6 に記された支援に加え、以下に関し任意の支援がなされた：

1. 国際湿地保全連合によって運営されるラムサール研修サービスに対して	C	<i>Choose an answer for each indicator</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
2. 条約に基づく地域的取組に対する支援	C	
3. モントルー・レコードに記載されたラムサール条約湿地に関するラムサール諮問調査団に対して	C	
4. サンホセ・レコードの手法（ロジスティクス）の開発、維持管理に対して	C	
5. STRP の作業に対する支援	C	
6. ラムサール条約事務局でのインターンシップ・プログラムの拡大に対して	C	
7. COP9 に関連して	H	
8.- COP8 以降の実施進捗状況 [上記のサービスへの支援に対する拠出に関する追加コメントを含めて下さい]		

アジアからの参加に対する COP 9 の途上国参加支援を検討中。

実施目標 17. 条約の制度的メカニズム

実施目標 17.1. 締約国会議、常設委員会、STRP ならびに条約事務局が、この戦略計画実施を支援して効率的、実効的に機能するよう図る。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer
手段の適切度：	B	A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer
目標（記述による回答）：	<ul style="list-style-type: none"> STRP の作業のための国内担当窓口、広報、教育及び普及啓発プログラムのための 2 名の国内窓口（一名は政府、一名は NGO）を指名することを確実にする。(17.1.6) 	
行動提案（記述による回答）：	<ul style="list-style-type: none"> わが国は、既に STRP 及び CEPA 国内窓口を指名済みであるため、本項目の行動は設定しない。(17.1.6) 	

COP 9 への報告セクション

行動 17.1.6.- 各締約国が STRP 業務のための担当窓口として 1 ヶ所（決議 .2 及び .28 の要請に基づく）、また CEPA プログラムの担当窓口として 2 ヶ所（政府と NGO（非政府組織）に各 1）を確実に指定する。

CEPA 国内担当窓口に関して行動 r9. . 参照

1. STRP 業務のための国内担当窓口を指定した。	B	<i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F = Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer
----------------------------	----------	--

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [*STRP 国内担当窓口及び他の関連する考慮に関する情報を含めて下さい*]

わが国は、既に STRP の国内窓口を指定済みである。

実施目標 18. 締約国の制度的能力

実施目標 18.1. 湿地の保全と賢明な利用を実現するために、締約国の制度的能力を開発し、締約国内の機関相互の協力を促進する。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ・湿地の保全と賢明な利用に責任を有する既存の国内組織の見直しを行い、その結果に基づき、以下の措置を特定し、実施する。(18.1.1) ・湿地に関して、特に水資源管理、生物多様性及び湿地保全・管理について、責任を有する組織間の協力とシナジーを強化する。(18.1.1 a)) ・環境条約の国内担当窓口の間で、より一層の協力連携を促進する。(18.1.1 b)) ・ラムサール管理当局と、湿地保全及び管理に関わる国内の専門的、技術的、科学的及び教育の団体及び組織の間の連絡及び、適切な場合には、密接な調整を促進する。(18.1.1 c)) ・組織が条約を完全に履行することを可能とするため、適切に訓練された職員を、適当な人数供給する。(18.1.1 d)) ・決議の履行を確保するため、関係する政府機関や自治体、NGO の代表から構成される国内ラムサール委員会を継続して運営する。また、この委員会の適切な機能が確保されるよう努める。(18.1.2) ・必要に応じて、指定されたラムサール国内管理当局及び自治体の担当窓口、科学技術評価委員会及び CEPA の国内担当窓口を見直す。(18.1.3) ・（国別報告書様式にもとづく）ラムサール国内計画ツールを利用し、進行中の計画及びモニタリングのメカニズムとして、条約の履行と連携・調和した国内の取組みの達成を支援する。(18.1.4)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ・湿地の保全と賢明な利用に責任を有する既存の国内組織の見直しを、必要があれば、実施する。また、その結果を踏まえつつ、定期的に、ラムサール国内連絡会議や、関係省庁連絡会議を開催し情報交換等を行う。(18.1.1 a)) ・わが国においては、外交当局である外務省地球環境課において環境条約を一括して所掌している。また、生物多様性国家戦略に関する省庁間連絡会議が存在する。これらのメカニズムを通じて、環境条約の履行や関連の活動に関する連携調整を図る。(18.1.1 b)) ・CEPA 国内検討会及び、ラムサール条約国内連絡会議を必要に応じて開催し、ラムサール管理当局と、その他の関係団体の連絡調整を進める。(18.1.1 c)) ・条約の履行のために必要な定員を必要に応じて確保するよう、作業の優先順位の見直しや、関係課や係ごとの作業の分担の見直しを含めて、所要の措置を講ずる。(18.1.1 d)) ・国別報告書の作成や、締約国会議の結果の報告をはじめ、条約の履行に関する意見、情報交換を促進するため、平成 8 年に設置された、関係する政府機関や自治体、NGO の代表から構成される国内ラムサール委員会

	<p>を定期的開催し、情報・意見交換を行う。(18.1.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の変更などの状況の変化に応じて、ラムサール国内管理当局及び自治体の担当窓口、科学技術評価委員会及び CEPA の国内担当窓口を見直し、必要であれば変更を行う。(18.1.3) ・(国別報告書様式にもとづく)ラムサール国内計画ツールの和訳を作成し、関係する政府部局等に配布する。(18.1.4)
--	---

COP 9 への報告セクション

行動 18.1.1.- 湿地の保全と賢明な利用に責任を有する現存の国内機関の見直しを奨励し、その見直しに基づいて、以下の方策を策定し実行する。

a) 湿地の問題に直接的・間接的責任を有する機関、特に水資源の管理機関、及び生物多様性、湿地の保全と管理を担当する機関などの間の協力や協働を強化する。

b) 国内の各環境関連条約の担当窓口間の協力を強化し、また適切な場合、統合的なアプローチを促す。また、統合的なアプローチを確実にするための調整委員会の設置を検討する。

c) ラムサール条約担当政府機関と、社会的、文化的遺産の問題を含む湿地の保全または管理に関わる専門、技術、科学、教育に関する国内の団体などの間の接触を増やし、適切な場合、それらの機関との緊密な連携を促進する。

d) これらの機関が条約を効果的に施行することができるよう、適切な訓練を受けた職員を適切な人数、配置する。

1.湿地の保全及び賢明な利用に責任を有する国内機関の見直しが完了した。	E	<p><i>Choose an answer</i></p> <p>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</p>
-------------------------------------	----------	--

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [見直し及び関連する考慮に関する情報を含めて下さい]

湿地の保全と賢明な利用に責任を有する既存の国内組織（ラムサール条約推進国内連絡会議、ラムサール条約関係省庁連絡会議等）の見直しを、必要に応じて実施している。

行動 13.1.1 参照

3.環境関連条約の担当窓口間の調整委員会が設置されている。	C	<p><i>Choose an answer</i></p> <p>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</p>
-------------------------------	----------	--

4.- COP8 以降の実施進捗状況 [調整委員会及び他の関連する考慮に関する情報を含めて下さい]

わが国では、ラムサール条約と関連する各種条約との間の連携・調整のための省庁間の仕組みは有していないが、外交当局である外務省地球環境課において、環境関連条約を一括して所掌している。また、生物多様性国家戦略に関する省庁間連絡会議が存在している。これらのメカニズムを通じて、環境条約の履行や関連の活動に関する連携調整を図っている。

5. ラムサール条約担当政府機関と、湿地問題、特に水資源及び生物多様性に関する問題について直接的または間接的な責任を有する他の国内機関との協力を確実にするためのメカニズムがある。	B	<p><i>Choose an answer for each indicator</i></p> <p>A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;</p>
6. ラムサール条約担当政府機関と、社会的及び文化的遺産の問題を含む湿地の保全または管理に関わる、専門、科学、教育に関する団体や機関間の協力を確実にするためのメカニズムがある。	B	<p>E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</p>

7. COP8 以降の実施進捗状況 [関連する協働メカニズム、および関連する考慮に関する他のコメントに関する情報を含めて下さい]

ラムサール条約推進国内連絡会議及びラムサール条約関係省庁連絡会議を必要に応じて開催し、ラム

サール条約管理当局と、関係行政機関及び自治体、団体等との連絡調整を行っている。

行動 r18.1.i.- 19. 締約国に対して、気候変動と湿地の関連性の問題に取り組むために、制度的能力と国レベルの関係諸機関の間の協力関係を構築、強化する必要性に特に注意を払うよう、また取組の進捗を、その成果と直面した難題の特定を含めて、COP9で報告する(決議 3)。

1. 気候変動と湿地の関係性に取り組むための作業が実施された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 18.1.2.- 国内湿地委員会または国内ラムサール委員会を設置し、国の水管理担当省庁を必要に応じて含む関係政府省庁、また非政府組織、STRP及びCEPAの国内担当窓口、主要な利害関係者、先住民、地域住民、民間部門、関係団体や土地利用・管理当局などを代表し、それぞれからの意見を提供する場とする。(勧告5.13)委員会が設置されている場合、それが、確実に、適切に機能するよう図る。

行動 r3.4. , r13.1. 参照

1. 国内ラムサール/湿地委員会(または相当する組織)が存在する。

B

Choose an answer for each indicator

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned;

G = Being updated; H = Other status

(explain below); I = No answer

2. ラムサール委員会が存在する場合、それは関係する複数の機関(関係省庁、NGO、主な利害関係者、地域住民、民間部門など)で構成されている。

B

3. COP8以降の実施進捗状況 [国内湿地委員会に関する追加コメントを含めて下さい]

関係省庁、自治体(県及び市町村)及びNGOの代表により構成されるラムサール推進国内連絡会議を必要に応じて開催し、情報交換等を実施している。

行動 18.1.3.- 各締約国において、条約の担当政府機関(適切な場合は都道府県の担当窓口)、STRP及びCEPAの担当窓口を見直し、これらの窓口が条約と湿地の賢明な利用に関わるすべての関係機関や団体による参画を増強する上で確実に効果を発揮するよう図る。

1. ラムサール条約担当政府機関、国内湿地委員会(または相当する組織)、STRP及びCEPAの担当窓口等について、条約の有効な履行のための制度的能力が評価された。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned;

G = Being updated; H = Other status (explain below);

I = No answer

2.- COP8以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 18.1.4.- 国別計画策定ツール(国別報告書の様式に基づき)を継続的な計画策定とモニタリングのためのメカニズムとして利用し、条約を緊密に調整をとって実施するための各国の取り組みが達成されるよう支援する。理想的には、このツールはすべての関係政府部局、省庁が利用し、また国内湿地委員会または国内ラムサール委員会や、その他の利害関係者からのインプットが必要に応じて盛り込まれていなければならない。

1. 国別報告書の様式が、条約の履行のための国内計画ツールとして利用された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

COP8の前に暫定的な国別目標と行動を作成している。また、国別報告書様式は、条約の履行状況に

関するモニタリングのツールとして有効であった。

実施目標 20. 研修

実施目標 20.1. 特に開発途上国や市場経済移行国などにおいて湿地の保全と賢明な利用に関わる機関や個人にとって必要な研修の内容を特定し、適切な対応を行う。

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to next Operational Objective](#)

[- Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	B	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting; D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ・条約の「湿地研修サービス」を実施し、また一層発展、宣伝する。(20.1.1) ・湿地の保全及び賢明な利用に関する研修について、その必要性和対象者を特定するよう努める。(20.1.2) ・ラムサール賢明な利用資源センター及び湿地管理研修機会ディレクトリの更なる発展を通じて、国家・地方・地域・地球規模において、湿地の保全と賢明な利用のために不可欠な研修機会の情報を特定し、広める。(20.1.3) ・以下の分野を含んだ、新たな研修活動及び一般的な研修モジュールを必要に応じて作成、開発する。特に、以下について高い優先度を与える。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 湿地目録、評価、監視 2) 国家湿地政策及び計画 3) 河川流域管理 4) 環境影響評価 (20.1.5) ・以下による管理者向けの研修機会を提供する。特に以下について高い優先度を与え、継続的に実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定のラムサール湿地における試験的研修コースの開催 2) 世界中の湿地管理者向け研修コースについて情報を得て広める。(20.1.6) ・研修活動への支援のため、小規模無償基金の運用手引きにおいて高い優先度を与え続ける。(20.1.7) ・地域内湿地研修・研究センターの一層の開発と利用を奨励する。(20.1.8) ・湿地の保全と賢明な利用に関する情報、技術援助と助言、そして専門的技術を交換する。(20.1.9)
行動提案（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ・特に、わが国が実施する研修サービスに関する情報の提供などを通じて、「湿地研修サービス」の実施・発展について、国際湿地保全連合及び事務局に対する所要の協力をを行う。(20.1.1) ・湿地の保全及び賢明な利用に関する研修について、国内における必要性和対象者を特定するため必要に応じて情報収集を行う。(20.1.2) ・もしある場合には、湿地の保全と賢明な利用に関する研修機会の情報を、ラムサール賢明な利用資源センター及び湿地管理研修機会ディレクトリに提供する。(20.1.3) ・国際協力事業団あるいは環境研修センターの実施する研修活動等において、必要に応じて、新たな研修活動及び一般的な研修モジュールを作成、開発する。(20.1.5) ・国際協力事業団が実施する釧路湿原などラムサール湿地における「湿地

	<p>環境及び生物多様性保全」研修コースについて、平成 15 年度についても引き続き実施するよう努める。また、実施内容や応募に関する情報を適切に各国に配布する。(20.1.6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修活動への支援のため、小規模無償基金の運用手引きにおいて高い優先度を与え続けるよう、常設委員会及び事務局に対して必要に応じて助言する。(20.1.7) ・JICA 研修に係る既存の施設や、水鳥湿地センターをはじめ、湿地の研修や教育、調査研究等に関わる組織の適切な利用を図る。(20.1.8) ・湿地の保全と賢明な利用に関する情報、技術援助と助言、そして専門的技術を、必要に応じて、条約事務局や国際団体パートナーに提供し、その交換を促進する。(20.1.9)
--	---

COP 9 への報告セクション

行動 20.1.1.- 条約の湿地研修サービスを実施し、さらに拡充し、広報する。
 2003-2005 年地球規模の実施目標：ラムサール条約湿地研修サービスを整備し全面的に実施する。

1. 国際湿地保全連合によるラムサール研修サービスの開発と利用に参画した。	C	<p><i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</p>
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 20.1.2.- 条約の実施と、特に「賢明な利用ガイドライン」や「ラムサールハンドブック」などの利用の研修の必要性と対象者を国、都道府県及び地方レベルで特定する。
 2003-2005 年地球規模の実施目標：少なくとも半数の締約国が、国や地方レベルで必要な研修内容を検討し終える。

1. 国および地域レベルでの研修における、条約の履行と賢明な利用ハンドブックの利用に関するニーズについて評価がなされた。	C	<p><i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</p>
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		

行動 20.1.3.- 湿地の保全と賢明な利用に不可分な分野について現在行われている研修の機会に関する情報を、国、地域、地球規模で確認し、広報する。また、そのため条約事務局のラムサール賢明な利用資料センター (http://ramsar.org/wurc_index.htm) ならびに湿地管理研修機会目録 (http://ramsar.org/wurc_training_directory.htm) をさらに拡充する。

1. 湿地に関連する既存の国内での研修が特定された。	D	<p><i>Choose an answer</i> A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer</p>
2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]		
国際協力機構が実施する「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」、 「サンゴ礁生態系の保全管理」、「マングローブ生態系の持続可能な管理と保全」の各研修コースについて、実施内容や応募に関する情報を適切に各国に配布している。		

行動 20.1.5.- 新たな研修活動と、必要に応じ、ラムサールハンドブックの利用についての一般研修モジュールを準備、提供できるようにし、または開発する。また下記の分野については特化したモジュールを提供する。

- a) 湿地目録、アセスメントとモニタリング；
- b) 国家湿地政策と計画；
- c) 統合的集水域・河川流域及び沿岸域計画の策定と管理；
- d) 地方、都道府県または集水域・河川流域レベルの統合的湿地管理計画策定；
- e) 湿地の再生と回復；
- f) 侵入外来種；
- g) 農業による湿地と水資源への影響；
- h) 影響評価と戦略的環境影響評価；
- i) 気候変動の影響及びそれらの影響の適応的管理と緩和；
- j) 湿地の経済評価；
- k) C E P Aに関する技術。

1. 湿地に関連する問題についての研修モジュールと教材が開発された。

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [上記にリストされた問題に関する研修モジュールと教材、及び関連して考慮される追加コメントに関する情報を含めて下さい]

国際協力機構が実施する湿地保全に関する研修コースについては、従来の湿地保全・生物多様性保全に加え、2004 年から湿地の修復・再生、賢明な利用の面を強化した内容に組み替えられた。

環境調査研修所では、2002 年に成立した「自然再生推進法」に対応して、環境省の自然保護官を対象とする研修に自然再生に関するコースを設け、実施している。また、主に地方自治体職員を対象とした自然保護研修を始めとする研修でも、湿地保全の重要性に触れている。

国土交通大学校での河川環境研修において、湿地再生に関する内容も盛り込んでいる。

行動 20.1.6.- 以下の行動により、管理者研修の機会を提供する。

- a) できれば姉妹条約湿地同士で、実地研修を通じた職員の交流を奨励する；
- b) 特定の条約湿地において試験的な研修講座を開設する；
- c) 条約湿地の現場に湿地管理者や湿地教育者研修用の施設を設置する；
- d) 全世界の湿地管理者向けの研修講座に関する情報を入手し、広報する；
- e) 米国政府が南米・カリブ海諸国のために資金提供する「未来の湿地イニシアティブ」のような地域研修イニシアティブをさらに立ち上げる。

1. 国内での管理者研修の機会が提供された。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2. COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

国際協力機構が、途上国を対象に「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」、「サンゴ礁生態系の保管理」、「マングローブ生態系の持続可能な管理と保全」の各研修コースを実施している。

谷津干潟では、姉妹湿地であるブンドル湿地を有する豪州ブリズベン市と湿地交流事業を実施しており、その中で職員の交換研修が実施されている。

環境調査研修所では、2002 年に成立した「自然再生推進法」に対応して、環境省の自然保護官を対象とする研修に自然再生に関するコースを設け、実施している。また、主に地方自治体職員を対象とした自然保護研修を始めとする研修でも、湿地保全の重要性に触れている。

国土交通大学校での河川環境研修において、湿地再生に関する内容も盛り込んでいる。

行動 20.1.7.- 研修活動支援のための小規模助成基金に提出するプロジェクトの策定を引き続き奨励する。

1. 研修に関連するプロジェクトを小規模助成基金に提出した。

A

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

行動 20.1.8.- 「西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンター」（決議 .26）や「中央及び西アジアにおける湿地に関する研修及び研究のための地域ラムサールセンターの設立」（決議 .41）など、湿地に関する研修と研究のための地域センターのさらなる拡充と利用を奨励する。

1.- 湿地に関する研修と研究のための地域センターの拡充への支援が行われた（可能であれば、センターの数を含めて下さい）。

C

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

センター
の数

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [センターのリスト及び関連して考慮される追加コメントに関する情報を含めて下さい]

行動 20.1.9.- CEPA プログラム、条約事務局ならびに国際団体パートナーを通じて、湿地の保全と賢明な利用のための情報、技術支援、助言や専門知識の交流を図る。

1. 湿地に関する研修について、情報および専門知識の交換に参加した。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated; H = Other status (explain below); I = No answer

2.- COP8 以降の実施進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

CEPA メーリングリストに参加している。

実施目標 21. 条約の締約国

実施目標 21.1. 条約の締約国を全世界に確保する

[Go to previous Operational Objective](#)

[Go to Feedback on Report Format - Go to Table of Contents](#)

計画ツールセクション

優先度：	B	<i>A= High; B= Medium; C= Low; D= Not relevant; E= No answer</i>
手段の適切度：	A	<i>A= Good; B= Adequate; C= Limiting D= Severely limiting; E= No answer</i>
目標（記述による回答）：		<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア小地域内の非締約国（ミャンマー、ブルネイ、ラオス、シンガポール）に対して直接接触し、条約加盟の意義に関する情報を提供する。これを通じて、2005年までに、東アジア地域において2ヶ国が新たに加盟することを目指す。(21.1.1 a) ・UNDP 国内事務所や、他の条約事務局からの支援を求める。(21.1.1 c) ・締約国と非締約国の参加による小地域ワークショップを開催するよう努める。(21.1.1 d) ・
行動提案		<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー、ブルネイをはじめとした東アジア地域の非締約国に直接接触し、条約加盟の意義に関する情報を提供する。(21.1.1 a)

(記述による回答) :	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地の保全に関するプロジェクト実施及び支援について、必要に応じて、他の関係機関、条約との意見交換を行い、可能性を追求する。(21.1.1 c)) ・ 地域内の他国と共同して、締約国と非締約国の参加による湿地保全に関するワークショップの開催を検討する。(21.1.1 d))
-------------	---

COP 9 への報告セクション

行動 21.1.1.- 下記の行動を通じて新しい締約国を募る。

a) 非締約国と直接接触することにより、加盟に伴う利点に関する情報を提供するとともに、条約加盟の阻害要因を克服するための助言、支援を行う。

b) 非締約国の外交代表との接触を密にする。

c) 地域的・海域条約など、他の条約の事務局、また各国における国連開発計画、世界銀行、その他の連絡事務所からの支援を求める。

d) 締約国と非締約国双方が参加する小地域ワークショップを開催する。

e) 条約加入時に条約湿地リストに掲載しうる国際的に重要な湿地を選定するための支援を行う。

f) 非締約国が地域会合及び締約国会議にオブザーバーとして参加するよう促す。

g) 加入のための情報キットを出版、広報し、オセアニア諸国（より一般的には小島嶼開発途上国を含む）による加入手続きを支援する。（決議 .42）。

1. 新しい締約国の条約加入を促進するための行動がとられた。

B

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases;

E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer

2. - COP8 以降の実進捗状況 [この行動の実施に関する追加コメントを含めて下さい]

環境省では、ミャンマーにおける湿地調査及び湿地目録作成に対して支援を行うとともに、ミャンマー政府職員の COP 8 への参加支援を行い、ミャンマーのラムサール条約加入に大きく貢献した。

COP9 国別報告書へのフィードバック

[Go to last Operational Objective \(21\)](#)

[Go to Table of Contents](#)

COP9 国別目標策定ツール、国別報告書フォーマットに関する追加コメントを含めて下さい（例えば報告するガイドラインがどのように改善されるかに関する質問の妥当性、それらを完成する際の困難さ、またそれ以上の推薦）

特定のワーキンググループが設置される場合、COP10 国別報告書フォーマットの準備に参加することに関心があるか？

D

Choose an answer

A = Not applicable; B = Yes; C = No; D = Partly/in some cases; E = In progress; F= Being planned; G = Being updated;

H = Other status (explain below); I = No answer